

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について  
(案)

平成 2 1 年 1 1 月

中央環境審議会



# 第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について（案）

## 【目 次】

I	はじめに	1
II	全般的評価	3
1.	最近の環境政策の動向	3
2.	環境の各分野の概況	5
III	重点点検分野の点検	13
1.	都市における良好な大気環境の確保に関する取組	13
	【新規設定事項】	
	重点調査事項①：固定発生源からの大気汚染物質の削減に向けた取組	14
	【第1回点検後フォローアップ事項】	
	重点調査事項②：環境的に持続可能な交通システム実現のための取組	20
	重点調査事項③：ヒートアイランド対策のための取組	23
2.	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組	27
	【新規設定事項】	
	重点調査事項①：ノンポイントソースによる水質汚濁に対応するための取組	28
	【第1回点検後フォローアップ事項】	
	重点調査事項②：閉鎖性水域における環境改善のための取組	33
	重点調査事項③：流域における水循環改善のための取組	38
3.	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり	43
	【新規設定事項】	
	重点調査事項①：適切な環境表示の推進	44
	【第1回点検後フォローアップ事項】	
	重点調査事項②：地方公共団体のグリーン購入実施状況	51
	重点調査事項③：SRI等の環境投資の拡大	55
4.	長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備	58
	【新規設定事項】	
	重点調査事項①：…環境分野の研究・技術開発の戦略的重点化	59
	【第1回点検後フォローアップ事項】	
	重点調査事項②：環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況	66
	重点調査事項③：戦略的環境アセスメントの取組状況	72
5.	国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進	75
	【新規設定事項】	
	重点調査事項①：東アジアにおける地球環境及び地域環境の改善に係るネットワーク構築の進捗状況	76
	【第1回点検後フォローアップ事項】	
	重点調査事項②：国際的な経済連携・地域統合と環境の融合	88
	重点調査事項③：NGO/NPO等が東アジア地域等の環境管理能力の向上に果たしている役割	92

IV	その他	98
1.	各府省における環境配慮の方針に係る取組状況	98
2.	国民及び地方公共団体に対するアンケート調査結果の概要	99
3.	予防的な取組方法の考え方に基づく施策のフォローアップの結果について	110
V	おわりに	125
	注釈	126
	別紙	136

## 第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について

### I はじめに

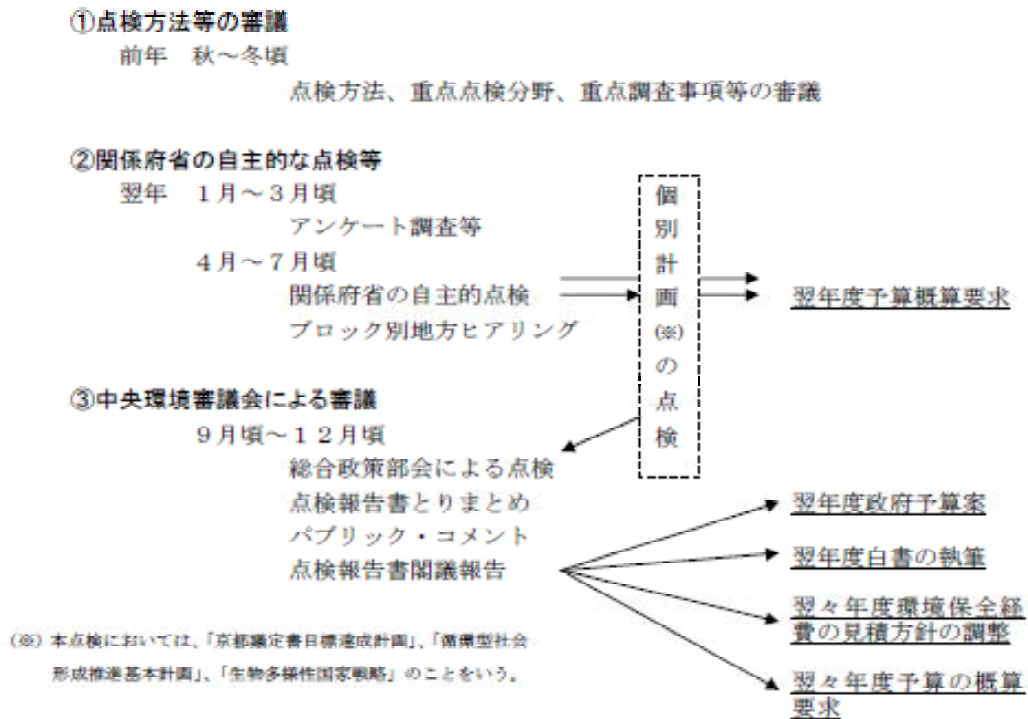
中央環境審議会においては、第三次環境基本計画（平成18年4月閣議決定）の着実な実行を確保するため、毎年、国民各界各層の意見も聞きながら、同計画に基づく施策の進捗状況などの点検を実施しています。

今回の点検は、前回の第2回目の点検に続き、第3回目の点検として行うものであり、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」、「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」、「長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備」及び「国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進」の5分野を重点点検分野として位置付け、この分野を中心に、関係府省の自主的な点検結果を踏まえ、中央環境審議会総合政策部会において行ったものです。

なお、平成19年に行った第1回目の点検においては、今回と同様に上記5分野を重点点検分野とし、重点点検分野ごとに2つの重点調査事項を設定して点検を行いました。今回の点検に当たっては、これらの重点調査事項について、その後のフォローアップを行うとともに、新たに、重点点検分野ごとに新規の重点調査事項を1つ設けて、点検を行っています。

## ○ 第三次環境基本計画の点検の具体的な進め方について

毎年行う第三次環境基本計画の点検は、①点検方法等の審議、②関係府省の自主的な点検等及び③中央環境審議会（総合政策部会）による審議という手順で行っています。



注1) 日程：環境基本計画点検小委員会(H21 7/28,7/30,8/20) 総合政策部会(H21 3/23,9/25,11/27)

注2) ブロック別地方ヒアリングは、「国民、地方公共団体、事業者等の取組の把握」のみならず、「パネルディスカッション」を通して意見を発表いただき、今後の計画推進の参考とすることとし、「環境シンポジウム」として実施している。

また、効率的に点検を実施するため、

- ・重点分野政策プログラムのうち、重点的に点検を行う分野を重点点検分野として選定し、
- ・特に焦点を当てて審議を行う重点調査事項を設定するとともに、
- ・小委員会方式の導入による対話を重視した審議を進めることとしています。

参考：現時点の想定スケジュール(時々事情等を踏まえて確定していきます。) 網掛け部分は今回の点検における重点点検分野

重点分野政策プログラム名	H19	H20	H21	H22
①地球温暖化問題に対する取組		○		○
②物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組		○		○
③都市における良好な大気環境の確保に関する取組	○		○	
④環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組	○		○	
⑤化学物質の環境リスクの低減に向けた取組		○		○
⑥生物多様性の保全のための取組		○		○
⑦市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり	○		○	
⑧環境保全の人づくり・地域づくりの推進		○		○
⑨長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備	○		○	
⑩国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進	○		○	

## II 全般的評価

### 1. 最近の環境政策の動向

平成18年（2006年）4月に第三次環境基本計画が策定されて以来、既に3年以上の期間が経過しましたが、この間も、我が国では新たな取組が進められており、昨年（2008年）の第2回点検以降に限っても、環境分野ごとに、例えば以下のような取組が進められています。

近年特に関心が高まっている地球温暖化問題については、平成21年（2009年）7月にイタリアで開催されたG8ラクイラ・サミットにおいて、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成するというG8北海道洞爺湖サミットでの合意が再確認されるとともに、その一部として、「先進国全体において、1990年又はより最近の複数の年と比して2050年までに80%、又はそれ以上削減するとの目標を支持する」こと、「産業革命前からの世界全体の平均気温の上昇が2℃を超えないようにすべきとする広範な科学的知見を認識する」ことが首脳文書に盛り込まれています。また、鳩山内閣総理大臣は、平成21年（2009年）9月の国際連合気候変動首脳会合において、長期の削減目標を定めることに積極的にコミットしていくとともに、中期目標についても、温暖化を止めるために科学が要請する水準に基づくものとして、1990年比で言えば2020年までに25%削減を目指すことを表明しています。平成21年（2009年）末に開催される気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）第15回締約国会議（COP15）においては、米国及び中国を含む全ての主要経済国が責任ある形で参加する公平かつ実効的な次期枠組の構築を目指しています。

なお、平成19年度（2007年度）の我が国の温室効果ガス総排出量は、前年度（平成18年度（2006年度））から2.4%増加し、基準年（平成2年度（1990年度））の排出量を9.0%上回る状況となっています。今後、一層の温室効果ガスの排出抑制努力が必要となっています。

物質循環の確保と循環型社会の構築については、中央環境審議会において、第二次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）の進捗状況の第1回点検が行われました。点検結果では、第二次循環型社会形成推進基本計画に定められた資源生産性、循環利用率及び最終処分量のいずれの指標値も達成目標に向けて順調に推移していると評価されている一方で、政策間の連携の強化や、地域特性を活かした形で循環資源の利用を進める地域循環圏の構築支援、アジアにおける3R政策の推進支援等に係る課題が指摘されています。点検結果は、平成21年（2009年）2月、環境大臣より閣議に報告されています。

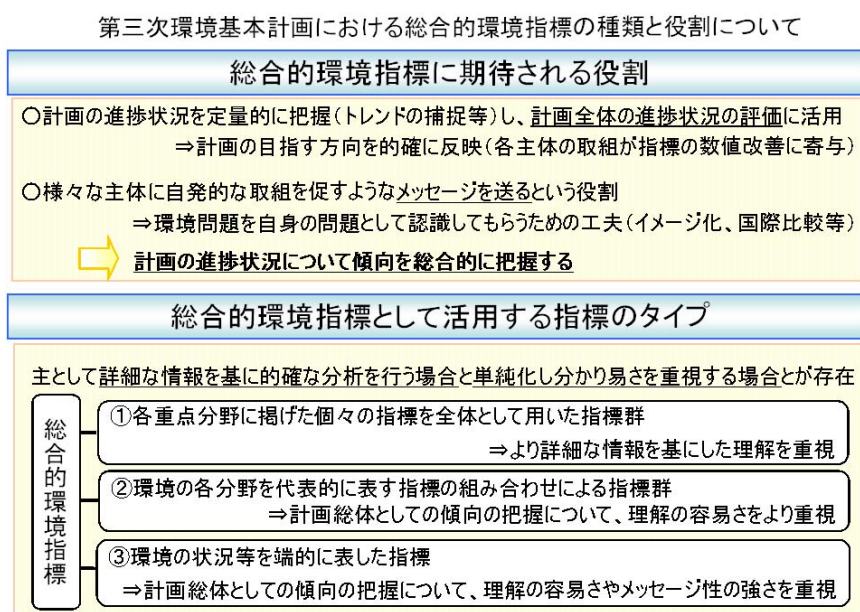
生物多様性の保全については、第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月閣議決定）や生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する総合的な施策が進められています。平成22年（2010年）に、我が国で開催が予定されている生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）のホスト国・議長国として、また、その後の2年間は条約の議長国として、我が国は、積極的な貢献が求められており、関係府省の連携強化、多様な主体への参画の呼びかけ等の取組

を進めていくこととなります。このほか、CBD-COP10開催に向け、環境省において、生物多様性基本法の規定に基づく生物多様性国家戦略の作成が平成21年（2009年）7月に開始されています。

また、平成21年（2009年）4月にイタリア・シラクサで開催されたG8環境大臣会合において「生物多様性に関するシラクサ宣言（カルタ）」が採択されており、今後、自然資源の持続的な管理・利用のための世界共通理念の構築を目指す「SATOYAMAイニシアティブ」の国際的な推進を含め、アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク、地球規模生物多様性モニタリング推進事業等の取組が引き続き進められることとなります。

大気・水・土壌環境の保全については、平成21年（2009年）4月、行政による土壌汚染の把握の機会の拡大、環境リスクに応じた合理的な対策の推進などを内容とする、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の改正法が成立しました。また、微小粒子状物質（PM2.5）に係る大気汚染の環境基準の設定については、中央環境審議会の答申を踏まえ、平成21年（2009年）9月に告示が行われています。

このような環境保全施策の実効性の確保に資するよう、本点検においては、施策の進捗状況等についての全体的な傾向を明らかにするため、総合的環境指標として、①各重点分野に掲げた個々の指標を全体として用いた指標群、②環境の各分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群及び③環境の状況等を端的に表した指標を活用しております。



総合的環境指標等によると、環境の各分野の概況は、次のとおりあらわれています。

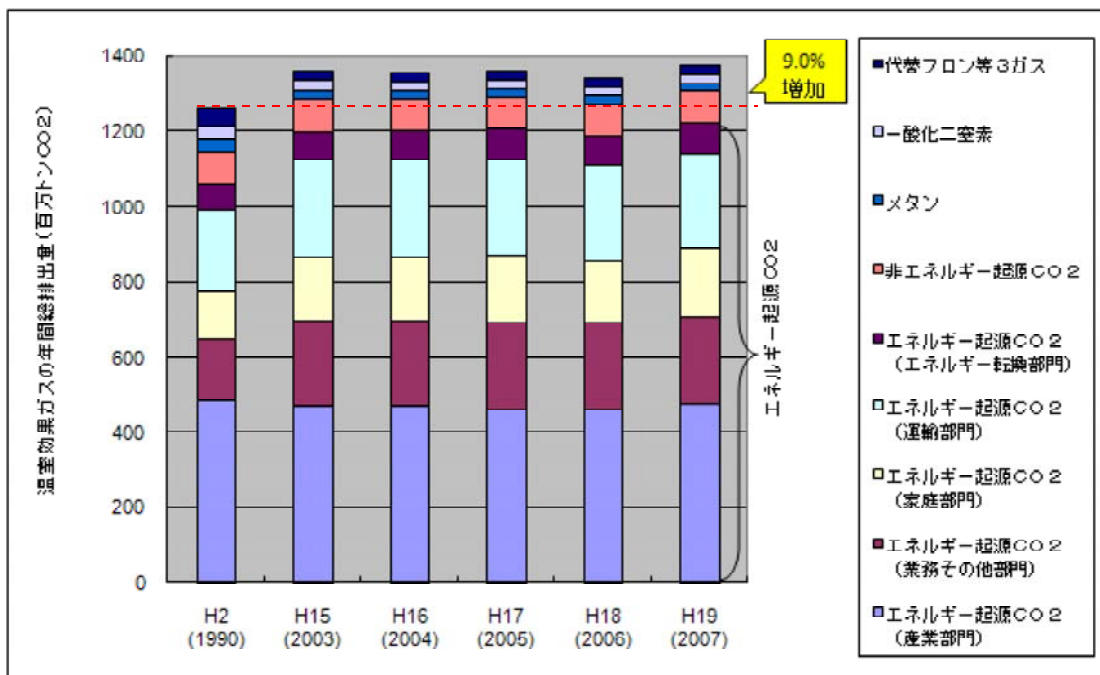


## 2. 環境の各分野の概況

### ① 地球温暖化問題に対する取組の概況

我が国の温室効果ガスの年間総排出量（平成19年度（2007年度））は、基準年（平成2年度（1990年度））の総排出量を9.0%上回っています。

温室効果ガスの年間総排出量



※ 温室効果ガス排出量の年間総排出量の達成目標は、平成22年度（2010年度）において、1,231百万トンCO<sub>2</sub>

- 我が国の温室効果ガス排出量は、平成18年度（2006年度）に一旦減少に転じましたが、平成19年度（2007年度）は再び増加に転じ、1,374百万トンCO<sub>2</sub>となっています。これは、基準年（平成2年度（1990年度））の総排出量を9.0%上回る値です。
- 我が国の総排出量の9割以上を占める二酸化炭素の排出量は、基準年を大きく上回っていますが、その他5種類のガスの排出量は、基準年を下回っています。

#### （参考） 地球温暖化の現状

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が平成19年(2007年)に採択した第4次評価報告書によると、世界平均地上気温は1906～2005年の間に0.74(0.56～0.92)℃上昇し、20世紀を通じて平均海面水位は17(12～22)cm上昇しました。また、同報告では、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いとされています。

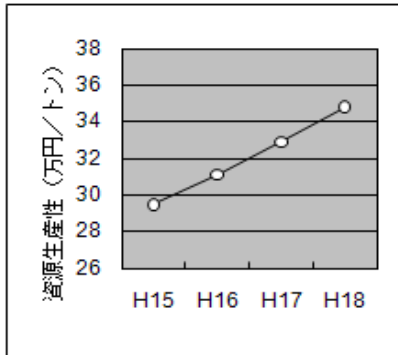
指標	観測された変化
世界平均気温	- 2005年までの100年間に世界の平均気温が0.74(0.56～0.92)℃上昇。 - 最近50年間の昇温の長期傾向は過去100年間のほぼ2倍。 - 最近12年(1995年～2006年)のうち、1996年を除く11年の世界の地上気温は1850年以降で最も温暖な12年の中に入る。 - 北極の平均気温は過去100年間で世界平均の上昇率のほとんど2倍の速さで上昇。
平均海面水位	- 20世紀を通じて海面水位上昇量は0.17m - 1993年～2003年の上昇率は年あたり3.1mm
暑い日及び熱波	発生頻度が増加
寒い日、寒い夜及び霜が降りる日	発生頻度が減少
大雨現象	発生頻度が増加
干ばつ	1970年代以降、特に熱帯地域や亜熱帯地域で干ばつの地域が拡大。激しさも期間が増加。
氷河、積雪量	- 南北両半球において、山岳氷河と積雪面積は平均すると縮小

出典)平成21年版環境・循環型社会・生物多様性白書

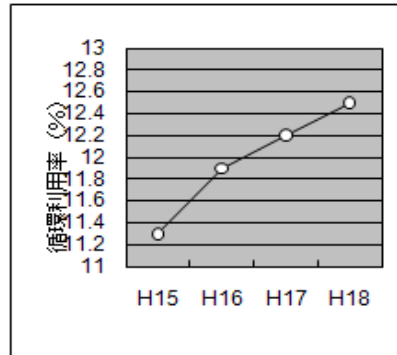
## ② 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組の概況

資源生産性、循環利用率及び最終処分量は、達成目標に向けて順調に推移しています。

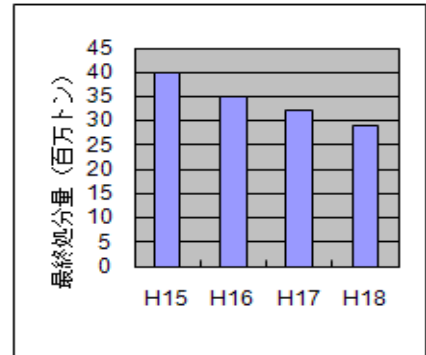
資源生産性



循環利用率



最終処分量



※ 第三次環境基本計画における各指標の達成目標は、平成22年度(2010年度)において、  
資源生産性※1 約37万円/トン 循環利用率 約14% 最終処分量 約28百万トン

※ 第二次循環型社会形成推進基本計画における各指標の達成目標※2は、平成27年度(2015年度)において、

資源生産性※1 約42万円/トン 循環利用率 約14～15% 最終処分量 約23百万トン

資源生産性: GDP/天然資源投入量 循環利用率: 循環利用量/(循環利用量+天然資源投入量) 最終処分量: 廃棄物の埋め立て量

※1 第二次循環型社会形成推進基本計画で新たに推移をモニターする指標が導入され、「産業分野別の資源生産性」が、その指標の1つとして位置付けられています。資源多消費型の財・サービスを中心に資源生産性を個別に推計していくことで、よりの確にその変動の要因を分析していくこととされています。

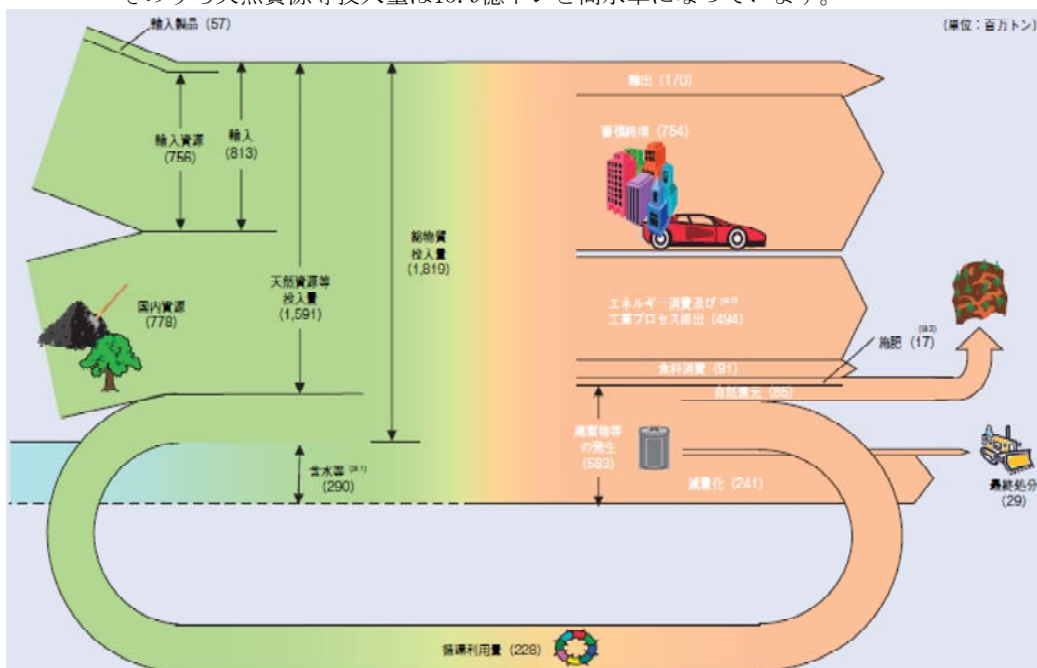
※2 数値目標については、第二次循環型社会形成推進基本計画において新たな目標水準が定められており、その達成のために更なる取組が必要です。

○ いかにも、より少ない資源で、より大きな豊かさを得るかを表す資源生産性は、順調に推移しています。

○ 各種リサイクルの取組は進展しており、循環利用率も上昇しています。

○ 最終処分量は、毎年、着実に減少しています。

(参考) 我が国の物質フロー(平成18年度(2006年度)、下図)を概観すると、18.2億トンの総物質投入量があり、そのうち天然資源等投入量は15.9億トンと高水準になっています。



注1: 含水等とは、社会経済活動の過程において取り込まれる水分や廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)。

注2: エネルギー消費及び工業プロセス排出とは、工業製品の製造過程などで、原材料に含まれていた水分などの発散分等の推計。

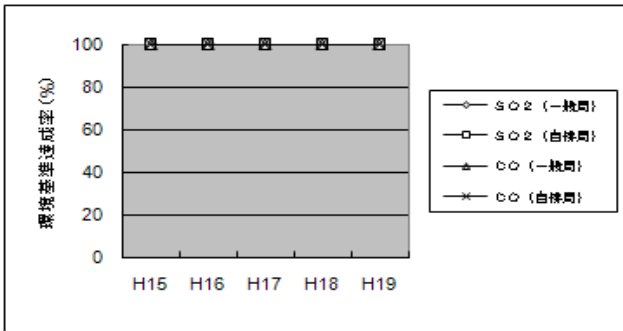
注3: 施肥とは、肥料の散布は実際には蓄積されるわけではなく、土壌の中で分解されていくものであるため、蓄積純増から特に切り出し。

出典) 平成21年版環境・循環型社会・生物多様性白書

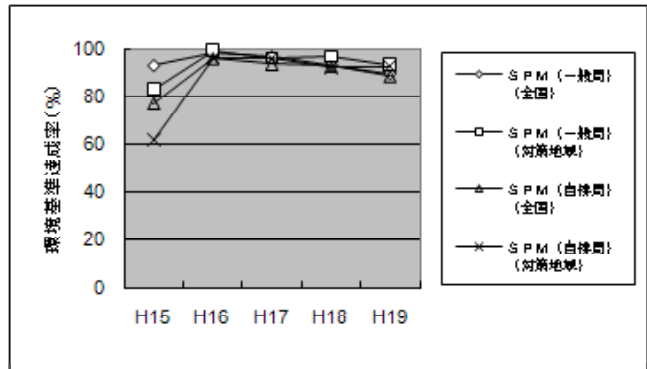
### ③ 都市における良好な大気環境の確保に関する取組の概況

0x（光化学オキシダント）を除き、環境基準の達成率はおおむね高い値となっています。

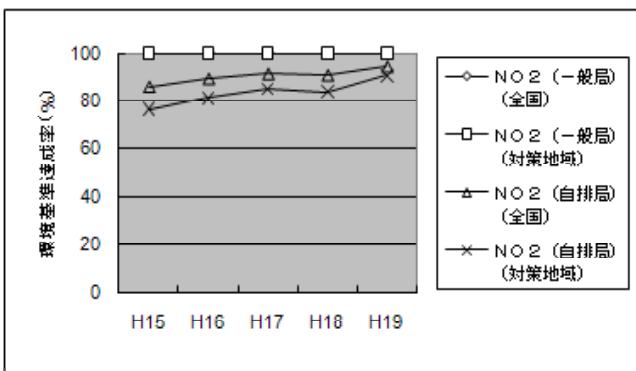
大気汚染に係る環境基準達成率（SO<sub>2</sub>、CO）



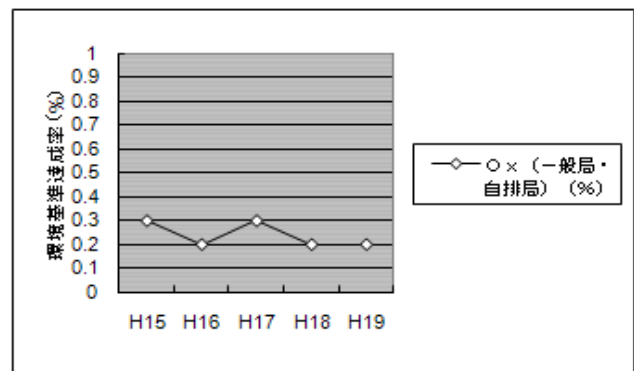
大気汚染に係る環境基準達成率（SPM）



大気汚染に係る環境基準達成率（NO<sub>2</sub>）



大気汚染に係る環境基準達成率（0x）



※大気汚染に係る環境基準達成率の達成目標は100% 環境基準達成率: 達成測定局数 / 有効測定局数 × 100

- SO<sub>2</sub>（二酸化硫黄）については、平成19年度（2007年度）の環境基準達成率が一般環境大気測定局（一般局）で99.8%、自動車排出ガス測定局（自排局）で100%であり、ほとんどすべての測定局で環境基準を達成しています。
- CO（一酸化炭素）はすべての測定局で環境基準を達成しています。
- SPM（浮遊粒子状物質）については、環境基準達成率が平成16年度（2004年度）までに大幅に改善されましたが、それ以降、達成率は漸減しており、平成19年度（2007年度）は、9割を下回る状況（一般局：89.5%、自排局：88.6%）となっています。
- NO<sub>2</sub>（二酸化窒素）については、一般局ではすべての測定局で環境基準を達成しています。自排局の環境基準達成率については、漸増しており、平成19年度（2007年度）については94.4%となっています。

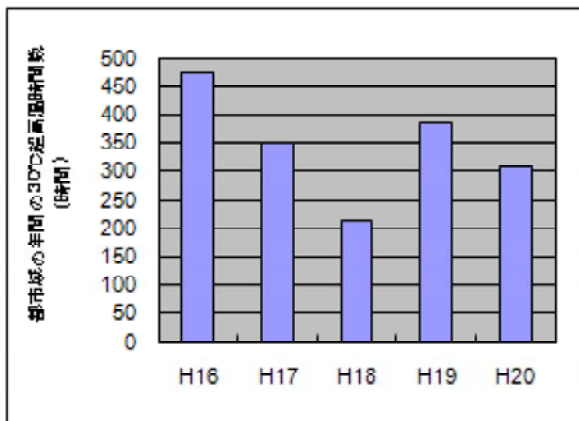
○ Ox（光化学オキシダント）については、平成19年度（2007年度）の環境基準達成率はわずか0.2%であり、依然として低い水準となっています。昼間の日最高1時間値※の年平均値は、平成14年度（2002年度）は、0.044ppm（一般局）及び 0.034ppm（自排局）、平成19年度（2007年度）は、0.048ppm（一般局）及び0.040ppm（自排局）となっており、漸増する傾向にあります。

※ 昼間の日最高1時間値 … 午前5時から午後8時までの15時間を、1時間ごとに15の期間に分割した上で、各期間のOx濃度の平均値を算出し、その15の平均値のうちの最高値を、当該日の「昼間の日最高1時間値」としている。

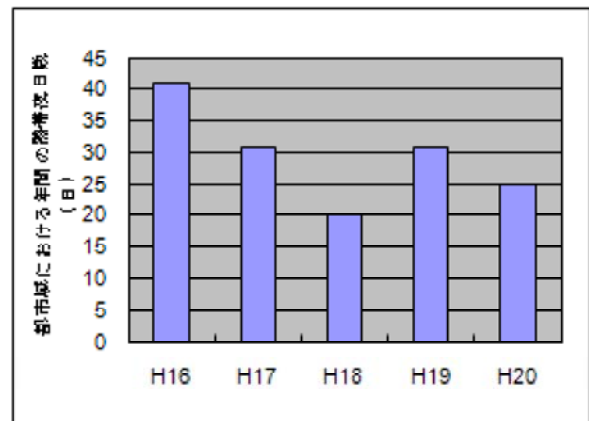
○ Ox（光化学オキシダント）やSPM（浮遊粒子状物質）の原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）については、平成22年までに、工場等の固定発生源からの排出量を平成12年度（2000年度）（147万トン/年）比で3割程度削減することを目標としており、平成19年度（2007年度）（115万トン/年）において、平成12年度（2000年度）比で約23%削減されました。

○ VOCからOxやSPMへの生成機構については、現在シミュレーションにより科学的知見を集積しているところであり、大陸からの越境汚染への影響と併せ、今後解明していくことが必要です。

#### 都市域における年間の30℃超高温時間数



#### 都市域における年間の熱帯夜数

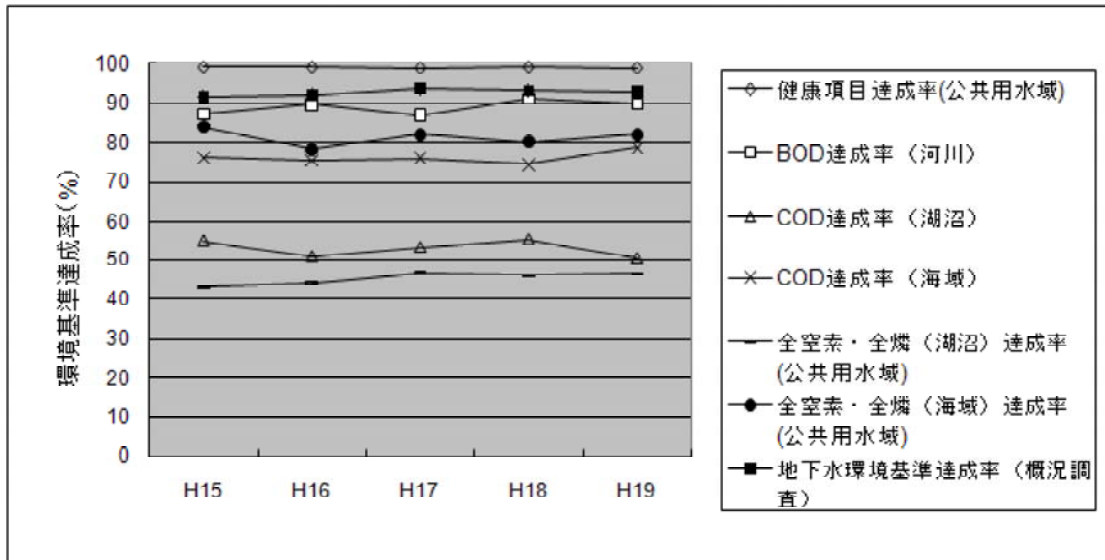


○ 都市域における年間の30℃超高温時間数及び熱帯夜日数は、年によって大きな変動が見られますが、必ずしも改善傾向は認められません。平成16年度（2004年度）が多く、平成20年度（2008年度）は、平成19年度（2007年度）より減少しています。

#### ④ 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組の概況

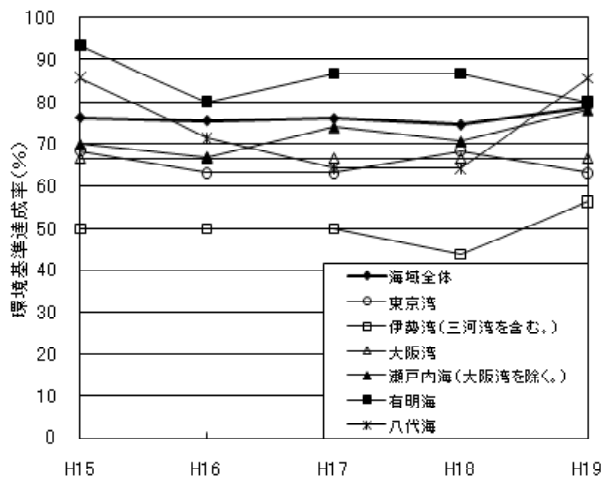
湖沼及び閉鎖性海域の生活環境項目（COD 及び全窒素・全燐）を除き、環境基準の達成率はおおむね高い値となっています。

水質汚濁に係る環境基準の達成状況

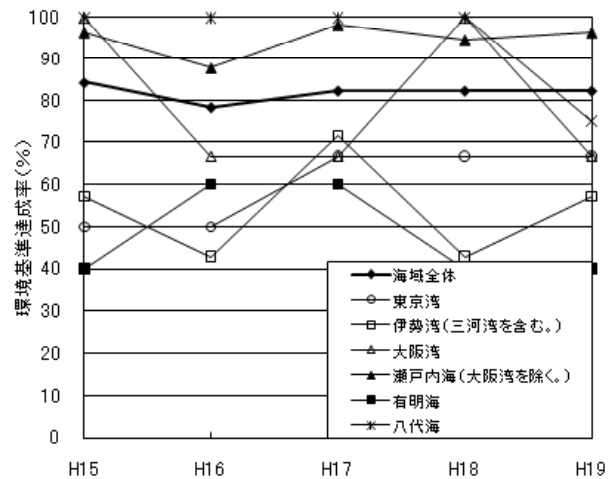


広域的な閉鎖性海域における環境基準達成率の推移

COD



全窒素及び全燐



※ BODの環境基準は河川に、CODの環境基準は湖沼及び海域に適用しています。

**環境基準達成率**: 環境基準達成水域数 / 類型指定水域数 × 100

**健康項目達成率**: 環境基準達成調査地点 / 調査地点数 × 100

環境基準達成調査井戸数 / 調査井戸数 × 100(地下水)

- 公共用水域における水質汚濁の現状は、特に環境基準の設定されているカドミウムや全シアンなどの有害物質（健康項目）については、全国的にほぼ問題のない状況になっています。

- 利水上の障害などをもたらす有機汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）・COD（化学的酸素要求量）等の生活環境項目に係る環境基準について見ると、河川についてのBODの達成率が、9割程度と、高い値で推移しています。
  
- しかしながら、湖沼及び海域に係るCODの達成率及び全窒素・全燐の達成率について見ると、近年、海域では8割程度、湖沼では5割程度で推移しています。海域については、特に、閉鎖性海域におけるCODの達成率及び全窒素・全燐の達成率が低くなっています。

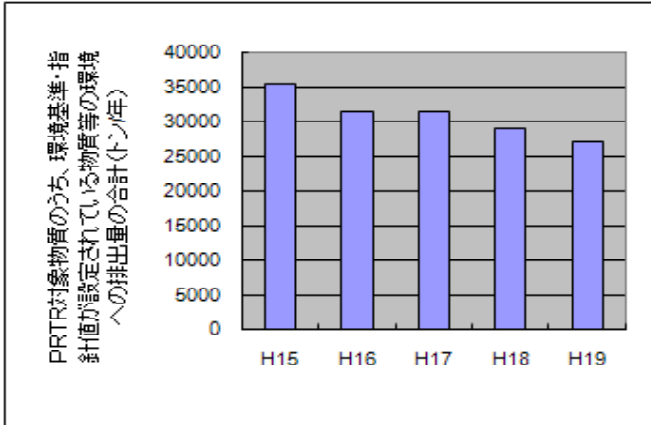
湖沼及び海域の水質汚濁については、今後、改善が進まない原因の究明と進めるとともに、対策を推進するための一層の努力が必要です。
  
- 地下水の水質汚濁に係る環境基準については、カドミウムや全シアンなどの有害物質（健康項目）が設定され、達成率は9割を超える程度で推移しています。



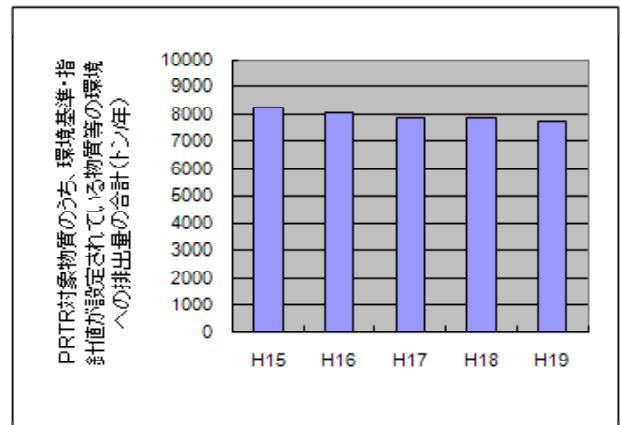
## ⑤ 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組の概況

PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の排出量は減少傾向にあります。

PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量【大気】



PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量【公共用水域】



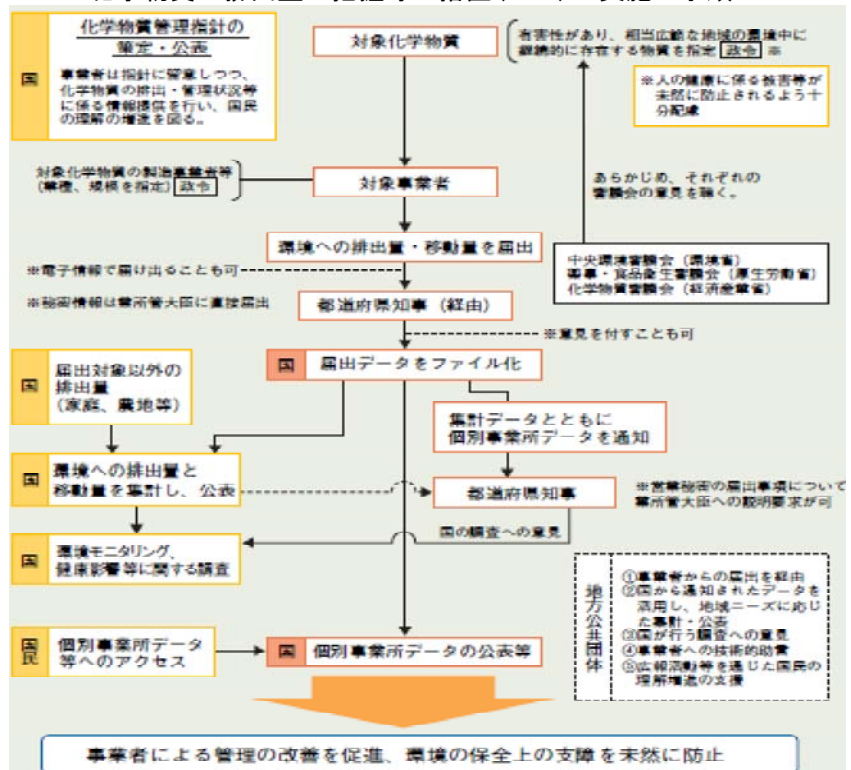
○ PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等について排出量を合計したところ、平成19年度（2007年度）における大気への排出量は約27,200トンとなり、近年は、減少する傾向にあります。また、同年度における公共用水域への排出量は約7,700トンとなり、こちらも、近年、若干の減少傾向にあると解されます。なお、④に記したとおり、公共用水域における健康項目達成率は高い値となっており、全国的にほぼ問題のない状況になっています。

(参考)

PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）は、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、廃棄物等に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計する制度です。

化学物質の環境リスクの低減に向けた取組に関する指標については、環境基準・指針値が設定されている物質等の変更に伴い、排出量が増えていることに留意する必要があります。

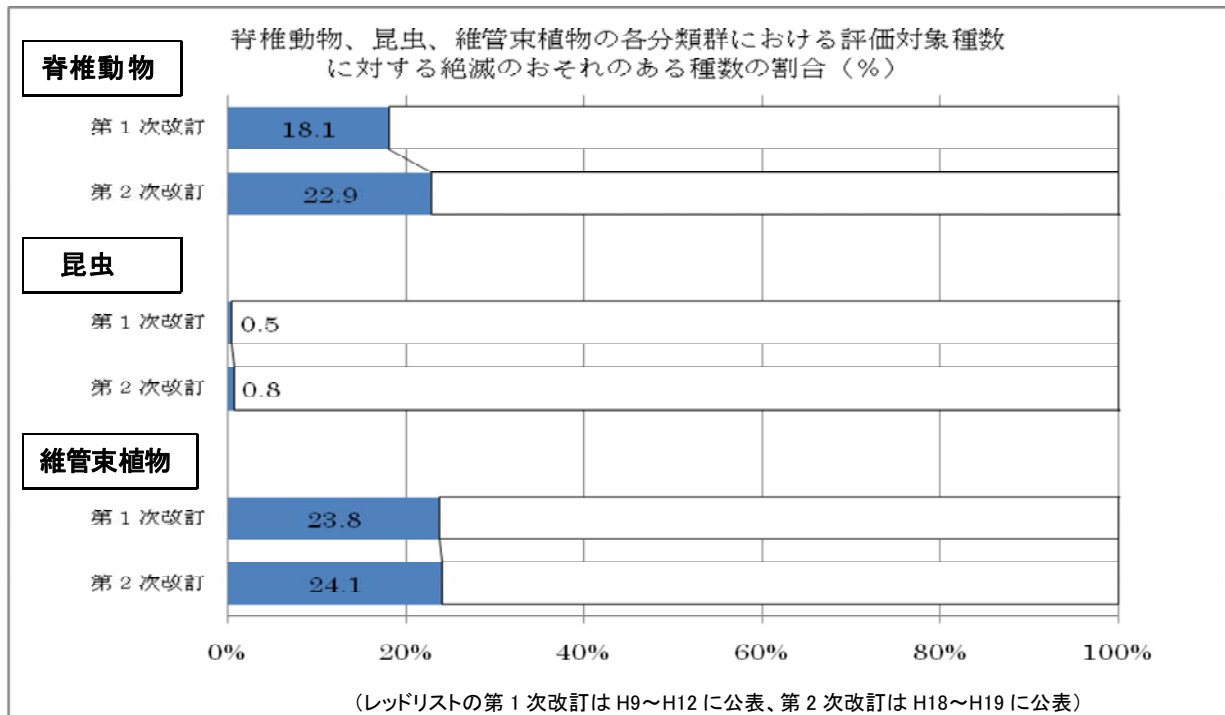
### 化学物質の排出量の把握等の措置 (PRTR) の実施の手順



出典) 平成21年版環境・循環型社会・生物多様性白書

## ⑥ 生物多様性の保全のための取組の概況

絶滅のおそれのある種数の評価対象種数に対する割合は、増加しています。



○ 平成18年(2006年)から平成19年(2007年)までのレッドリストの改訂(第2次改訂)により、絶滅のおそれのある種数の評価対象種数に対する割合は、増加しました。脊椎動物、昆虫及び維管束植物ではそれぞれ4.8、0.3、0.3ポイント増加しました。

(参考)

絶滅のおそれのある野生生物の種を「哺乳類」、「鳥類」等の分類群ごとに取りまとめたレッドリストでは、種の絶滅のおそれの高い順に「絶滅危惧ⅠA類」、「絶滅危惧ⅠB類」、「絶滅危惧Ⅱ類」及び「準絶滅危惧」の категорияに分類しています。

日本に生息・生育する爬虫類、両生類及び汽水・淡水魚類の3割強、哺乳類及び維管束植物の2割強並びに鳥類の1割強に当たる種が、絶滅のおそれのある種に分類されています。

カテゴリーは以下のとおり。

絶滅(Extinct):我が国では既に絶滅したと考えられる種

野生絶滅(Extinct in the Wild)

:飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類(Critically Endangered + Endangered)

:絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧Ⅱ類(Vulnerable):絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧(Near Threatened):存続基盤が脆弱な種

情報不足(Data Deficient):評価するだけの情報が不足している種

分類群	評価対象種数(a)	絶滅	野生絶滅	絶滅のおそれのある種(b)			準絶滅危惧	情報不足	絶滅のおそれのある種の割合(b/a)
				絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類			
				ⅠA類	ⅠB類				
哺乳類	180	4	0	15	20	7	18	9	23%
鳥類	約700	13	1	21	32	39	18	17	13%
爬虫類	98	0	0	3	10	18	17	5	32%
両生類	65	0	0	1	9	11	14	1	32%
汽水・淡水魚類	約400	4	0	61	48	35	26	39	36%
昆虫類	約30,000	3	0	110	129	200	200	122	1%
貝類	約1,100	22	0	163	214	275	275	73	34%
その他無脊椎動物	約4,200	0	1	17	39	39	40	39	1%
動物小計		46	2	510	492	608	608	305	
維管束植物	約7,000	33	8	523	491	676	255	32	24%
維管束植物以外	約25,300	41	2	287	175	118	118	172	2%
植物等小計		74	10	1301	852	373	373	204	
合計		120	12	1811	1344	981	981	509	

注1:動物の評価対象種数(亜種等を含む)は「日本産野生生物目録(環境庁編 1993,1995,1998)」等による。

2:植物等のうち、維管束植物の評価対象種数(亜種等を含む)は日本植物分類学会の集計による。

3:維管束植物以外(苔苔類、藻類、地衣類、菌類)の評価対象種数(亜種等を含む)は環境省調査による。

4:昆虫類、貝類、その他無脊椎動物及び維管束植物以外については、絶滅危惧Ⅰ類のうちⅠA類とⅠB類の区分は行っていない。

出典)平成21年版環境・循環型社会・生物多様性白書



### Ⅲ 重点点検分野の点検

#### 1. 都市における良好な大気環境の確保に関する取組

都市の活動に起因する大気環境問題は、大気汚染問題のほか、都市の熱環境（ヒートアイランド現象）、地球温暖化、交通騒音等、多様な問題へと広がっています。大気汚染問題のみをみても、自動車等の移動発生源に起因する大気汚染問題のほか、工場・事業所等の固定発生源に起因する大気汚染、建築物の解体現場からのアスベストの大気環境中への飛散等、様々な問題があります。

第三次環境基本計画においては、都市の構造、交通の形態、街区や建築物の形状等が大気環境の質に影響を与えることを認識し、21世紀最初の四半世紀の社会を見通して、健康で快適な都市の生活環境が確保されることを中長期的な目標としています。

- 大気汚染物質のうち、SO<sub>2</sub>及びCOについては、ほぼ環境基準を達成しています。
- SPM及びNO<sub>2</sub>についても、概ね環境基準を達成していますが、SPMについては、近年、環境基準達成率が低下傾向にあります。
- Oxの環境基準達成率は、依然として低い水準となっています。
- 高温時間数及び熱帯夜日数については、年によって大きな変動が見られますが、必ずしも改善傾向は認められません。

(参考)「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」分野に関する指標(抄)

取組推進に向けた 指標等の名称	指標等の値(年度)					環境基本 計画上の 目標等
	H16	H17	H18	H19	H20	
大気汚染に係る 環境基準達成率	【SO <sub>2</sub> (一般局)】 (%)	99.9	99.7	99.8	99.8	-
	【SO <sub>2</sub> (自排局)】 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	-
	【CO(一般局)】 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	-
	【CO(自排局)】 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	-
	【SPM(一般局)】 (%)	98.5(全国) 99.1(対策地域)	96.4(全国) 96.0(対策地域)	93.0(全国) 96.7(対策地域)	89.5(全国) 93.2(対策地域)	-
	【SPM(自排局)】 (%)	96.1(全国) 96.1(対策地域)	93.7(全国) 92.8(対策地域)	92.8(全国) 92.1(対策地域)	88.6(全国) 92.5(対策地域)	-
	【NO <sub>2</sub> (一般局)】 (%)	100.0(全国) 100.0(対策地域)	99.9(全国) 99.8(対策地域)	100(全国) 100(対策地域)	100(全国) 100(対策地域)	-
	【NO <sub>2</sub> (自排局)】 (%)	89.2(全国) 81.1(対策地域)	91.3(全国) 85.1(対策地域)	90.7(全国) 83.7(対策地域)	94.4(全国) 90.6(対策地域)	-
	【Ox(一般局・自排局)】 (%)	0.2	0.3	0.2	0.2	-
東京都の年間の30℃ 超高温時間数 ・熱帯夜日数	【30℃超】 (h)	474	350	214	387	309
	【熱帯夜日数】 (日)	41	31	20	31	25

## 【新規設定事項】

### 重点調査事項①：固定発生源からの大気汚染物質の削減に向けた取組

都市における大気汚染について、固定発生源からの大気汚染物質の排出削減という観点から、

- ・ 揮発性有機化合物（VOC）についての事業者による自主的な排出削減の取組の促進
  - ・ 建築物の解体現場等アスベストの発生源における大気環境中への飛散防止対策
- について、調査を実施しました。

## ①環境基本計画における施策の基本的方向

- 大気汚染物質の排出削減については、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等の着実な施行による排出削減を進めるとともに、VOC等について、事業者による自主的な排出削減の取組状況の検証・評価などを進める必要があります。また、建築物の解体現場等アスベストの発生源における大気環境中への飛散防止対策の徹底を図ります。

## ②主な取組状況等

### 《VOCについての事業者による自主的な排出削減の取組の促進》

- 固定発生源からのVOCの排出抑制に当たっては、平成16年（2004年）2月の中央環境審議会の意見具申において、法規制か自主的取組（注Ⅲ-1-1）かの二者択一ではなく、双方の適切な組合せ（ベストミックス）により、より効果的な排出抑制の取組を進めることが重要であることが指摘されました。

これを踏まえ、VOC対策は、排出量が多く大気環境への影響が大きい施設については法規制により確実に排出抑制を進める一方、排出量が比較的少ない多様な施設については業種業態に応じて個々の事業者等が柔軟に自主的な取組を行うことにより、効果的な排出抑制を図ることとされました。

平成16年（2004年）5月には、工場等からのVOC排出抑制を目的とした大気汚染防止法の一部改正が行われ、また、平成17年（2005年）5月に大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）が、6月に大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）がそれぞれ改正され、工場等の固定発生源からのVOCの排出、自主的取組の促進などの施策が進められることとなりました。排出規制については平成18年（2006年）から施行されており、平成22年度（2010年度）を目標年度として、工場等の固定発生源からのVOC排出総量を、平成12年度（2000年度）比

で3割程度抑制することが目標とされています。

また、目標年度終了後には、大気汚染防止法の施行状況を評価し、必要に応じて制度の再検討及び見直しを行うこととされており、VOCの排出抑制が当初の目標に照らして十分でないとは判断された場合には、法規制と自主的取組の組合せ方を見直すこととされています。その一方、事業者が十分な自主的取組を継続的に行っていると認められる場合には、測定頻度の軽減等、事業者の負担軽減についても検討することとされており、関係各省において、様々な排出抑制のための取組が行われています。

○ VOCの排出の規制については、大気汚染防止法において、揮発性有機化合物排出者に対し、揮発性有機化合物排出施設から排出するVOCの濃度測定と排出基準の遵守を義務づける規定が設けられており、さらに、排出するVOCが排出基準に適合しない場合には都道府県知事の改善命令等についても規定されています。排出規制については平成18年（2006年）から施行されており、新規の施設については平成18年（2006年）4月から排出基準が適用され、既設の施設については平成22年（2010年）4月から適用されることになっています。

○ 事業者が自主的に行う取組を促進する施策としては、以下のようなものがあります。

< VOCの排出抑制に資する設備等の整備を促進するための支援措置 >

◇ 揮発性有機化合物排出施設からのVOCの排出を抑制するための設備（直接燃焼装置、触媒燃焼装置等）等の設置等に関し、所得税・法人税、固定資産税及び事業税について、軽減優遇措置が講じられています。

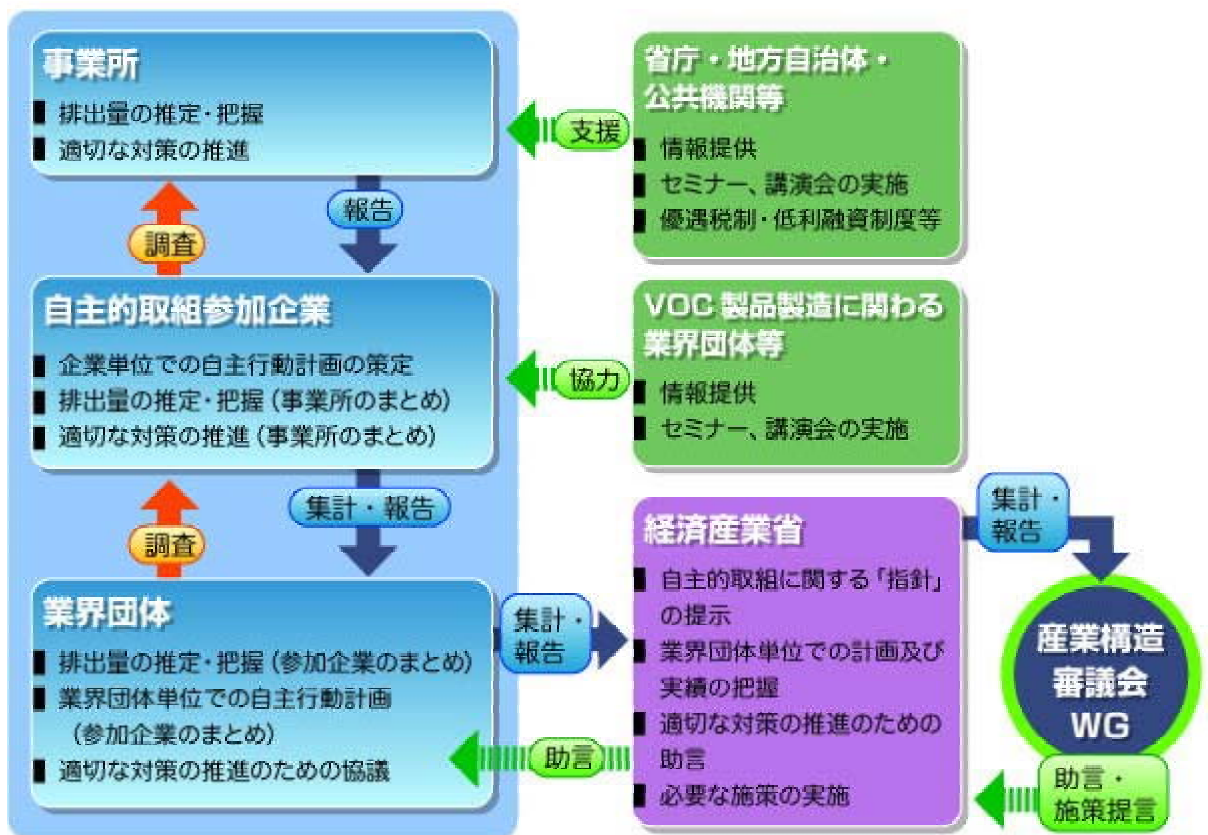
◇ また、日本政策金融公庫では、VOCの排出を抑制するための吸収装置、分解装置等を取得する際の貸し付けに関し、貸付利率の特例が設けられています。

< 自主的取組を推進するための体系的な仕組みの構築 >

◇ 経済産業省では、自主的取組を促すため、業界や企業が自発的に計画を検討・立案し、自由度のある対策手法を工夫し、対策を実行していく仕組みを構築しています。この仕組みでは、参加する意思のある企業が、適当な事業団体の自主行動計画に参加を表明し、当該企業の自主行動計画を策定・提出します。業界団体は、各企業から提出された自主行動計画をもとに、毎年度、業界団体に係る自主行動計画を作成し、経済産業省に提出します。そして、経済産業省は、提出のあった自主行動計画に係るVOC削減目標等を取りまとめ、毎年度、自主行動計画に係る削減目標等を公表します。なお、この自主行動計画には、参加企業が自社内の事業所等で行ったVOC排出実態の調査結果(実績)も盛り込まれており、業界団体ごとにとりまとめられ、経済産業省に報告された内容は、産業構造審議会において検証されます。



## 自主的取組での各主体の役割



平成20年度（2008年度）については、38の業界団体から経済産業省に対し、VOC排出実態の調査結果（実績）を含む自主行動計画が提出されており、各計画に示された削減目標等について集計した結果、平成22年度（2010年度）の自主行動計画を策定している企業全体の排出削減率の目標値は41%となることから、経済産業省より公表されています。また、各計画に盛り込まれている平成19年度（2007年度）のVOC排出実態の調査結果（実績）を経済産業省において集計した結果、平成12年度（2000年度）に比べ、排出量は35%削減され、自主行動計画に取り組む事業者については、目標とする3割を上回る取組が進められていることが確認されています。

#### ＜自主的取組の推進に向けた普及啓発＞

- ◇ 経済産業省においては、「事業者等による揮発性有機化合物（VOC）の自主的取組促進のための指針」、「VOC排出抑制の手引き」等を作成・公表しているほか、事業者等を対象としたセミナーを開催し、自主的取組の推進に向けた普及啓発を進めています。また、環境省においては、産業洗浄、ドライクリーニング及び塗装に係る自主的取組を促すマニュアルを作成し、経済産業省、厚生労働省等と連携してその普及を図るほか、VOC排出抑制技術に係る実態調査、市販されているVOC簡易測定装置に係る情報の収集を行い、その成果を公表しています。このほか、VOC排出抑制対策を率先して行っている事業者等の活動に対し、平成19年度（2007年度）から表彰も行っています。
- 環境省では、毎年度、有識者による検討会を設置し、全体のVOC排出インベントリ（発生源別のVOCの排出量等）を推計し、その結果をとりまとめています。（この推計に当たっては、既存の他の制度に基づく測定値との整合も確認しています。）平成21年（2009年）3月に作成された推計結果によれば、平成19年度（2007年度）のVOC排出量は115万トンであり、平成12年度（2000年度）比で約23%削減され、削減に向けた各種取組が一定の成果を上げていると評価しています。（なお、自主行動計画に基づき自主的取組を進める事業者については、既述のとおり、毎年度、経済産業省によりVOC排出量の集計が行われています。当該VOC排出量及びその削減量は、平成18年度（2006年度）の値で、それぞれ、VOC排出インベントリにおける排出量の30.6%、削減量の53.6%を占めています。）
- なお、VOCの排出抑制が、Oxの低減に如何に寄与しているかについて、環境省においては、シミュレーションを実施しています。平成21年6月に開催された中央環境審議会大気環境部会VOC排出抑制専門委員会において、VOC排出量の削減がOx濃度を低減させる効果が得られる旨の推計結果が報告されています。
- VOCの一部は、PRTTR制度の対象となっており、一定の事業者による排出量の届出が義務付けられています。このように、PRTTR制度はVOCの排出削減にも一定の役割を果たしているものと考えられます。

#### 《建築物の解体現場等アスベストの発生源における大気環境中への飛散防止対策》

- アスベストについては、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合が設けられ、平成17年（2005年）7月に、同会合において「アスベスト問題への当面の対応」が策定され、9月までに2度の改定が行われたほか、同年12月には「アスベスト問題に係る総合対策」（以下「総合対策」という。）がとりまとめられました。平成19年度（2007年度）以降については、各年度のアスベスト対策に係る予算案をとりまとめた「アスベスト対策関係予算一覧」が決定されています。

- アスベストの発生源における大気環境中への飛散防止対策については、総合対策の「既存施設におけるアスベストの除去等（注Ⅲ－１－２）」、「解体時等の飛散・ばく露の防止」等の項目に様々な対策が掲げられており、各年度の予算においても所要の予算額が計上され、着実に対策が進められています。現在進められている主な取組としては、以下が掲げられます。

＜アスベスト除去、飛散防止等に係る法令に基づく措置＞

- ◇ 大気汚染防止法は、アスベストを「特定粉じん」に位置付け、大気汚染の原因となる特定粉じんを発生、飛散等させる施設の設置、建築物等の解体等の作業等について一定の基準を定め、施設の設置者、当該作業を伴う建設工事施工者等に対し、当該基準の遵守を義務づける規定を設けているほか、基準に適合しない場合の都道府県知事による施設の設置、作業の方法等の変更命令等の規定も設けています。
- ◇ また、大気汚染防止法は、特定粉じん発生施設の設置や特定粉じん排出等作業を行う者に対し、都道府県知事への届出を義務づけていますが、特定粉じん発生施設は平成19年（2007年）末までにすべて廃止されたため、同施設に係る届出件数は0件となっています。また、特定粉じん排出等作業の届出件数は、平成18年度（2006年度）の21,007件に対し平成19年度（2007年度）は14,735件と減少しています。

＜アスベストの除去・飛散防止等に係る助成等の支援措置＞

- ◇ 学校施設等については文部科学省、社会福祉施設、病院施設等については厚生労働省、農業関連施設等については農林水産省といったように、施設の種類ごとに、関係各省において、アスベストの除去等に要する経費への補助が行われているほか、国土交通省では、国の他の補助対象となっている公的施設を除く建築物のアスベストの除去等に要する費用への補助が行われており、アスベストの除去等の推進が図られています。
- ◇ 日本政策金融公庫では、中小企業によるアスベストの発生・飛散の防止、除去、アスベスト代替製品の開発等に必要な設備投資及び長期運転資金の貸付けに関し、貸付利率の特例が設けられています。

＜アスベスト除去、飛散防止等の普及、啓発等の措置＞

- ◇ 国土交通省は、工事現場の作業従事者が、アスベストの有無を容易に識別できる手助けとなるよう、建築物の部位ごとに使用されているアスベスト含有建材のうち代表的なものを写真等によりとりまとめた「目で見えるアスベスト建材」を作成し、建設業関係団体を通じて周知徹底を図っています。
- ◇ 環境省は、建築物等の解体等に係るアスベストの飛散防止対策の適切な実施に資するため、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」等を作成しています。

## 【 他の環境分野との関わり等 】

- VOCの排出の削減に向けた取組は、化学物質による環境リスクの低減にも繋がるものであることから、「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」との関係も考慮していく必要があります。
- 一方で、VOCの排出の削減は、低VOC塗料や水性化塗料の使用により、新たな化学物質による環境リスクの増加や水質汚濁に繋がることも考えられ、「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」及び「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」との関係も考慮していく必要があります。
- アスベストの発生源における大気環境中への飛散防止対策については、アスベスト除去時に使用する薬剤による新たな環境リスクの増加や、アスベスト除去による廃棄物の増加にも繋がることから、「化学物質の環境リスクの低減に向けた取組」及び「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」との関係も考慮していく必要があります。

### ③今後の政策に向けた提言

#### 《VOCについての事業者による自主的な排出削減の取組の促進》

- VOCの排出抑制が、OxやSPMの低減に如何に寄与しているかについては、大陸からの寄与分等についても十分考慮したVOC削減によるOx等の低減効果の検証の精度を高めていくべきです。

#### 《建築物の解体現場等アスベストの発生源における大気環境中への飛散防止対策》

- アスベストを使用した施設の実態等については、施設の種類ごとに、関係各省において調査が行われていますが、その結果や、安定した状態であれば健康上に悪影響を及ぼすものではないことなどの情報を国民に広く周知し、国民の不安を解消していくべきです。
- 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」等の普及、啓発等に係る資料は、必要に応じて改訂していくべきです。



## 【第1回点検後フォローアップ事項】

### 重点調査事項②：環境的に持続可能な交通システム実現のための取組

都市における大気汚染及び交通騒音について、環境基準の達成を確実なものとするとともに、地球温暖化の防止にも寄与することを併せて目指す観点から、公共交通機関の利用促進、自動車交通需要の調整等につながることも踏まえた、環境的に持続可能な交通（E S T）の全国への普及について、調査を実施しました。

#### ①第1回点検における指摘内容

- E S Tは、具体的な効果の検証が順次実施されていく予定ですが、「公共交通機関の利用促進」、「自動車交通需要の調整」等につながると言えることから、環境的に持続可能な交通を目指し、更に全国へ普及させていくことが望まれます。

#### ②主な取組状況等

- 平成16年度（2004年度）から平成18年度（2006年度）まで、警察庁、国土交通省及び環境省が連携してE S Tを実現するため、公共交通機関の利用促進や自動車利用の抑制などによりE S Tの実現を目指す先導的な地域を「E S Tモデル地域」として指定し、平成17年度（2005年度）以降平成21年度（2009年度）まで、集中的に支援を行う「E S Tモデル事業」が実施されています。E S Tモデル地域は、全国で27地域が指定され、集中的な支援が行われてきました。当該事業の成果は、本年度（平成21年度（2009年度））にとりまとめられ、その分析及び検証が行われた上で、インターネット上に構築するE S Tデータベース等を通じて発信されることとなります。
- なお、平成20年度（2008年度）からは、E S Tモデル事業とは別に、CO<sub>2</sub>削減効果の高い施策に対する支援を充実し、関係者と連携しながら全国規模でE S Tの普及展開を図るため、より積極的かつ自主的にE S Tの普及推進に取り組む地域を、新たに「E S T普及推進地域」として選定し、支援する事業を、国土交通省及び環境省が連携して実施しています。平成20年度（2008年度）においては、全国で3地域（千歳市、恵庭市及び松山市）が指定されました。
- このほか、平成21年度（2009年度）からは、従業員のマイカー通勤の自粛、企業バスの運行実験、自転車利用促進実験、トラベル・フィードバック・プログラム（T F P）（注Ⅲ－1－3）の実施等、モビリティ・マネジメント（M M）（注Ⅲ－1－4）によるエコ通勤に取り組む企業等に対し支援を行うことによって、M Mの普及



促進を図る「モビリティ・マネジメントによるエコ通勤社会実験」も進められています。

- 「公共交通機関の利用促進」の観点では、このほか、バス専用・優先レーン等の設定、バス優先の信号制御等を行う公共車両優先システム（PTPS）の整備等が進められています。また、交通流の円滑化に資する取組である「高度道路交通システム（ITS）の推進」及び「交通安全施設等の整備」として、信号機の集中制御化・高度化（注Ⅲ－１－５）等も進められています。平成19年度（2007年度）末現在で、PTPSについては、40都道府県、151路線、701.2kmの路線で運用されており、集中制御された信号機は約68,800基、高度化された信号機は約83,800基となっています（平成19年度末現在の全国の全ての信号機数は195,897基です）。
- また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）が平成19年（2007年）10月に施行されるとともに、地域関係者が実施する地域公共交通活性化の取組に対する国の補助制度（地域公共交通活性化再生総合事業等）の充実が図られたことから、地方鉄道・路線バス・コミュニティバス等の活性化・利用促進の取組、ICカードの導入等情報化の推進、乗り継ぎ改善、パークアンドライド等によるサービス・利便性の向上など自家用車に比べて環境負荷の少ない公共交通機関活性化・再生に向けた取組が各地で積極的に実施されています。

## 【 他の環境分野との関わり等 】

- E S Tの実現に向けた取組を推進することで、脱温暖化社会を目指した温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減が見込まれることから、「地球温暖化問題に対する取組」との関係も考慮していく必要があります。

## ③今後の政策に向けた提言

- E S Tの実現に向けた取組の推進に当たっては、既存の技術のみならず、新しい技術を活用した交通システムの導入も図っていくべきです。
- 例えば、E Uは、平成24年（2012年）以降、E U域内の空港を離着陸する航空機に対し、エミッショントレードの適用を開始するとしています。このように、国際交通をめぐる動向は変化してきており、我が国においても、適切に状況を把握し、対策を進めるべきです。なお、エミッショントレードについては、低排出航空機の製造に繋がる素材の開発・普及は、新たな環境ビジネスの展開に繋がることから、環境と経済の好循環も視野に入れて検討するべきです。

- E S Tを推進するための仕組みとその具体的方策についても検討していくべきです。
- 自動車関係諸税の税率水準や高速道路料金の設定が、良好な大気環境の実現及び地球温暖化という観点から如何なる影響を及ぼすかについて、定量的に知見を深めていくべきです。
- 都市部だけでなく、地域での交通及び地域間を結ぶ交通においても、E S Tの実現は重要であり、公共交通機関のそれぞれの役割分担を総合的に検討するとともに、地域の特性や、地域間の如何なる交通手段が低炭素・低負荷かを踏まえ、それぞれのE S Tの在り方を検討し、導入していくべきです。これは、地域の活性化に繋がることにもなります。

## 【第1回点検後フォローアップ事項】

### 重点調査事項③：ヒートアイランド対策のための取組

都市の熱環境（ヒートアイランド現象）の改善を効果的に推進する観点から、

- ・ ヒートアイランド対策と地球温暖化対策の関係の説明、施策の体系化・重点化
- ・ ヒートアイランド現象のメカニズム解明、温度上昇が与える影響等の研究の推進及びヒートアイランド対策の効果についての評価方法の確立
- ・ ヒートアイランド現象の緩和に関する指標の分かりやすい提示

について、調査を実施しました。

### ①第1回点検における指摘内容

- ヒートアイランド対策と地球温暖化対策の関連性について、より一層、関係者間で連携して様々な施策を総合的・計画的に推進するため、両者の関係性を分かりやすく説明することや、それを踏まえた施策の体系化・重点化を行うことが必要です。
- ヒートアイランド現象のメカニズム解明や温度上昇が与える環境影響等については、未だ研究途上であり、さらに、ヒートアイランド対策の効果についての定量的な評価については、知見の蓄積が十分とは言えず、対策の評価方法の確立が今後の検討課題です。
- ヒートアイランド対策について国民の理解を深め、各主体による取組の一層の推進を図る観点から、ヒートアイランド現象の緩和に関する指標を分かりやすく示すこと等について努めていく必要があります。

### ②主な取組状況等

- ヒートアイランド対策大綱（注Ⅲ－1－6）に基づき、①人工排熱の低減、②地表面被覆の改善、③都市形態の改善及び④ライフスタイルの改善の4つを柱として、ヒートアイランド対策が推進されています。また、対策の推進に当たっては、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議において、同大綱に盛り込まれた対策等の進捗状況について毎年点検が行われています。

また、同大綱策定以降、対策・調査研究などの実績やその他知見が集積されてきたことや、関係府省において新たな施策の展開もみられたことなどから、同連絡会議において、これらを踏まえヒートアイランド対策大綱の改定に向けた検討が進められています。

## 《ヒートアイランド対策と地球温暖化対策の関係の説明、施策の体系化・重点化》

- 地球温暖化対策との関係については、環境省が地方公共団体向けに現在作成しているヒートアイランド対策ガイドラインにおいて、ヒートアイランド対策と地球温暖化対策の関係を分かりやすく説明しており、地方公共団体等に対する同ガイドラインの普及を通じて、関係者の理解を深めていくとともに、施策の体系化・重点化を促進することとされています。

また、京都議定書目標達成計画（平成20年3月全部改定閣議決定）においては、目標達成のための対策として、「緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省CO<sub>2</sub>化」が盛り込まれており、ヒートアイランド現象に関する観測・調査・研究で得られた知見を活用し、総合的にヒートアイランド関連施策を実施することにより、熱環境改善を通じた都市の低炭素化を推進することとされています。

## 《ヒートアイランド現象のメカニズム解明、温度上昇が与える影響等の研究の推進及びヒートアイランド対策の効果についての評価方法の確立》

- ヒートアイランド現象のメカニズムの解明等に向けて、気象庁では、詳細な気温や風の分布等を再現できるヒートアイランド解析システムを構築し、ヒートアイランド現象の監視体制を強化することで、その実態把握やメカニズム解明に関する調査を行っています。これらの結果は、平成16年度（2004年度）以降、「ヒートアイランド監視報告」として取りまとめ、公表しています。また、国土交通省においては、ヒートアイランド現象の解明と総合的なヒートアイランド対策評価を行うため、都市の緑化、保水性舗装化等の都市施策の効果を測定するシミュレーション技術を開発し、科学的な裏付けをもとに、地域の実情に見合ったヒートアイランド対策の選択・組合せ等についての検討を行っています。

このほか、環境省により、関東圏においては平成15年度（2003年度）から、中部圏・近畿圏においては平成16年度（2004年度）から、それぞれ気温等の広域測定が実施されており、また、東京及びその周辺地域におけるヒートアイランド現象の原因分布と気温上昇との関係性を把握するため、熱環境のシミュレーションも実施されています。さらに、環境省においては、都市の気温上昇が及ぼす人や環境への影響について、関連研究の最新動向を把握するとともに、熱中症患者数の増加、睡眠への影響、エネルギーや水消費量に与える影響等について調査を実施し、引き続き、知見の蓄積が進められています。

- ヒートアイランド対策効果の評価については、環境省において、「クールシティ推進事業」の一環として行われている「環境技術を活用したヒートアイランド対策の検証」により、地方公共団体と連携し、緑地の活用や風の道の創出等のヒートアイランド対策による効果の測定・検証が行われています。また、平成19年度（2007年度）より実施されている「クールシティ中枢街区パイロット事業」の中で、事業実施によるヒートアイランド現象の緩和効果等の測定が実施されています。

環境省においては、これらの結果を踏まえ、ヒートアイランド対策の効果についての評価方法を確立していくこととしています。

- 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）においては、環境負荷を低減させる性能評価の1つとしてヒートアイランド対策の観点が盛り込まれています。また、面的・都市計画的なプロジェクトの評価に適応しうる評価システムも設けられており、ヒートアイランド対策の観点の評価項目が盛り込まれています。

#### 《ヒートアイランド現象の緩和に関する指標の分かりやすい提示》

- ヒートアイランド現象の緩和に関する指標としては、第三次環境基本計画においても「都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数」が指標として掲げられており、当該データは、毎年環境基本計画の点検の際に公表されています。また、環境省においては、ヒートアイランド現象の緩和に関する指標の分かりやすい提示に向けて、気温、湿度及び輻射熱を考慮した「暑さ指数（WBGT）」の観測や予報値の提供を行うとともに、予報値の精度向上に取り組んでいます。

#### 【 他の環境分野との関わり等 】

- ヒートアイランド対策については、「地球温暖化問題に対する取組」との関係も考慮していく必要があります。詳細については、既述のとおりです。

### ③今後の政策に向けた提言

- 個々の建築物の屋上緑化等によるヒートアイランド抑制効果について定量的に評価することができる仕組みについて検討するべきです。
- 屋上緑化・壁面緑化の実施状況については、国土交通省が、普及状況や施工内容の傾向把握を主眼として毎年施工量の実績値を集計していますが、さらなる屋上緑化・壁面緑化の普及に向け、施工後の経年変化や維持管理の状況も含めた実態を把握するための方策の検討を進めることが望まれます。
- ヒートアイランド対策大綱では、対策の4つの柱の1つとして「都市形態の改善」が掲げられ、目標として「都市において緑地の保全を図りつつ、緑地や水面からの風の通り道を確保する等の観点から水と緑のネットワークの形成を推進する。また、長期的にはコンパクトで環境負荷の少ない都市の構築を推進する。」が示されており、民有地も含めた緑とオープンスペースや風の通り道を確保するための取組を進めるべきです。

- 個別施策の積み上げによる対策にとどまらず、関係府省及びその他の関係者による連携を一層深めて、総合的な取組を進めていくべきです。

## 2. 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

水質環境基準のうち、人の健康の保護に係る項目については、ほぼ全国的に環境基準が達成されていますが、生活環境の保全に係る項目については、湖沼及び閉鎖性海域に係る環境基準の達成率が低く、貧酸素水塊等が発生し、水利用や水生生物等の生育・生息に障害を生じている水域もあります。

水が、土壌で保水・浄化されつつ、地表水及び地下水として相互にやり取りしながら流れていくことにかんがみれば、水環境の悪化の背景には、汚濁負荷の増加等と並んで水循環の変化が深くかかわっています。

このため、水循環の全体を通じて、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に共に確保され、水循環の恩恵を享受し、継承できるよう、洪水や渇水等異常時における問題にも留意しつつ、流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進することが重要な課題です。

第三次環境基本計画においては、流域ごとの特性に応じ、環境保全上健全な水循環の構築の観点から、水循環に関する課題や目指すべき将来像が設定されるとともに、各主体の協働により、人と身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくりが行われることを目標としています。

○人の健康の保護に関する環境基準はほぼ達成されています。

○生活環境項目に関する環境基準については、湖沼及び閉鎖性海域※（COD及び全窒素・全燐）について達成率が低くなっています。

※ 閉鎖性海域に係るデータについては、p9参照。

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)

取組推進に向けた 指標等の名称	指標等の値(年度)				環境基本 計画上の 目標等	
	H16	H17	H18	H19		
公共用水域及び地下水 について水質汚濁に係 る環境基準の維持・達成 状況	【健康項目達成率】 (%)	99.3	99.1	99.3	99.1	—
	【BOD・COD達成率】 (%)	85.2	83.4	86.3	85.8	—
	【BOD達成率(河川)】 (%)	89.8	87.2	91.2	90.0	—
	【COD達成率(湖沼)】 (%)	50.9	53.4	55.6	50.3	—
	【COD達成率(海域)】 (%)	75.5	76.0	74.5	78.7	—
	【全窒素・全燐達成率】 (湖沼)(%)	43.9	46.6	45.9	46.4	—
	【全窒素・全燐達成率】 (海域)(%)	78.3	82.2	80.3	82.2	—
	【地下水環境基準達成率】 (概況調査)(%)	92.2	93.7	93.2	93.0	—

## 【新規設定事項】

### 重点調査事項①：ノンポイントソースによる水質汚濁に対応するための取組

ノンポイントソースによる水質汚濁に対応するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。）に基づく対策、各種土地利用における対応、面的取組等の状況について、調査を実施しました。

## ①環境基本計画における施策の基本的方向

- 環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵と治水・利水に支えられた人間社会の営みが共に確保されるよう、流域全体を総合的に捉え、効率的かつ持続的な水利用等を今後とも推進していく必要があります。

## ②主な取組状況等

- 公共用水域の水質汚濁は、
  - ① 外部負荷に伴うもの … 生活排水、工場・事業場排水、畜産排水、降雨に伴う市街地排水、農地排水、森林からの流出等
  - ② 内部負荷に伴うもの … 底質汚泥からの溶出等
  - ③ 直接負荷に伴うもの … 域内での魚類養殖等等に分類されます。そして、①の外部負荷に伴う水質汚濁の発生源については、
  - 1) 「点源」として特定できる汚濁水の発生源（ポイントソース（特定汚染源））
  - 2) 点源としては特定できない、「面源」である汚濁水の発生源（ノンポイントソース（非特定汚染源））に分類されます（注Ⅲ－2－1）。

ここで扱う 2)のノンポイントソース（非特定汚染源）からの水質汚濁は、カドミウム、シアン等の有害物質による水質汚濁ではなく、主として、窒素、磷等による有機汚濁が中心であり、その対策は、重点調査事項②「閉鎖性水域における環境改善のための取組」の1つとしても位置付けられます。

このため、ここでは「ノンポイントソースによる水質汚濁に対応するための取組」について扱い、重点調査項目②「閉鎖性水域における環境改善のための取組」では、ノンポイントソースによる水質汚濁に対応するための取組以外の閉鎖性水域における環境改善のための取組を扱うこととします。



- ノンポイントソースによる水質汚濁に対応するための取組については、「湖沼」に係る取組と「閉鎖性海域」に係る取組とに分けて整理することができます。

水質汚濁対策に係る法制度は、水濁法を基本として構築されており、例えば、公共用水域への排水について、排水する者が遵守すべき排出水の汚染状態についての基準が、同法に基づき環境省令で定められています。特に「湖沼」については、水濁法の特別法として湖沼法が定められており、同法第3条の規定に基づき、特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずることが必要と認められる湖沼として環境大臣により指定された霞ヶ浦、琵琶湖等の11の「指定湖沼」について、同法の規定が適用されています。

ノンポイントソースによる水質汚濁への対応に係る制度としては、この湖沼法に「流出水対策の推進」に係る制度が設けられています。この制度は、指定湖沼の水質保全を図るために流出水対策を進める必要がある地区を、都道府県知事が流出水対策地区として指定し、流出水対策の実施の推進に係る方針、具体的方策等を定めた流出水対策推進計画を策定するものとする制度です。この制度は、平成17年（2005年）の湖沼法改正により創設された制度であり、これまで、11の指定湖沼のうち8について流出水対策地区が指定され、流出水対策推進計画が策定されています。

湖沼名 (指定年)	流出水対策推進計画の概要		
	流出水対策地区名	流出水対策の実施の推進(に関する)方針	具体的方策
霞ヶ浦 (昭和60年)	山王川流域	CODでみると面源負荷の5割以上を占めている市街地からの流出水対策に重点的に取り組む	道路の清掃、市道の維持管理、県道の維持管理
	鉾田川流域	家畜排せつ物の適正処理や農地における適正施肥の促進、道路の清掃などさまざまな汚濁発生要因に応じた効果的な対策を行う	家畜排せつ物の適正処理の促進、道路の清掃、県道の維持管理
印旛沼 (昭和60年)	鹿島川流域	他の河川流域より、さらに流出水汚濁負荷量の削減を図る	環境への負荷を軽減する農業、遊休農地の活用、各戸貯留・浸透施設の設置、側溝等の清掃
手賀沼 (昭和60年)	大津川流域	他の河川流域より、さらに流出水汚濁負荷量の削減を図る	環境への負荷を軽減する農業、遊休農地の活用、雨水浸透施設の設置・促進、路面清掃車による清掃
琵琶湖 (昭和60年)	赤野井湾流域	赤野井湾流域に暮らすすべての人々が、ホテルが舞い、シジミが棲めるような水環境に改善し、誇りある地域にする	「環境こだわり農業」等による農業排水の負荷削減、県道・市道の透水性舗装の整備等による市街地排水対策、内湖を活用した浄化施設、環境配慮型の堤脚水路の整備
児島湖 (昭和60年)	岡山市灘崎町北七区	鹿島湖周辺干拓地の代表的な農業地帯である岡山市灘崎町北七区を流出水対策地区に指定し、各種対策を重点的に実施する	土壌診断による適正な堆肥量の指導、湖沼流域水環境保全手法確立調査、農業用水路の直接浄化対策、アタフトによる道路・水路の環境美化活動、道路・側溝等の清掃
諏訪湖 (昭和61年)	上川・宮川流域	全体の流出水負荷の7割から8割を占める上川・宮川流域を地区指定し、対策を重点的に実施する	道路・側溝清掃、公共駐車場・歩道等の透水性舗装や雨水浸透ますの設置、化学肥料減肥体系栽培の普及等の農地対策、保健休養地等からの土砂流出防止、アタフトプログラムによる河川浄化
釜房ダム貯水池 (昭和62年)	前川上流域	流域全体に占める負荷の割合が大きい前川上流域(立野川合流点より上流)を指定し、対策を重点的に実施する	側条施肥機導入補助、環境と調和した農業への転換、環境こだわり農業の実施、地区清掃活動、家畜排せつ物の適正管理、たい肥の発酵条件の管理等の徹底
八郎湖 (平成19年)	大潟村全域	流域の水田全体に占める汚濁負荷の割合が高い大潟村を地区に指定し、面源負荷を効果的に低減する	農地からの濁水の流出防止、施肥の効率化、減農薬・減化学肥料栽培の推進、エコファーマーの認定、自然浄化施設の整備・維持管理、住民主体の水質保全活動の推進

- 「閉鎖性海域」に係る法制度としては、水濁法に、閉鎖性海域を対象とした水質総量削減制度が設けられています。これは、既述の排水する者が遵守すべき排出水の汚染状態についての基準（いわゆる「濃度規制」）のみでは環境基本法に基づく水質環境基準の確保が困難と認められる水域（指定水域）及び指定水域の水質の汚濁に関係のある地域（指定地域）を環境大臣が指定し、当該水域に流入する水の汚濁負荷量の総量による規制を行う制度であり、環境大臣が定める総量削減基本方針及び同方針に基づき都道府県知事が指定地域ごとに定める総量削減計画に基づき、都道府県知事が、指定地域内の事業場等からの排出水の汚濁負荷量について、総量規制基準を定めることとされています。現在、指定水域として東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の3水域が指定され、20都府県の集水域が、これら3指定水域に係る指定地域となっています。

昭和54年（1979年）の制度創設以来、6次にわたり総量削減基本方針が策定（改訂）されてきており、平成18年（2006年）に策定された現行の第6次総量削減基本方針については、本年度（平成21年度（2009年度））が目標年度とされています。そして、次期水質総量削減方針の策定に際しては、生活排水対策のほか、ノンポイントソースによる負荷の削減といった諸施策を最適に実施し、汚染源別の削減目標量に反映することを目指し、本年度（平成21年度（2009年度））、「次期水質総量削減における汚濁負荷対策の最適化と新たな水環境指標の調査体制構築に向けた検討調査」が開始されています。今後、次期水質総量削減の実施により、より効果的な閉鎖性海域の環境改善が進むことが期待されます。（なお、湖沼についても湖沼法に総量削減に係る制度が設けられていますが、現行では適用実績はありません。）

- その他のノンポイントソースによる水質汚濁に対応するための取組については、農地排水に関する取組として、第1回点検の際にも「閉鎖性水域における環境改善のための取組」において取り上げた環境保全型農業の推進が挙げられます。具体的には、①「環境と調和の取れた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及促進、②エコファーマーの認定・支援、③化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な取組への支援（農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援））、④有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）等に基づく有機農業の推進に向けた取組等が、引き続き着実に進められています。また、農地等から閉鎖性水域へ流入する汚濁負荷量の削減を推進するための浄化水路、曝気施設等の浄化施設整備等（水質保全対策事業（一般型））も引き続き進められており、特に、湖沼法に基づく指定湖沼の流出水対策地区について一層推進することとされています。この他、降雨に伴う市街地排水に関する取組としては、雨水貯留浸透施設等の整備を促すための補助制度や税制上の特例措置が設けられています。

## ＜ 参 考 ＞ 各施策について定量的に把握できる実績の例

- 農業環境規範 … 農業環境規範の普及・定着状況については定量的には把握できないが、同規範に定める点検シートの提出を事業参加の要件とする等の関連づけを行っている農林水産省の事業数は、平成19年度（2007年度）は26、平成20年度（2008年度）は51、平成21年度（2009年度）は54となっている。
- エコファーマー … エコファーマーの認定件数は、平成18年度（2006年度）末は127,271件、平成19年度（2007年度）末は167,995件、平成20年度（2008年度）末は185,807件となっている。
- 農地・水・環境保全向上対策のうちの営農活動支援 … 本対策は平成19年度（2007年度）に創設され、平成20年度（2008年度）は、全国で2,577（前年度比27%増）の活動組織が、65,529ha（前年度比54%増）の農地を対象として、化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な営農活動に取り組んでいる。
- 有機農業推進法等に基づく有機農業推進に向けた取組 … 平成18年（2006年）12月の有機農業推進法の公布・施行後、平成21年（2009年）5月までに同法の規定に基づき有機農業推進計画を策定した都道府県数は30、同月までに同法に基づき定められた基本方針に則り有機農業推進体制を整備した市町村数は148、平成20年度（2008年度）から農林水産省において始められた有機農業総合支援対策において、同年度、有機農業モデルタウンとして指定された地区の数は45となっている。
- 水質保全対策事業（一般型） … 平成6年度（1994年度）以降37地区で事業が実施されてきたが、第三次環境基本計画が策定された平成18年度（2006年度）以降については8地区で事業が実施され、うち7地区が平成20年度（2008年度）までに終了している。

- 家畜の糞尿等による水質汚濁（注Ⅲ－2－2）については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第120号）の規定に基づき、家畜排せつ物の処理・保管施設に係る農林水産大臣による管理基準の策定、利用促進に向けた農林水産大臣による基本方針の策定、都道府県による計画の策定等、家畜排せつ物の適正管理及び利用の促進に向けた取組が進められており、平成20年（2008年）12月時点で、管理基準対象農家57,327戸の99.9%が、管理基準に適合しています。

## 【 他の環境分野との関わり等 】

- 農地排水による水質汚濁に対する取組については、環境保全農業の推進による化学肥料・化学合成農薬の使用の低減により、自然界における適正な物質循環の確保等の促進にも繋がることから、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」との関係も考慮していく必要があります（注Ⅲ－２－３）。
- 家畜の糞尿等による水質汚濁に対する取組については、家畜排せつ物の利用を促進することが、資源循環型畜産を含む環境との調和の取れた持続的な農畜生産の振興に寄与するものであることから、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」との関係も考慮していく必要があります（注Ⅲ－２－３）。
- なお、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」と関わる取組の推進に当たっては、各地域における窒素等の物質循環の実情を把握することが重要と考えられます。

### ③今後の政策に向けた提言

- ノンポイントソースによる水質汚濁は、点源としては特定できない、面源である汚濁水の発生源からの水質汚濁であるということから、技術的に、その原因を、具体的かつ網羅的に把握することが難しく、その対策が十分なものであるか否かについて、容易に判断することはできません。  
しかしながら、ノンポイントソースによる水質汚濁への対応は、ポイントソースによる水質汚濁への対応と同様、極めて重要であり、当面、「湖沼」については、湖沼法に基づく流出水対策地区において、また、「閉鎖性海域」については水質汚濁防止法に基づく指定地域において、適正な施肥の推進や農薬の散布、家畜排せつ物の適正な管理等閉鎖性水域へ流入する汚濁負荷量の低減に一定の効果が見込まれる対策について、取組の実施状況を把握し、必要な改善を図っていくべきです。また、水路、流入河川等の閉鎖性水域流入地点等でモニタリングを実施することによるノンポイントソース起源の水質汚濁の改善状況の把握や、排出源を管理する関係者へのノンポイント対策の啓発を継続的に進めていくべきです。

## 【第1回点検後フォローアップ事項】

### 重点調査事項②：閉鎖性水域における環境改善のための取組

水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じている閉鎖性水域について、流域全体を視野に入れつつ、その環境を改善する観点から、

- ・ 山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進
- ・ 里海の創生等を踏まえた施策の展開、第一次産業を生かした地域づくりの推進等

について、調査を実施しました。

### ①第1回点検における指摘内容

- 閉鎖性水域における環境改善については、個別の水質改善のための施策が展開され、活動が強化されたことから、一定の効果はあらわれてはいますが、湖沼、内湾等の閉鎖性水域においては、流域からの負荷が流入・滞留しやすく、内部生産や底質からの溶出と相まって、水質の改善がなかなか進んでおらず、各施策に係る活動及び各施策の連携を強化する必要があります。

今後とも引き続き閉鎖性水域における環境改善について、各省間の連携を更に強化しながら、流域全体を視野に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図ることが必要です。

- その上で、このような総合的、重点的な施策の推進を図るに当たっては、21世紀環境立国戦略にも掲げられているように、里海の創生等を踏まえた施策の展開が必要であり、ハードの整備にとどまらず、コミュニティの活性化まで視野を広げ、第一次産業を生かした地域づくりを進めていくことが必要です。

### ②主な取組状況等

#### 《山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進》

- 「閉鎖性水域における環境改善のための取組」についても、「湖沼」に係る取組と「閉鎖性海域」に係る取組とに分けて整理することができます。

「湖沼」については、湖沼法第4条の規定に基づき、都道府県知事は、指定湖沼が定められたときは、当該指定湖沼につき湖沼水質保全計画を定めなければならないこととされており、当該計画において、計画期間、湖沼の水質の保全に関する方針のほか、「湖沼の水質の保全に資する事業」に関すること、「湖沼の水質の保全のための規制その他の措置」に関すること等を定めることとされています。

第1回点検以降については、平成19年12月に、新たに八郎湖が指定湖沼として指定され、秋田県により湖沼水質保全計画が定められました。

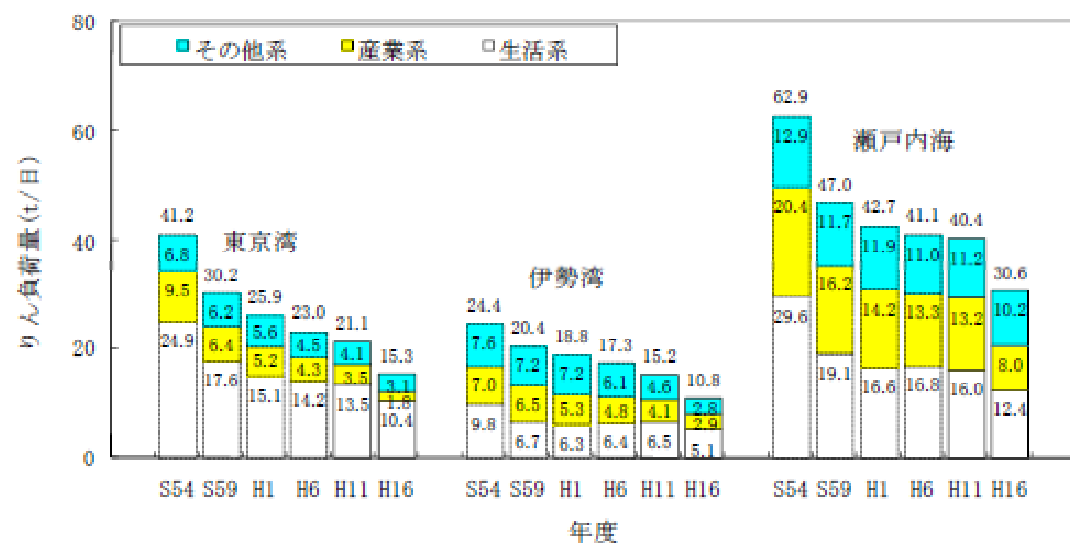
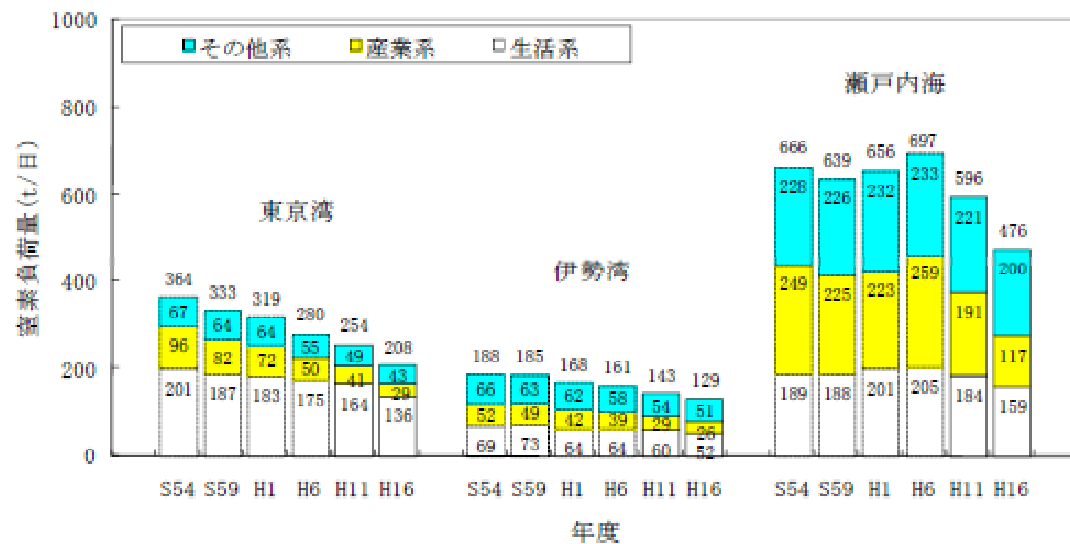
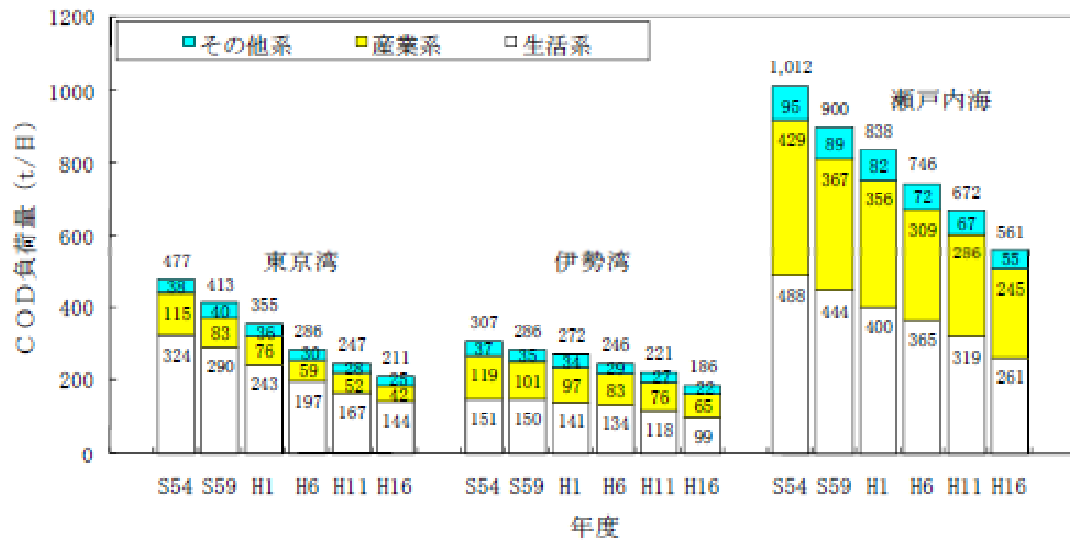
また、他の10の指定湖沼も含め、湖沼水質保全計画に定められた「事業」については、湖沼法第5条の規定に基づき、国、地方公共団体その他の者が実施するものとされており、第1回点検時以降についても、引き続き、下水道等の汚水処理施設、家畜排せつ物処理施設、廃棄物処理施設等の整備、湖沼、流入河川等の浄化対策事業等が実施されています。

「湖沼の水質の保全のための規制その他の措置」については、水濁法の規定に基づく排水基準、湖沼法第7条の規定に基づく湖沼特定事業場に対する汚濁負荷量の規制基準による工場・事業場の排水対策、生活排水対策、畜産排水対策、魚類養殖等に係る直接負荷対策、流出水対策等幅広い対策が各指定湖沼に係る同計画に定められており、第1回点検時以降についても、引き続き、同計画に基づき、関係機関が連携した対策が講じられています（別紙参照）。

なお、指定湖沼以外の水環境の悪化が著しい湖沼等についても、第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスII）（注III-2-4）等に基づき、第1回点検時以降、引き続き、流域内の関係者が一体となって水環境改善に資する施策が総合的・重点的に実施され、水質の改善及び水量の確保が図られています。

- 「閉鎖性海域」については、昭和54年（1979年）の制度創設以来、6次にわたり総量削減基本方針が策定（改訂）されてきており、平成18年（2006年）に策定された現行の第6次総量削減基本方針については、本年度（平成21年度（2009年度））が目標年度とされています。これまで、同方針に基づく総量削減は着実に実施されてきましたが、平成19年度（2007年）からは、総量削減について、別途、今後、30年程度の間目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする「閉鎖性海域中長期ビジョン」の策定に向けた検討が進められてきました。

また、次期水質総量削減方針の策定に際し、生活排水対策のほか、ノンポイントソースによる負荷の削減といった諸施策を最適に実施し、汚染源別の削減目標量に反映することを目指し、本年度（平成21年度（2009年度））、「次期水質総量削減における汚濁負荷対策の最適化と新たな水環境指標の調査体制構築に向けた検討調査」が開始されています【再掲】。平成21年（2009年）2月には、環境大臣から中央環境審議会に対して、「第7次水質総量削減のあり方について」の諮問が行われたところであり、今後、中央環境審議会としても、当該検討調査のほか、「閉鎖性海域中長期ビジョン」も踏まえ、次期水質総量削減の実施に向けた検討を進めていくこととなります。



出典)発生負荷量管理等調査(環境省)及び関係都府県による推計結果

備考)点線の棒グラフは、関係都府県による推計値。

図 指定地域における汚濁負荷量の推移

- 「閉鎖性海域」については、東京湾、大阪湾等の水質改善に向け、関係各省、関係地方公共団体等が連携して水質改善のための行動計画を策定し、総合的な施策の推進が図られています（これまでに、東京湾再生行動計画、大阪湾再生行動計画、伊勢湾再生行動計画及び広島湾再生行動計画の4計画が策定されています。）。また、水域環境が悪化している漁港や利用効率の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善に向け、水産資源の生息環境の保全・創造に資する水域環境保全創造事業等も実施されています（平成20年度（2008年度）は、全国の閉鎖性水域29地区において水域環境保全創造事業が実施されています。）。
- 以上に加え、平成17年（2005年）の下水道法（昭和33年法律第79号）の改正によって、下水道における窒素又は燐排出負荷量に係る高度処理共同負担制度が導入されています。この制度は、流域別下水道整備総合計画において終末処理場からの放流水に含まれる窒素又は燐の終末処理場ごとの削減目標量が定められた場合、他の地方公共団体の削減目標量の一部に相当する窒素又は燐の削減を肩代わりする地方公共団体は、肩代わりを受ける当該他の地方公共団体に高度処理に係る施設設置等の費用を負担させることができることとした制度です。国土交通省では、平成19年（2007年）5月に「高度処理共同負担制度に関するガイドラインと解説（案）」を策定し、この制度の普及及び活用の促進を図っています。

## 《里海の創生等を踏まえた施策の展開、第一次産業を生かした地域づくりの推進等》

- 里海の創生等を踏まえた施策の展開、第一次産業を生かした地域づくりの推進等については、環境省が、平成20年度（2008年度）より、地方公共団体が参画する海域環境の保全や海との共生に資する活動を対象としたモデル事業（里海創生支援モデル事業）を選定し、里海の創生支援を行うとともに、今後の新たな里海創生活動において事前に留意すべき事項、実施すべき取組、期待される効果等を収集・整理し、里海づくりマニュアルとしてとりまとめる事業を進めています。環境省では、平成22年度（2010年度）に同マニュアルを完成することを目指し、現在、里海創生支援、基礎情報収集等を行うとともに、マニュアル策定に向けた取りまとめ方針の策定等が行われています。

### 【 里海創生支援モデル事業 】

- 平成20年度選定事業（4事業）
  - ・ 七尾湾里海創生プロジェクト（七尾湾）
  - ・ 千種川河口干潟のアマモを活かした里海づくり（赤穂海岸（播磨灘））
  - ・ 地域連携による環境学習のあり方検討事業（スナメリとともにくらせる大村湾づくり）（大村湾）
  - ・ 豊前海・中津干潟のササヒビをいかした里海づくり（中津干潟（周防灘））



● 平成21年度選定事業（6事業）

- ・ 横浜市沿岸域の海辺の自然再生と新たな街づくり事業（横浜市海の公園）
- ・ 七尾湾里海創生プロジェクト（七尾湾）
- ・ 英虞湾いきもの調査隊事業（英虞湾）
- ・ 阿蘇海環境づくり協働事業（阿蘇海）
- ・ 赤穂海岸及び相生湾における自然再生を中心とした里海づくり事業（赤穂海岸及び相生湾）
- ・ 有明海・山から海まで流域一体里海づくりモデル事業（有明海佐賀県海岸）

## 【 他の環境分野との関わり等 】

- 里海の創生等を踏まえた施策の展開、第一次産業を生かした地域づくりの推進等については、例えば、瀬戸内海に「瀬戸内海国立公園」が指定されているように、生物多様性の保全・再生及びその持続的な利用とも深く関わることから、「生物多様性の保全のための取組」との関係も考慮していく必要があります。

### ③今後の政策に向けた提言

- 関係各省や関係地方公共団体との連携をより一層強化して、「閉鎖性水域における環境改善のための取組」を進めるべきです。
- 湖沼及び閉鎖性海域においては、今後の対策をより効果的に実施するために、底泥からの溶出や内部生産を含めた汚濁メカニズムの解明を進めるとともに、下水道等の污水处理施設、家畜排せつ物処理施設、廃棄物処理施設等の整備、流入河川、湖沼、海域等に対する浄化対策事業等を、流域内の関係主体が連携し総合的に推進していくべきです。
- 農林畜産分野においては、持続的な農業生産方式の導入、家畜排せつ物の適正な管理をより一層進めていくべきです。
- 下水道における窒素又は磷排出負荷量に係る高度処理共同負担制度の活用も含めて、今後、高度処理に係る人口普及率の向上を図っていくべきです。
- 環境の状況を把握するための指標については、現在用いられているCOD等について見直しを行い、新たな指標の採用についても検討を進めるべきです。

## 【第1回点検後フォローアップ事項】

### 重点調査事項③：流域における水循環改善のための取組

流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進する観点から、

- ・ 流域全体をとらえた環境保全上健全な水循環の構築に向けた、環境保全、国土保全、林業・農業、都市づくり等の取組に係る連携・協力の推進
- ・ 水循環改善のための取組の評価（森林施業管理の水源涵養効果の科学的定量的な評価に向けた検討等）
- ・ 気候変動による、海面上昇、降雨量の状況の変化等を考慮した取組について、調査を実施しました。

### ①第1回点検における指摘内容

- 個別の施策は展開され活動が強化されていますが、環境保全上健全な水循環の構築に向け、環境保全、国土保全、林業・農業、都市づくりなど様々な関連する施策の取組に当たっては、これまでの施策相互の連携や協力をさらに推進し、流れの視点を持って各省が協力しながら、雨として降ってくるものが取水され、利用された後污水处理を経て最終的に海へ流れ出すまでの流域全体をとらえて、環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進するため、より一層、総合的かつ統合的な取組を着実に行うことが必要です。
- また、このような取組を着実に実施するためには、各取組についてもしっかりと評価する必要があります。例えば、各種の森林の施業や管理については、それぞれが水源涵養にどれほど寄与するものなのか、科学的定量的な評価が十分とは言えません。森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況を評価する上でも、今後の検討が必要と言えます。
- さらに、これらの取組と併せて、IPCCの報告書に記載されているように、さらに気候変動による海面上昇、豪雨や台風の激化が想定されており、温暖化に伴う気候変動の一環としての降雨量の状況の変化等も考慮に入れた取組が求められます。その際には、従来への対応方策等も見直しが必要になる場合も考えられます。

### ②主な取組状況等

- 健全な水循環系の構築に関する取組については、情報交換及び意見交換、調査・研究の実施並びに施策相互の連携・協力を進め、全体としてより総合的な効果を発揮することとするため、従前より、当該取組を行っている関係各省（厚生労働省、農林水

産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)を構成員とする「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」が設けられています。この他、平成21年(2009年)1月には、我が国の水資源の確保、世界の水危機解決への貢献等、国内外の水に関する問題に関し、情報交換、意見交換を行い、連携を図るため、関係府省(内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)を構成員とする「水問題に関する関係省庁連絡会」が設けられています。

- 個々の取組についてみると、山間部については、森林の整備・保全の推進等による水源涵養、農村部については、農業集落排水事業、耕作放棄地の再生・利用等による水質保全及び水源涵養、都市郊外部及び都市部については、再生水の利用及び雨水貯留浸透の促進、公害防止ガイドライン(事業者が公害防止に関する環境管理体制を構築する際、参考となる行動指針を示した報告書)の普及啓発等、地下水等については、地下水管理に係る手引きの作成・普及、湧水の保全・復活活動の支援等、上流から下流に至るそれぞれの地域の特性に応じた様々な取組が、引き続き、着実に実施されています。
- 各種の森林施業による水源涵養効果の定量的評価については、雨の降り方、地形、地質など流域の様々な要因に影響されるため、事例の収集が重要であり、農林水産省においては、森林水文観測等を強化しています。

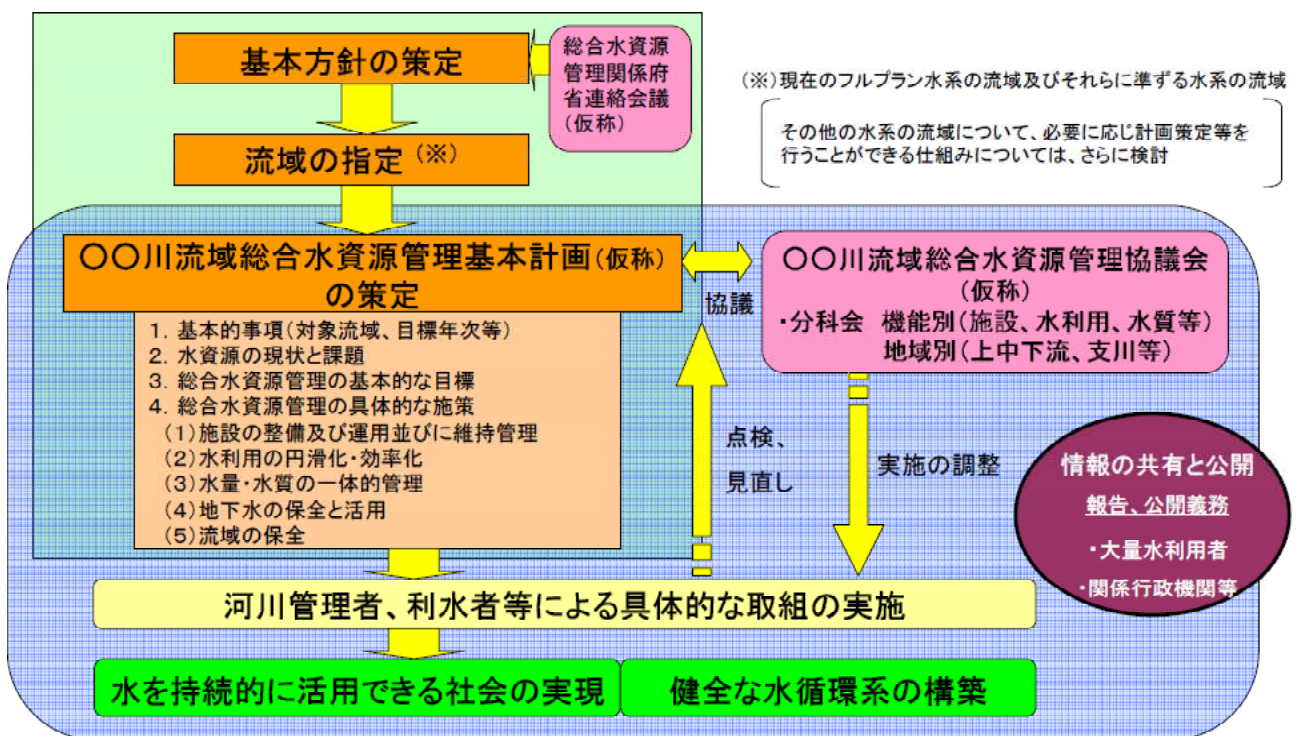
#### < 参考 > 各施策について定量的に把握できる実績の例

- 森林の整備・保全の推進等 … 保安林面積は、平成18年度(2006年度)末で1,176万ha、平成19年度(2007年度)末で1,188万haとなっている。間伐は、従来の35万haの水準に対し、平成19年度(2007年度)は52万haで実施されている。
- 農業集落排水事業 … 昭和58年度(1983年度)の制度化以来、平成19年度(2007年度)までに全国約5,000地区で農業集落排水施設が整備された。平成20年度は435箇所で開催されている。
- 湧水の保全・復活活動の支援等 … 平成19年度(2007年度)は4市(喜多方市、北杜市、入間市及び志布志市)、平成20年度(2008年度)は3市(日野市、蓮田市及び刈谷市)をモデル地域として、湧水等の調査及び湧水保全・復活活動の支援の在り方について、検討が行われている。

- 水資源分野については、水資源施設等の老朽化による機能低下リスクの増大、安全でおいしい水及び豊かな環境への要請、水系全体で見た施設配置・利用上の課題、水源地域をはじめとする流域の保全等の課題が顕在化しており、さらに地球温暖化への対応も求められています。このため、平成20年(2008年)10月、国土審議会水資源開

発分科会調査企画部会は「総合水資源管理について」（中間とりまとめ）をとりまとめています。ここでは、水を持続的に活用できる社会の実現と健全な水循環系の構築を目指し、水量と水質、平常時と緊急時、地表水と地下水・再生水、上・中・下流といった様々な観点から、様々な課題を包括的・一体的に捉えて水資源を総合的に管理する方策として、「総合水資源管理」を進めることが必要とされており、具体的には、流域において流域総合水資源管理協議会（仮称）を設置し、そこでの協議を通じて、流域単位でマスタープラン（流域総合水資源管理基本計画（仮称））を策定することが必要とされています。

## 総合水資源管理の体系



○ また、地球温暖化に伴う気候変化への対応という観点では、平成20年（2008年）6月、社会資本整備審議会が「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」（答申）を策定しており、ここでは、増大する台風・前線性の大雨や短時間強雨などの大雨に対し、河川での対応に加え、流域での対応を重層的に行うなど、水災害適応型社会の構築を目指すこととされています。また、環境省においては、平成21年度（2009年度）以降、気候変動による水質等への影響を解明し、適応策のあり方について検討を進めることとされています。

## 【 他の環境分野との関わり等 】

- 流域における水循環改善のための取組は、流域を含む河川、湖沼、海域等の空間における水生生物等の生育・生息環境の保全、さらには国土の生物多様性の保全と密接な関係を有することから、「生物多様性の保全のための取組」との関係も考慮していく必要があります。
- 水源涵養のための森林の整備・保全の推進等については、森林吸収源対策として、CO<sub>2</sub>の吸収に貢献することから、「地球温暖化問題に対する取組」との関係も考慮していく必要があります。
- 下水道事業、農業集落排水事業等については、発生する汚泥について、石炭火力発電所用の燃料、レンガ等の材料、路盤材等としての活用のほか、堆肥化等も進められており、資源循環の取組にも繋がることから、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」との関係も考慮していく必要があります。
- 総合水資源管理の推進は、地球温暖化に対する対応策として進められている取組でもあります。また、社会資本整備審議会でまとめられた「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」（答申）に掲げられた取組や、気候変動による水質等への影響の解明、適応策のあり方についての環境省における検討も、地球温暖化対策の一環です。このため、これらの取組は「地球温暖化問題に対する取組」との関係も考慮していく必要があります。

また、気候の変化により、河川の流況や土砂・栄養塩類等の物質の流出が変化することが予想され、気候の変化に伴う流域や沿岸域の環境の変化等による生物の生育・生息環境や生物種への影響、気温上昇等による水質等への影響について十分にモニタリングを行いながら取組を進めることが重要であるという観点から、「生物多様性の保全のための取組」との関係も考慮していく必要があります。

### ③今後の政策に向けた提言

- 今後、流域全体をとらえた環境保全上健全な水循環の構築に向けた、環境保全、国土保全、林業・農業、都市づくり等の取組を進めるためには、「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」や、本年設けられた「水問題に関する関係省庁連絡会議」等、関係府省が連携を図るための会議を積極的に活用していくべきです。また、各府省間の連携のみならず、地域単位で、地方支分部局、地方公共団体等を含めた連携を進めるべきです。

- 環境保全上健全な水循環の確保には、国、地方公共団体のほか、流域住民、事業者、民間団体等の協力も重要です。流域ごとに、地方公共団体が連携し、国の機関や関係主体と協力しながら、地域として主体性を持ち、問題点を認識し、それぞれの立場による意見の相違を克服し、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が適切なバランスの下に確保された望ましい水循環の姿を共有するとともに、水循環利用等に対する意識の共有を図り、官民連携の協力のもと環境保全上健全な水循環の確保のための具体的な取組を実践するべきです。
- 水源地域は水源の保全に重要な役割を果たしているため、世界的な水資源の需給状況等も勘案しながら、引き続き、関係府省が連携して適切に保全する取組を推進するべきです。
- 地球温暖化への対応という観点では、増大する台風・前線性の大雨や短時間強雨などの大雨に対し、河川での対応に加え、流域での対応を重層的に行うなど、水災害適応型社会の構築を目指すことが、今後、益々重要となり、具体的な対策について検討を進めていくべきです。また、温暖化による水質への影響等についての解明や、雨の降り方の変化、少雪化等に伴い生じる渇水への対応も進めるべきです。
- 下水処理の過程で発生する下水汚泥の燃料化や燐、レアメタル等の希少資源の回収・再資源化は、地球温暖化対策や、資源循環等の観点でも重要であるため、今後、一層推進していくべきです。
- 再生水の利用及び雨水貯留浸透については、健全な水循環の構築に資するものであり、計画的に取組を推進していくべきです。
- 地下水については、いったん汚染されると回復が困難であることから、汚染を未然に防止する取組を一層推進していくべきです。

### 3. 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

持続可能な開発を目指し、環境的側面と経済的側面を統合的に向上させることは、21世紀に取り組むべき重要な課題と認識されるようになりました。さらに、環境問題への取組を含め企業の社会的責任を意識する動きが国際的な広がりを見せ、消費者、企業など経済の各主体の環境保全意識は向上していると考えられます。しかしながら、消費者による環境配慮の観点からの商品選択、環境に配慮した企業に対する投資活動等は、必ずしも十分に進んでいません。

経済活動において環境問題を解決するためには、市場自体が環境への価値を評価するようになるとともに、こうした価値の変化に対応して、技術や経済活動の仕様・ビジネスモデルの「革新」が起きてくる必要があります。

第三次環境基本計画においては、環境保全の観点からより望ましい経済が実現された社会として「より少ない物質投入・廃棄から、より多くの「価値」が生み出され」「自然のシステム、生態系を尊重しながら、経済的価値を生み出す」ような経済活動を実現することを中長期的な目標としています。

- 環境表示数は着実に増加しています。
- 各主体によるグリーン購入実施率は、ここ数年、大きな進展は見られません。
- 我が国におけるSRI（注Ⅲ－3－1）は欧米と比較して極端に少ない状況です。

(参考)「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」分野に関する指標(抄)等

取組推進に向けた指標等の名称	指標等の値(年度)					環境基本計画上の目標等	環境基本計画以外の目標等(参考)	
	H16	H17	H18	H19	H20			
環境表示制度の数	【環境ラベル等データベース登録数】	116	120	122	126	133	—	
主要な環境ラベリングの対象品目数	【エコマーク(類型)】	—	46 (H18.3)	47 (H19.3)	50 (H20.3)	47 (H21.3)	—	
地方公共団体、企業、国民におけるグリーン購入実施率	【地方公共団体(%)】	42	44	76	76	76	—	約100%【H27】 (循環型社会形成推進基本計画)
	【上場企業(%)】	33	31	37	36	—	—	約50%【H27】 (循環型社会形成推進基本計画)
	【非上場企業(%)】	21	23	25	24	—	—	約30%【H27】 (循環型社会形成推進基本計画)
	【国民(%)】	—	—	25	22	21	—	
環境誘発型ビジネスの市場規模、雇用人数	【市場規模(兆円)】	14	14	21	20	—	—	
	【雇用規模(万人)】	33	35	42	35	—	—	
主要企業の環境目的投資の割合	【全投資額に占める割合(%)】	3.4	3.5	2.8	2.6	2.6	—	
	【取得設備投資額に占める割合(%)】	1.1	1.2	1.5	0.8	1.1	—	
エコ/SRIファンドの設定数、純資産残高及びその割合	【残高(億円)】	1,586 (H17.3)	3,079 (H18.3)	4,242 (H19.3)	6,183 (H20.3)	3,249 (H21.3)	—	



## 【新規設定事項】

### 重点調査事項①：適切な環境表示の推進

企業や消費者が市場において環境面に配慮して適切に行動するためには、製品の環境負荷に関する情報が適切に提供されることが不可欠であるという観点から、

- ・ 環境表示の現状及び課題
- ・ 適切な環境表示の促進方策

について調査を実施しました。

### ①環境基本計画における施策の基本的方向

- エコマークなどの環境ラベリングや、グリーン購入対象商品リストなどについて、購入者等に役立つ情報に関する調査研究を行います。また消費者などが自ら環境に配慮した商品を選択できるような情報の提供方法を構築します。
- 消費者に身近な化学製品について、その物理化学的危険性、健康に対する有害性及び環境に対する有害性を表示で分かりやすく情報提供する「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」の導入について検討を進めます。
- 商品の環境への影響について、ライフサイクルアセスメント（LCA）の整備を進め、ラベリング制度などへの反映を図ります。
- 流通・サービスは、生産者と消費者をつなぐ接点として重要な役割を占めるため、流通、サービスにおける情報提供の在り方について検討し、商品・サービスにおける環境に関する情報のよりよい提供を推進します。
- 流通・サービス分野における環境配慮の評価については、その環境面での影響、効果が多岐かつ広範にわたることから、単純な数値化やLCA的手法を用いた評価だけではカバーできないと予想されます。このため、総合的な環境配慮の評価方法の検討などを進めます。

### ②主な取組状況等

#### 《環境表示の現状及び課題》

- 平成13年度（2001年度）より、環境省は、インターネット上のサイトとして「環境ラベル等データベース」を構築し、公表しています。これは、様々な主体が、環境物品（環境負荷の低減に資する物品・サービス）を選ぶ際に参考となる様々な情報を環境ラベル等により提供している現状を踏まえ、当該情報を適切に活用できるよう、環境ラベル、地方公共団体における関連制度等を紹介するサイトです。



- しかしながら、環境表示については、環境情報の提供者である事業者及び情報の受け手である消費者との間で、以下のような問題が顕在化しています。
  - ・ 一部の環境表示には、客観性や合理性に欠け、表示の根拠が不明確なケースが散見される。
  - ・ 主張する内容の範囲が具体的に示されず、簡素化されていたり、「環境にやさしい」などのあいまいな表現が単独で用いられたりする場合がある。
  - ・ 市場には各社各様のメッセージ（説明文）やシンボルマークが氾濫しているため、環境性能について優劣がわかりづらく、製品間の比較も難しい。
  - ・ 適切な環境情報の量と質、伝達方法、タイミング、環境負荷低減効果、さらには情報の一般性や透明性、科学的な検証の必要性が課題となっている。
  - ・ 提供される情報の内容について、消費者がその内容について事実かどうかを確認するための枠組みが明確に存在していないため、提供される情報だけでは客観的に判断することが難しい。
  - ・ 消費者の製品選択において、必ずしも活用されているとはいえず、直接的な購買に結びついていない。
  - ・ 消費者、競合事業者等から、不当表示として行政監督機関に措置を求めるケースが起こっている。
  
- 環境省は、これらの課題を克服する観点から、平成19年度（2007年度）、有識者からなる検討委員会を設置の上、環境表示を行う事業者及び事業者団体、また、事業者以外の認定（認証）制度を運用する第三者機関を対象に、グリーン購入を促進させる上で必要な情報提供のあり方や将来の方向性等について整理した「環境表示ガイドライン」を作成しています。ここでは、「環境表示」とは「製品の原料採取から製造、流通、使用、リサイクル・廃棄の段階において、環境に配慮した点や環境保全効果等の特徴を説明したもの」と定義されており、環境表示の必須条件のほか、よりわかりやすい環境表示のために、当該ガイドラインが独自に求める要求事項、認定（認証）に携わる第三者機関の認定マークの表示方法等に対する要求事項等が整理されています。以下に記すような様々な表示の取組を通じて、環境表示ガイドラインに則した適切な環境表示が一層進むことが期待されます。
  
- 国レベルでは、環境表示に関して様々な制度が設けられています。既に運用されている制度の例としては、以下のようなものが挙げられます（注Ⅲ－3－2）。
  - ◇ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）は、エネルギー消費効率に関し、性能の向上を図ることが特に必要な機械器具（特定機器）について、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れている機器の性能等を勘案した基準（トップランナー基準）を定めることとしています。このトップランナー基準については、以下の2つの表示制度が設けられています。
    - 1つは「省エネルギーラベル」であり、これは、特定機器のうち特に消費者の利用

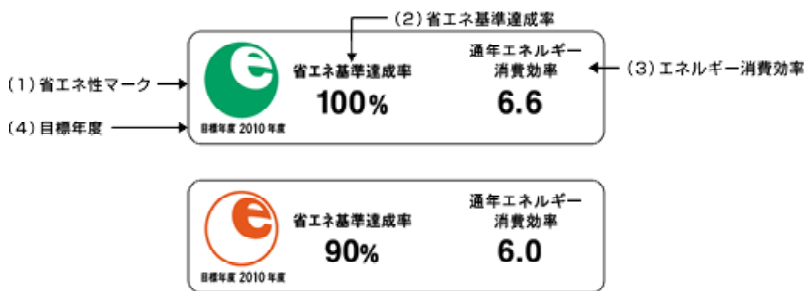
が多い家庭用機器を中心とした16品目について、日本工業規格（JIS）による表示を実施する制度です。具体的には、省エネ基準達成率、エネルギー消費効率等を表示することが求められており、当該表示に際し、トップランナー基準を達成しているか否かによって異なる色のeマークも表示することとしています。

もう1つは「統一省エネルギーラベル」です。「統一省エネルギーラベル」は省エネ法第86条に基づく小売事業者の取組として定められており、エアコン等4品目について、消費者が製品の購入時に省エネ性能について市場に供給されている機器の中でどの位置にあるのか相対的に把握できるよう、トップランナー基準の達成率に応じて、1つから5つまで「☆」マークで5段階表示する「多段階評価基準」により表示されています。

これらの表示制度は、エコポイント対象機器の基準として用いられるなど、消費者の認知度が高い制度となっています。

**省エネルギーラベル  
の表示の例**

**統一省エネルギーラベル  
の表示の例**



(1) 省エネ性マーク	トップランナー基準を達成している機械器具には緑色、未達成の機械器具にはオレンジ色のマークを表示。
(2) 省エネ基準達成率	トップランナー基準の達成度を%で表示。
(3) エネルギー消費効率	製品区分ごとに定めた測定方法に基づくエネルギー消費効率を表示。
(4) 目標年度	トップランナー基準の達成目標年度を表示。

※ 多段階評価基準による☆表示は、省エネルギーラベルと併せて表示されています。

◇ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の6の規定に基づき、事業者は、日常生活用製品等の製造・提供等に当たり、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないこととされています。同法第21条の規定に基づき平成20年（2008年）12月に定められた「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関し

て、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(平成20年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省告示第3号)には、日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出量等について、当該日常生活用製品等への添付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行う努力義務等、情報提供に係る具体的な事項が規定され、適切な情報提供が促されています。

◇ 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づき、分別回収するための表示をすることが再生資源の有効利用を図る上で特に必要な製品(塩化ビニル製建設資材、鋼製又はアルミニウム製の缶等)は、「指定表示製品」として指定されており、各主務省令において、指定表示製品ごとに、分別回収に関し表示すべき事項(成分等)等表示の標準となるべき事項が定められています。当該表示が適正に進むことにより、再生資源の有効利用が促進されています。

### 指定表示製品に係る識別表示マークの例



◇ 資源の有効な利用の促進に関する法律に関しては、このほか、平成18年(2006年)の関係政省令の改正により、同年7月より、パーソナルコンピュータ、ユニット型エアコンディショナー、テレビ受像器等7品目について、特定化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物等6物質)の含有がある場合は、その製造事業者等に対して、含有情報の提供が義務づけられています。当該情報提供は、JIS(C0950)(J-Moss)により行うこととされており、原則として当該製品について、鉛等6物質の含有率に関する情報の提供を行うとともに、基準値を超えている場合には、「含有マーク」を表示することが定められています。



含有マーク

◇ 化学物質の有害危険性については、化学物質を取り扱う者に対し、表示等によってその情報を伝える指針等が必要です。しかし、国によって表示の内容が異なるのでは、化学物質の安全な輸送、使用、廃棄等が困難となるため、平成15年(2003年)、国際連合経済社会理事会はGHSをとりまとめ、平成20年(2008年)までにGHSを完全実施することを目指し、各国政府に対し、法令の整備等必要な手段を講じることを促しました。

我が国においては、例えば、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の改正等により、平成18年(2006年)12月より、労働者に危険を生ずるおそれがあるものを容器等に入れて譲渡、提供等する場合の容器等への表示事項に、GHSに定める絵表示が義務づけられました。また、GHSの普及に資するよう、事業者が自主的に製

剤の危険有害性をGHSに基づいて分類し、ラベルを作成する際に、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）を遵守するための留意点について記載したパンフレット等が作成・配布されるなど、様々な措置が講じられています。

◇ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）においては、事業者向けの表示制度として、第二種特定化学物質について、製造及び取扱事業者に対する環境汚染防止措置等に関する表示義務が課されていましたが、本年（平成21年（2009年））5月の法律改正により、同物質に関する表示義務の対象が第二種特定化学物質を含有する製品の取扱事業者に拡充されたほか、第一種特定化学物質についても同様の表示義務が課される等、表示制度の拡充が図られています。

◇ この他、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境表示である「エコマーク」、省エネ、省資源・リサイクル性能等の環境負荷削減、室内の快適性、計画への配慮等も含めた建築物の環境性能を総合的に評価する「CASBEE」、環境に優しい鉄道貨物輸送に取り組んでいる事業者であると認定された場合に、その商品やカタログ等に表示を行う「エコレールマーク」、他の輸送手段よりも環境負荷が低い海上貨物輸送へのモーダルシフトを促進するため、海上輸送を一定以上利用している物流事業者等について、その商品、カタログ、車体等に表示を認める「エコシップマーク」等、様々な表示制度が既に運用されています。

○ 国レベルでの、検討又は導入段階にある環境表示に関する取組としては、木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築、農林水産分野における省CO<sub>2</sub>効果の表示の推進、農林水産分野における生きものマークの活用、カーボンフットプリント制度の構築、冷媒・ダストブロワー等に使用される代替フロンのCO<sub>2</sub>換算での注意喚起表示の導入、一般消費者がVOCに関する環境配慮製品を選択・購入できる仕組みづくりに向けた検討等があります（注III-3-3）。

○ 以上の制度等については、ライフサイクルの観点から、以下のように整理できます。

1) 原材料調達から廃棄に至る製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷低減に係る表示

→ エコマーク、CASBEE、木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築、カーボンフットプリント制度の構築及びVOCに係る環境配慮製品の普及啓発に係る調査

2) 生産から廃棄に至る製品のライフサイクル全体を通じた化学物質の有害危険性に関する表示

→ GHS実施に向けた取組及び化審法に基づく表示制度

3) 生産における環境負荷低減に係る表示

→ 農林水産分野における省CO<sub>2</sub>効果の表示の推進及び農林水産分野における生

## きものマークの活用

### 4) 製品の流通における環境負荷低減に係る表示

→ エコルールマーク及びエコシップマーク

### 5) 製品の使用段階の環境負荷低減に関する表示

→ 省エネルギーラベル、統一省エネルギーラベル及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく情報提供制度

### 6) 製品の廃棄又はリサイクルに関する表示

→ 指定表示製品に係る表示制度、J-M o s sに係る表示制度及びフロンの「見える化」に向けた取組

しかしながら、商品の環境への影響について、L C Aの整備を進め、ラベリング制度などへの反映を図るという観点での表示制度の整備や、それに向けた検討は、必ずしも十分に進められているとは言えません。流通段階の環境負荷を考慮した表示制度が既に運用されていることも考慮しつつ、ライフサイクル全体の観点からの総合的な環境影響の評価方法の検討を進めることが必要と考えられます。

## 《適切な環境表示の促進方策》

- 不当表示への対応については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）において、不当な表示の禁止（第4条）について規定されており、違反行為が認められた場合には、消費者庁が措置命令（平成21年（2009年）9月1日の改正景品表示法の施行前にあっては公正取引委員会が排除命令）を行うことができる旨規定されているところ、消費者庁では、景品表示法違反行為に対し、厳正な対処を行うこととしています。

製紙メーカー各社による古紙パルプ偽装問題では、公正取引委員会において、平成20年（2008年）4月に製紙会社8社に対し、再生紙コピー用紙の古紙配合率に関する不当表示について排除命令を行っています。

- また、環境省においては、古紙パルプ偽装問題の発覚も受け、平成21年度（2009年度）より「環境表示の信頼性確保のための調査・検証事業」が行われています。この事業は、環境表示を製造者の自己責任に任せるだけでなく、製造業者が環境表示の信頼性を担保するための仕組みづくりを目指す事業です。具体的には、グリーン購入基本方針（注Ⅲ-3-4）に定められている特定調達品目のうち、偽装の蓋然性の高い製品等を選定した上で調査手法を構築し、製品テスト（抜き取り調査等）を実施して、環境表示との整合性を科学的に検証するものです。テスト結果等については、その妥当性を確認した上で、関係機関と連携しながら、適切な情報発信手法により情報提供を行うこととされています。

### ③今後の政策に向けた提言

- 現在、商品等について様々な環境表示制度が設けられていますが、その相互関係の整理、体系化等は十分に行われていません。個々の環境表示について、表示の意味を的確に伝えるとともに、その信頼性を確保することが必要です。
- 商品等の環境への影響について、ライフサイクル全体の観点からの総合的な環境影響の評価方法の検討を進めるべきです。
- 温室効果ガスの削減に繋がるよう、タイプⅠラベル（注Ⅲ－３－５）のエコマーク及びタイプⅢラベル（注Ⅲ－３－５）のエコリーフ（注Ⅲ－３－６）のさらなる積極的活用と、カーボンフットプリント等の新たな取組に関する実効性のある仕組みの構築、消費者の製品選択に結びつくような環境表示のあり方と、そのような環境表示の推進に繋がる施策の進め方について、検討していくべきです。
- 様々な環境表示が市場経済に普及することによって得られる環境改善効果の評価について検討していくべきです。

## 【第1回点検後フォローアップ事項】

### 重点調査事項②：地方公共団体のグリーン購入実施状況

市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みを構築するに当たり、市場での調達規模が大きい地方公共団体のグリーン購入を促進する観点から、

- ・ 活用しやすく、環境効率等が盛り込まれるような、地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドラインの適宜見直し
- ・ 他省庁の既存施策体系等を活用した、地方公共団体への効率的なグリーン購入の働きかけ
- ・ 地方公共団体の役務分野における取組の推進（電力購入の裾切り方式、環境配慮契約法等の活用）

について調査を実施しました。

### ①第1回点検における指摘内容

- 地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドラインについては、活用しやすく、環境効率等の具体的な情報が盛り込まれたものとなるよう適宜見直しを行っていく必要があります。
- 地方公共団体のニーズを把握した上で、今後それぞれの地域特性や取組レベルに合った効率的なグリーン購入を働きかけていくことが必要です。
- 関係府省が連携し、それぞれ既存の施策体系等を活用するなど工夫しながら、グリーン購入の取組を推進することが必要です。
- 物品と比較して、役務の分野はグリーン購入の取組が遅れています。電力購入に係る裾切り方式の活用など国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）を有効に使うことも含めて取組を進める必要があります。

### ②主な取組状況等

- 国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第4条第1項において、地方公共団体は、「環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努める」こととされています。

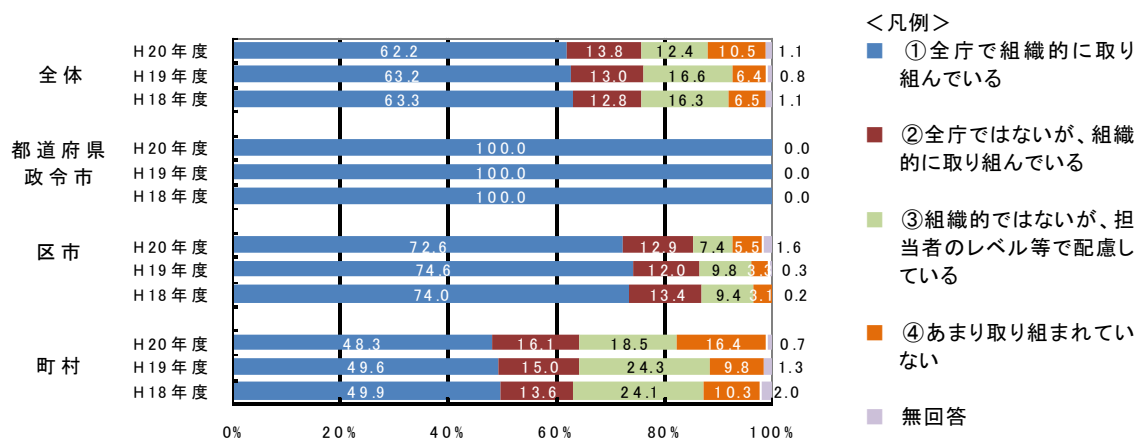
## 《地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドラインの適宜見直し》

- 環境省は、地方公共団体のグリーン購入を促進するため、ケーススタディを中心とした、地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドラインを作成しており、毎年、グリーン購入基本方針（注Ⅲ－３－４）の改定の内容を踏まえた見直しを行っています。特に、平成21年（2009年）3月に改定した同ガイドラインは、より一層の活用を促すため、図表を活用した親しみやすい内容となっています。

## 《地方公共団体への効率的なグリーン購入の働きかけ》

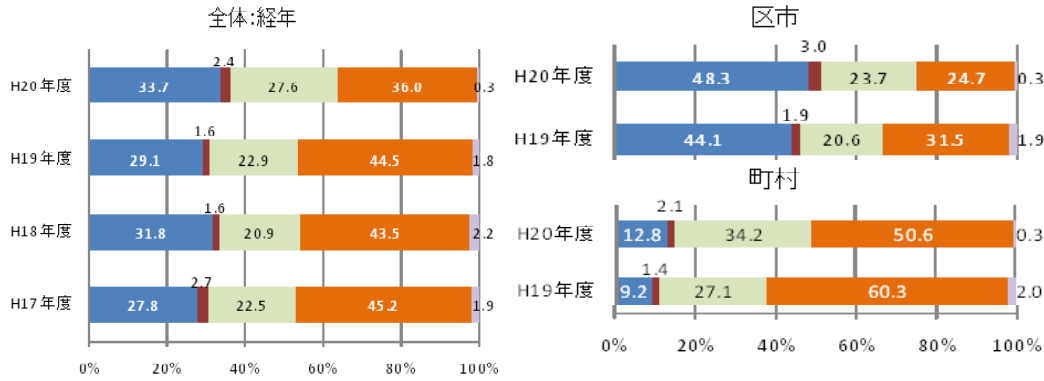
- 地方公共団体のグリーン購入を促進するためには、それぞれの地域特性や取組レベルに合った効率的なグリーン購入を働きかけていくことが必要とされています。環境省では、地域ネットワークの設立を支援するため、「グリーン購入の普及啓発」を進めており、平成21年度（2009年度）は、全国の8つの地域でグリーン購入を普及促進するためのセミナーを開催することとしています。このほか、平成21年度（2009年度）は、グリーン購入に当たり、国及び地方公共団体の双方の調達実務担当者の実務上の助けとなる手引きを作成することとしています。
- 既存の施策体系等を活用したグリーン購入の推進事例としては、公共工事分野における地方公共団体のグリーン購入推進に資する取組として、国土交通省の土木工事共通仕様書等に倣い、地方公共団体が作成する土木工事共通仕様書等にグリーン購入に係る規定が盛り込まれ、グリーン購入が進められている事例があります。
- 地方公共団体によるグリーン購入の取組状況は、以下のとおり、第1回点検が行われた平成19年度（2007年度）以降、大きな進展は見られません。一方、地方公共団体による、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）の策定状況については、全ての都道府県及び政令市において策定済みであることに加え、市区及び町村においても調達方針を策定している割合が着実に伸びています。今後、地方公共団体によるグリーン購入の推進に向けた取組を、特に町村を中心として積極的に進めていく必要があります。

### 【 グリーン購入の組織的な取組の推移 】





## 【 調達方針の策定の有無 】



<凡例>

- ①策定済み
- ②現時点では未策定だが今後策定予定
- ③具体的な策定予定はないが、今後策定したい
- ④策定予定なし
- ⑤無回答

## 《 地方公共団体の役務分野における取組の推進 》

- 環境配慮契約法が、第1回点検（平成19年（2007年）11月9日）後の平成19年（2007年）11月22日に施行されており、その適切な運用により、一層環境に配慮した調達が期待できます。

環境配慮契約法とグリーン購入法との相違については、グリーン購入法が、一定の水準の環境性能を満たす製品・サービスの調達を目指して製品・サービスの環境性能を規律し、最低価格落札方式による物品等の調達を原則とするのに対し、環境配慮契約法は、契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式等、推奨する契約方式を規定し、価格に加えて環境性能を含めて評価することにより、優れた環境性能を有する物品・サービスの調達を目指す点で異なっており、電力購入に係る裾切り方式の活用のほか、ESCO事業（注Ⅲ－3－7）、建築物の設計等、グリーン購入法では対象とならない役務分野に係る契約類型についても規定されています。

グリーン購入法及び環境配慮契約法の適切な運用を図ることにより、役務分野における環境に配慮した物品・サービス等の調達が進むことが期待されます。

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	・物品・サービスの環境性能を規律 ・一般競争入札の範囲内で環境配慮	・契約の方法などの仕組みを規律 ・契約類型ごとに、総合評価落札方式、プロポーザル方式など <b>推奨する契約方式を規定</b>
趣旨	・一定水準の環境性能を満たす製品・サービスの調達	価格等を含め総合的にみて <b>最善の環境性能</b> を有する物品・サービスを調達
対象機関	・各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が義務対象機関 ・地方公共団体等は努力義務	同左
対象品目・契約	紙類、文具類、OA機器、自動車等、制服・作業服、設備、防災備蓄用品、公共工事、役務など <b>19分野246品目</b>	電力購入、自動車購入、ESCO事業、建築設計の <b>4つ</b> の契約類型
内容など	・環境物品等の判断基準を閣議決定 ・基本方針に従い、環境配慮調達 ・対象機関が調達結果を公表	・環境配慮契約の方法等を閣議決定 ・基本方針に従い、環境配慮契約 ・対象機関が契約実績を公表

### ③今後の政策に向けた提言

- 地方公共団体による調達方針の策定割合が着実に伸びているにも関わらず、地方公共団体によるグリーン購入による取組状況は、平成19年度（2007年度）以降、大きな進展が見られないという現状を踏まえると、地方公共団体によるグリーン購入の推進に向けた取組を、今後、効果的に進めていくためには、地方公共団体によるグリーン購入が進まない理由について、より精緻な分析を行うべきです。

具体的には、地方公共団体によるグリーン購入の取組状況を詳細に把握し、かつ、地方公共団体における物品等の調達システムや調達担当者の認識など、様々な観点から阻害要因の分析を行い、有効な手だてを講じていくべきです。

## 【第1回点検後フォローアップ事項】

### 重点調査事項③：SRI等の環境投資の拡大

市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みを構築するため、環境への負荷の少ない事業を実施する企業や環境産業（環境ビジネス）に係わる企業への投資行動を促進する環境投資（融資を含む）が欧米と比較して極端に少ない現状を踏まえ、

- ・ 公的年金基金等の機関投資家の投資動向の調査
  - ・ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）の見直しに向けた検討
  - ・ 環境投資の拡大に向けた抜本的な対策、海外事例等を参考とした具体的施策の確立
- について調査を実施しました。

### ①第1回点検における指摘内容

- 今後、欧米と比較するために、日本における公的年金基金などの機関投資家の投資動向に関する調査を実施する必要があります。
- 日本の公的年金などの機関投資家においても、欧米と同様の運用を行っている可能性もありますが、正確な調査結果が入手できない状況にあることにかんがみ、環境情報の提供の促進等による環境に配慮した取組を促進するため、環境配慮促進法に規定された見直しに向けた検討が求められます。
- 効果的な政策ツールとして活用できる環境投資の拡大に向けた抜本的な対策をとることが有効であると言えます。

機関投資家や公的年金の資金を環境投資に振り向けるためにも、海外事例等の良い事例を参考に、具体的な施策を確立することが求められます。

### ②主な取組状況等

- 環境配慮促進法においては、事業者は、他の事業者に対して投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うよう努めるものとされ（第4条）、国民は、投資その他の行為をするに当たっては、環境情報を勘案してこれを行うよう努めるものとされています（第5条）。事業者及び個人が投資等を行うに際し、環境配慮の状況や環境産業（環境ビジネス）への関与状況に応じて企業を選別する動きが一般化すれば、市場メカニズムを通じて企業の環境配慮行動や環境産業（環境ビジネス）への事業展開を促進する社会的システムが構築され、社会の持続性が高まることが期待されます。

- しかしながら、S I F - J a p a n等の調査（注Ⅲ-3-8）によれば、平成19年度（2007年度）のS R I残高は、米国で約307兆円、英国約169兆円に対し、我が国は約0.9兆円（注Ⅲ-3-9）であり、大きな差があります。
- 我が国のS R I市場が小さい理由の1つとして、機関投資家による環境投資が少ないことが考えられます。具体的には、E Uや米国においては、S R Iによる機関投資家による資金が9割を占めているのに対し、我が国においては、S R Iの中心は個人投資家が投資する公募S R I投資信託となっており、今後、機関投資家による環境投資を如何に拡大していくかが、今後の環境投資拡大のための課題とされています。

このような状況下、平成21年（2009年）1月、日本労働組合連合会が、労働組合としてS R Iに取り組んでいくことを表明しています。このほか、機関投資家が受託者責任の範囲内で、環境等の問題を投資判断等に組み込むことを宣言する「責任投資原則」が、平成18年（2006年）、国際連合環境計画金融イニシアティブの主導により策定されていますので、機関投資家による、責任投資原則への署名も推奨されるべきです。
- また、環境投資が適切に進むためには、各企業の環境配慮の状況や環境産業（環境ビジネス）への関与状況に関する情報が適切に提供され、企業の環境力が金融市場において投資家や金融機関に的確に評価され、企業の競争力として具現化されることが必要です。このため、平成19年度（2007年度）、環境省の「環境金融及び環境情報開示普及促進調査事業」において、如何なる情報が投資判断に資するのか、どのように投資家へそうした情報を提供することが適切なのか等について検討が行われています。また、平成20年度（2008年度）、経済産業省において、有識者等を委員とする「金融市場における『環境力』評価手法研究会」を開催し、企業の「環境力」評価フレームを策定するとともに、当該フレームによる評価に基づいた株価指数化に向け、考え方を整理し、その活用可能性の検討が行われました。
- なお、環境配慮促進法の施行状況については、平成20年（2008年）11月より、中央環境審議会総合政策部会環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会において、同法の施行状況についての評価・検討が進められ、平成21年（2009年）3月、同小委員会においてとりまとめられた「環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書」が、中央環境審議会総合政策部会に報告されています。この報告書においては、環境投資の拡大に向け、特に機関投資家が、その影響力と社会的責任を踏まえ、投資先企業の環境配慮等を投資判断に織り込んでいくことが求められている旨の指摘がなされています。
- このほか、本年（平成21年（2009年））7月には、環境大臣から中央環境審議会に対し、「環境と金融のあり方に関する検討について」の諮問が行われました。中央環境審議会においても、環境ビジネス等の環境保全に資する事業活動に対して、国内

外からの資金流入を拡大させるための考え方や、基準や仕組みを含めた取組方策など、我が国において目指すべき環境と金融のあり方のほか、例えば、有価証券報告書の非財務情報における投資判断に資する環境情報の記載促進など、投資先企業等の環境情報の開示の促進、機関投資家による環境投資を含む社会的責任投資への取組に関する情報の開示の促進についても検討を行うこととなります。

### **③今後の政策に向けた提言**

- 我が国における公的年金基金等の機関投資家による環境投資が主要国に比べて少ない現状を踏まえ、機関投資家による環境投資を促進させる方策を検討し、政府として、環境投資の促進に繋がる具体的政策を打ち出していくべきです。
  
- 国際連合環境計画金融イニシアティブの主導により策定された、受託者責任の範囲内で環境等の問題を投資判断等に組み込むことを宣言する「責任投資原則」への機関投資家による署名の推奨及び投資のみならず、金融全般を対象とし、幅広い国内金融機関が署名し、取り組み得るような、日本版環境金融行動原則の策定等について検討するべきです。

#### 4. 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備

持続可能な社会の実現を図る上では、環境保全上の支障を未然に防止することが不可欠であり、環境問題が複雑化、多様化する今日においては、科学的不確実性の高い段階であっても可能な限り予防的に環境保全に取り組むことがますます重要となっています。

このような取組を支えるためには、持続可能な社会づくりを支える科学技術、環境情報等の基盤の整備を進めることが必要不可欠であり、また、これらの基盤は相互に密接に関連していることから、その一体的な整備に取り組んでいくことが求められます。また、これらの基盤の整備に当たっては、長期的な視野を持つことも必要となります。

第三次環境基本計画においては、科学技術の推進により、環境と経済の好循環に貢献すること、予防的・予見的対策に資する研究を進めること等により、科学的不確実性のある段階での適切な対応策を促進し、未然防止型の環境対策への転換を促進することを中長期的な目標としています。

○環境分野における政府研究開発投資総額は、過去5年を見ると、減少傾向にあります。  
○環境情報に関する国民の満足度は20%前後で推移しています。

(参考)「長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備」分野に関する指標(抄)

取組推進に向けた 指標等の名称	指標等の値(年度)						環境基本 計画上の 目標等
		H16	H17	H18	H19	H20	
環境分野における 政府研究開発 投資総額	(億円)	1,411	1,334	1,190	1,281	1,228	-
政府研究開発投資 総額に占める環境 分野の投資割合	(%)	3.9	3.7	3.3	3.6	3.4	-
環境情報に関する 国民の満足度	(%)	—	—	24.9	17.6	24.4	90%超

(出典)「環境分野における政府研究開発投資総額」及び「政府研究開発投資総額に占める環境分野の投資割合」  
… 総合科学技術会議公表資料

## 【新規設定事項】

### 重点調査事項①：環境分野の研究・技術開発の戦略的重点化

環境分野の研究・技術開発の効率的・効果的な推進のため、政策目標の実現に重要な研究領域や課題への戦略的重点化を行うことが必要という観点から、

- ・ 戦略的重点化に向け、今後研究・技術開発を進めるべき分野
- ・ 異なる環境分野にまたがる研究・技術開発の状況とその効果
- ・ 環境と経済の好循環に資する研究・技術開発の現状と課題

について、調査を実施しました。

## ①環境基本計画における施策の基本的方向

- 環境分野の研究・技術開発及びその成果の普及は、環境対策の基盤として極めて重要であり、科学技術基本計画に基づき策定される環境分野の推進戦略の方向性に沿って、引き続き重点的に推進します。また、その効率的・効果的な推進のため、政策目標の実現に重要な研究領域や課題への戦略的な絞り込みを行います。特に、環境と経済の好循環を実現し持続可能な社会を形成していく上で必要となるものを推進します。その際、先進的な科学技術のみならず、伝統的な技術についても効果を検証し活用していきます。

## ②主な取組状況等

### 《戦略的重点化に向け、今後研究・技術開発を進めるべき分野》

- 政府の研究・技術開発に係る施策は、現在、第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）に基づき総合的かつ計画的な推進が図られています。この計画は、10年程度先を見通し、5年間の科学技術施策を具体化するものとして策定されたものであり、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5年間を対象としています。

そして、「環境と経済の好循環」に対応するものとして、6つの政策目標のうちの1つに、「環境と経済の両立」が掲げられ、以下のような12の個別政策目標が示されています。

## 【 12の個別政策目標 】

- 1) 世界で地球観測に取り組み、正確な気候変動予測及び影響評価を実現する。
- 2) 世界を先導する省エネルギー国であり続ける。
- 3) 世界で利用される新たな環境調和型のエネルギー供給を実現する。
- 4) 燃料電池を世界に先駆け家庭や街に普及する。
- 5) 世代を超えて安全に原子力エネルギーを利用する。
- 6) 国民が必要とする燃料や電気を安定的かつ効率的に供給する。
- 7) 我が国発のバイオマス利活用技術により生物資源の有効利用を実現する。
- 8) 3R（発生抑制・再利用・リサイクル）や希少資源代替技術により資源の有効利用や廃棄物の削減を実現する。
- 9) 環境と経済の好循環に貢献する化学物質のリスク・安全管理を実現する。
- 10) 持続可能な生態系の保全と利用を実現する。
- 11) 健全な水循環と持続可能な水利用を実現する。
- 12) 温室効果ガス排出・大気汚染・海洋汚染の削減を実現する。

また、これらの個別政策目標に係わる分野として、「環境分野」が重点推進4分野の1つに、また、「エネルギー分野」が推進4分野の1つに位置づけられ、それぞれについて、分野別推進戦略が策定されています。各分野別推進戦略においては、上記の政策目標を実現するために「重要な研究開発課題」が選定され、各々の具体的な成果目標が掲げられるとともに、平成22年（2010年）までの計画期間中に重点投資が行われるべき科学技術として「戦略重点科学技術」が選定されています。

「環境分野」では、6つの研究領域（①気候変動研究領域、②水・物質循環と流域圏研究領域、③生態系管理研究領域、④化学物質リスク・安全管理研究領域、⑤3R技術研究領域及び⑥バイオマス利活用研究領域）に分類された57の「重要な研究開発課題」が設定されるとともに、以下の11の「戦略重点科学技術」が設定されています。

## 【 環境分野に係る戦略重点科学技術 】

- ① 『海洋地球観測探査システム』〔うち人工衛星から二酸化炭素など地球温暖化と関係する情報を一気に観測する科学技術〕
- ② ポスト京都議定書に向けスーパーコンピュータを用いて21世紀の気候変動を正確に予測する科学技術
- ③ 地球温暖化がもたらすリスクを今のうちに予測し脱温暖化社会の設計を可能とする科学技術
- ④ 新規の物質への対応と国際貢献により世界を先導する化学物質のリスク評価管理技術
- ⑤ 廃棄物資源の国際流通に対応する有用物質利用と有害物質管理技術
- ⑥ 効率的にエネルギーを得るための地域に即したバイオマス利用技術
- ⑦ 健全な水循環を保ち自然と共生する社会の実現シナリオを設計する科学技術
- ⑧ 多種多様な生物からなる生態系を正確にとらえその保全・再生を実現する科学技術
- ⑨ 人文社会科学的アプローチにより化学物質リスク管理を社会に的確に普及する科学技術
- ⑩ 製品のライフサイクル全般を的確に評価し3Rに適した生産・消費システムを設計する科学技術
- ⑪ 人文社会科学と融合する環境研究のための人材育成

「エネルギー分野」では、3つの大分類（①エネルギー源の多様化、②エネルギー供給システムの高度化・信頼性向上及び③省エネルギーの推進）に分類された39の「重要な研究開発課題」が設定されるとともに、以下の14の「戦略重点科学技術」が設定されています。



## 【 エネルギー分野に係る戦略重点科学技術 】

- ① エネルギーの面的利用で飛躍的な省エネの街を実現する都市システム技術
- ② 実効性のある省エネ生活を実現する先進的住宅・建築物関連技術
- ③ 便利で豊かな省エネ社会を実現する先端高性能汎用デバイス技術
- ④ 究極の省エネ工場を実現する革新的素材製造プロセス技術
- ⑤ 石油を必要としない新世代自動車の革新的中核技術
- ⑥ 石油に代わる自動車用新液体燃料（GTL）の最先端製造技術
- ⑦ クリーン・高効率で世界をリードする石炭ガス化技術
- ⑧ 先端燃料電池システムと安全な革新的水素貯蔵・輸送技術
- ⑨ 太陽光発電を世界に普及するための革新的高効率化・低コスト化技術
- ⑩ 電源や利用形態の制約を克服する高性能電力貯蔵技術
- ⑪ 安全性・経済性に優れ世界に普及する次世代軽水炉の実用化技術
- ⑫ 高レベル放射性廃棄物等の処分実現に不可欠な地層処分処理技術
- ⑬ 長期的なエネルギーの安定供給を確保する『高速増殖炉（FBR）サイクル技術』
- ⑭ 国際協力で拓く核融合エネルギー・ITER計画

- これらの計画及び戦略に基づく平成18年度（2006年度）から平成20年度（2008年度）までの研究・技術開発の成果については、平成21年度（2009年度）、総合科学技術会議によって中間フォローアップが行われており、その結果、環境分野及びエネルギー分野については、一部の研究開発目標に遅れが見られるものの（注Ⅲ－４－１）、俯瞰的には概ね順調に進捗していることが明らかとなりました。

今後も、これまでの戦略を継続し、一層推進していくことが重要となっています。

- このように、「環境分野の研究・技術開発」は、第3期科学技術基本計画を中心に戦略的重点化が図られ、推進されていますが、各府省においては、その所掌に係る研究・技術開発を、同計画に則し、又は他の計画等との整合も図りながら進めるために、必要に応じて、例えば以下のような具体的な戦略、方針等を作成しています。

◇ 平成18年（2006年）7月、科学技術・学術審議会により、「地球環境科学技術に関する研究開発の推進方策」が策定されています。同方策は、第3期科学技術基本計画の環境分野に係る分野別推進戦略に示された課題について、文部科学省として推進すべき具体的な研究開発課題及び研究開発の推進に当たっての重要事項をまとめたものであり、第3期科学技術基本計画と同じ、平成22年度（2010年度）までの5年間を対象期間として設定しており、平成20年度（2008年度）にIPCC第4次評価報告書やG8北海道洞爺湖サミット等最新の状況を取り入れ、改訂されています。

◇ 平成20年（2008年）7月、農林水産省においては、「地球温暖化対策研究戦略」が策定されています。同戦略は、第3期科学技術基本計画のうち、環境分野の気候変動研究領域に即して、農林水産分野における地球温暖化対策研究を総合的に推進するため、研究開発を推進する上で考慮すべき課題等を提示したものであり、平成20年度（2008年度）から5年程度を対象期間として設定しています。

◇ 経済産業省の研究開発プロジェクトは、政策目標ごとに7つのイノベーションプログラム（IPG）の下で体系的に推進されており、各プログラムの中で、政策目標に向けた各プロジェクトの位置づけと目標を明確化するとともに、規制改革、標準化等の市場化に必要な関連施策との一体化が図られています。

このうち、環境安心IPG基本計画においては、「地球温暖化防止新技術」、「資源制約克服/3R」、「環境調和産業創造バイオ」及び「化学物質総合評価管理」の4つの柱について、また、エネルギーIPG基本計画においては、「総合エネルギー効率の向上」、「運輸部門の燃料多様化」、「新エネルギー等の開発・導入促進」、「原子力等利用の推進とその大前提となる安全の確保」及び「化石燃料の安定供給確保と有効かつクリーンな利用」の5つの柱について、それぞれ達成目標、研究開発内容等が定められており、これらの計画に基づき、経済産業省、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等において個別の研究・技術開発プロジェクトが実施されています。

また、同省は、研究開発成果を素早く市場に繋げる仕組みを構築するためには、各主体の研究者が、政府の研究開発投資の判断の基礎となる戦略やシナリオを共有し、関係機関が連携しながら研究開発を効果的に展開することが必要という観点から、毎年、NEDO等の協力を得て、国家的に重要な産業技術のロードマップを俯瞰する「技術戦略マップ」を策定しており、同マップについては、同省における研究開発プロジェクトのマネジメントツールとしても活用されています。

◇ 平成18年（2006年）3月、中央環境審議会は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」を策定しました。また、当該戦略を受け、平成19年（2007年）3月、環境省は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略の実施方針」を策定しています。同戦略においては、環境の保全に関する基本的政策を担う環境省が中心となり、関係府省や関係機関と連携しながら環境分野の研究・技術開発を推進するための戦略として、①総合的・統合的アプローチ、②環境研究・技術開発を支える基盤の充実・整備、③研究開発成果の社会還元及び④政策目標に沿った重点領域の設定について定めるとともに、4つの領域（脱温暖化社会の構築、循環型社会の構築、自然共生型社会の構築及び安全・安心で質の高い社会の構築）ごとに重点的に投資すべき重要課題を設定しています。また、同方針においては、同戦略の趣旨を踏まえて環境省が中心となって行う施策の具体的な実施方針が示されています。

環境省では、同戦略及び方針を踏まえた研究・技術開発が実施されてきました。環境省の科学技術関係予算（独立行政法人への運営費交付金を除く。）の約半分を占める競争的資金（注Ⅲ-4-2）に関しては、総合科学技術会議における平成21年度（2009年度）予算の優先度判定において、「地球環境研究総合推進費」及び「循環型社会形成推進科学研究費補助金」が「加速して推進すべき」とされるなどの評価を受けています。

なお、環境研究・環境技術開発の推進戦略等は、第3期科学技術基本計画の環境分野の分野別推進戦略と方向性を同じくしており、同計画との整合が確保されていますが、今後も、次期以降の科学技術基本計画の策定等に際し、環境省には、総合

科学技術会議や関係府省等と一層連携を図っていくことが期待されます。

## 《異なる環境分野にまたがる研究・技術開発の状況とその効果》

- 異なる環境分野にまたがる研究・技術開発については、例えば、コベネフィット（注Ⅲ－４－３）の考え方に基づく各種研究・技術開発（温室効果ガスの排出削減（地球温暖化分野）と環境汚染対策（大気環境、水環境又は廃棄物・循環分野））（注Ⅲ－４－４）、ヒートアイランド現象の解明や対策評価に関わる研究・技術開発（温室効果ガスの削減（地球温暖化分野）と都市の大気環境（大気環境分野））（注Ⅲ－４－５）等、現在、様々な研究・技術開発が進められています。

このような異なる環境分野にまたがる研究・技術開発は、持続可能な社会の構築に向けてますます重要となっています。今後も、環境分野の研究・技術開発全体の体系を念頭に置き、関連する各環境分野の連携を図るという観点で推進していくことが重要と考えられます。異なる環境分野の連携については、先述の第3期科学技術基本計画の環境分野の中間フォローアップにおいても、

- ・ 環境分野との相互の関連を全体的に見通すことが重要になってきており、そのためには俯瞰図が有効であること
- ・ 俯瞰図は、研究の企画、計画、実施、見直し等にも活用すべきであること
- ・ 日本国内あるいは国際的な基礎研究、技術開発、システム開発等が環境や社会、経済に及ぼす影響について、総合的に議論する上でも、俯瞰図は有効であることが掲げられ、環境政策が社会や経済に与える政府の影響も含め、俯瞰的かつ長期の視点から政策研究を進める必要があるとの指摘が行われています。

## 《環境と経済の好循環に資する研究・技術開発の現状と課題》

- 一般に、環境分野における研究・技術開発は、程度の差はあるものの、何らかの形で環境と経済の好循環に資するものであり、「環境と経済の好循環に資する」という観点で研究・技術開発の範囲を絞り込んでいくことは難しいところです。第3期科学技術基本計画における「環境分野」及び「エネルギー分野」の研究・技術開発も、「環境と経済の両立」という政策目標の下で進められていることから、これらは、「環境と経済の好循環に資する研究・技術開発」としても位置付けられるところですが、これらの他に、特に「環境と経済の好循環」に焦点を当てた取組として、例えば、以下のような取組が進められています。

- ◇ 財務省において、平成18年（2006年）10月、「環境問題と経済・財政の対応に関する研究会」が設けられました。この研究会では、環境問題に対する経済・財政政策のあるべき姿を検討するため、環境経済学の潮流、経済・財政との関係、諸外国の状況、排出権取引や環境税といった環境対策手法等についての研究が行われ、平成19年（2007年）6月に報告書が取りまとめられています。

◇ 環境省においては、平成21年度（2009年度）より、新たに「世界に貢献する環境経済政策の研究」が始められています。この研究は、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析し、環境と共生できる新しい経済社会の将来像の提示や環境政策を戦略的に進めるための研究であり、具体的には、①環境政策と経済との地球規模での相互作用の研究、②環境保全と雇用等の企業の発展に関する研究及び③効果的な環境政策形成に関する研究という3つの枠組みの下、合計8分野について調査研究を進めることとしています。

今後、第3期科学技術基本計画における「環境分野」及び「エネルギー分野」の研究・技術開発の成果も踏まえつつ、環境と経済の好循環に資する研究・技術開発が、より体系的・重点的に進むことが期待されます。

### ③今後の政策に向けた提言

- 環境分野の研究・技術開発の戦略的重点化は、中長期的な見通しを持って進めることが重要です。その際、環境と経済の好循環が実現される経済社会の将来像を提示し、その実現に資する研究・技術開発を、より体系的・重点的に進めるべきです。
- 異なる環境分野にまたがる研究・技術開発は、持続可能な社会の構築に向けてますます重要となっており、今後も、環境分野の研究・技術開発全体の体系を念頭に置き、関連する各環境分野の連携を図るという観点で推進していくべきです。
- 今後の経済成長のためにも、環境保全に資する製品・サービスの需給が増大し、それが経済全体を牽引することが必要と考えられます。このため、これらの製品・サービスの需給を促進するための経済的手法を用いた施策を積極的に講じていくべきであり、これらの施策を通じて、民間企業によるこれらの製品・サービスに関する研究・技術開発が促進されるべきです。その一方で、革新的な研究・技術開発については、政府の支援等も進めるべきです。
- 温室効果ガスの排出削減に向けて、次世代の再生可能エネルギーの開発を進めていくべきです。
- 研究・技術開発の成果を実際の経済活動や国民生活に反映させるため、産学官や地域社会における各主体間のコミュニケーションの充実や、そのための人材の育成を図るべきです。

- 我が国が環境の国際リーダーとして、我が国の環境技術を活用し、先進国から途上国にわたる世界の環境問題の解決を目指すとともに、環境分野における学術研究協力の国際体制において、我が国が真にその牽引役になるような活動を進めるべきです。
  
- 次期以降の科学技術基本計画の策定等に際しても、総合科学技術会議、環境省等の関係府省が、一層連携を図っていくべきです。

## 【第1回点検後フォローアップ事項】

### 重点調査事項②：環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況

経済・社会までも含んだ幅広い環境情報の中から特に必要となる情報を行政施策において幅広く利用できるようにし、また、国民に分かりやすい情報を提供することにより環境保全への国民の参加を促進するため、

- ・ 国民の環境保全行動に結びつく、各省連携による情報提供の推進
- ・ 情報提供内容、提供方法等の工夫（利用者のニーズにあった提供形態の確保、即時性
- ・ 正確性の確保、双方向性の確保、速やかな統計情報公表等）

について、調査を実施しました。

### ①第1回点検における指摘内容

- 環境に関する情報の整備及び提供についての取組については、環境情報に関する国民の満足度は、平成14年度（2002年度）、平成15年度（2003年度）と10%前半で横ばいでしたが、平成18年度（2006年度）に4人に1人が環境情報に満足している状況となるなど、一定の成果がみられます。しかし、環境基本計画上の目標（90%超）には、はるかに及ばない状況であり、十分とは言えません。今後、提供内容や提供方法等について、より一層工夫を凝らし、国民一人一人の行動に結び付いていくよう、各省連携して情報提供を行っていく必要があります。
- 特に、環境情報のニーズは、情報を利用する主体によって大きく異なっていることから、利用者のニーズに合った情報提供形態を確保する必要があります。また、情報の即時性・正確性を確保するほか、情報の受け手の参画・協働の推進を促すために双方向性（コミュニケーション）の確保についても留意していく必要があります。
- また、温室効果ガス排出量の数値については、暫定値という形ですが、かなり統計情報として早く公表できるようになってきています。今後とも、速やかな統計情報を公表できるよう、改善に努めることが求められます。

### ②主な取組状況等

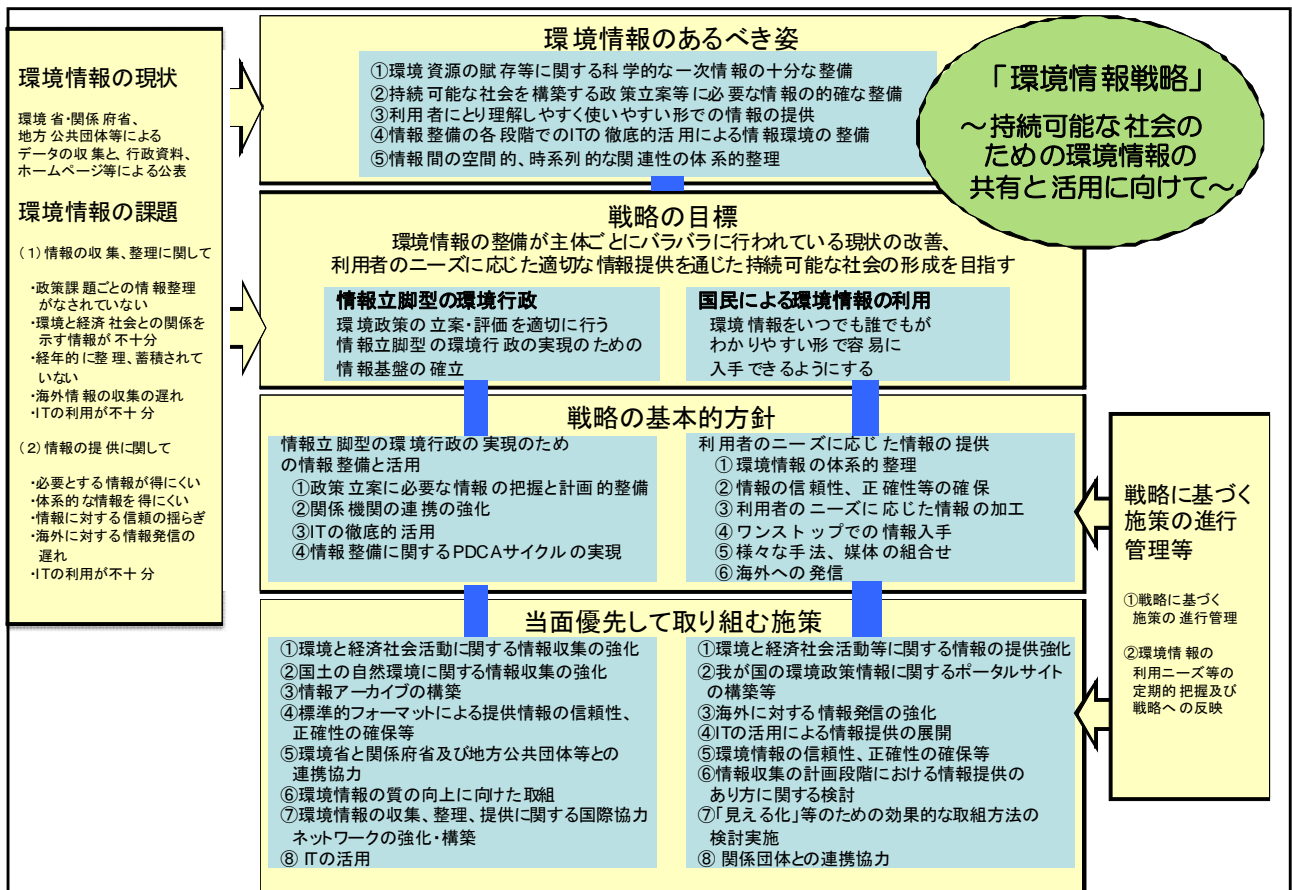
- 平成19年（2007年）9月に設置された中央環境審議会総合政策部会環境情報専門委員会において、専門的な見地から環境情報戦略について議論が行われ、環境基本計画推進関係府省会議を構成する各府省の合意により、平成21年（2009年）3月、環境情報戦略が策定されました。

○ 本戦略は、基本の方針の一つとして、利用者のニーズに応じた情報の提供を定めており、環境省や関係府省等のホームページ内の関連ページ同士のリンクを緊密にする等、各府省が連携して情報提供を行っていくこととしています。

○ このほか、

- ・ 当面優先して取り組む施策として、グリーン購入の信頼回復と適正化に向けた対応による環境情報の正確性等の確保
- ・ 環境情報の利用主体別の意識調査を定期的に行い、把握した利用者のニーズ等を戦略の見直しに反映させること

等を定めており、このようなプロセスを通じて情報の受け手の参画を目指しています。



## 環境情報戦略に基づく具体的な施策の内容

### 【 情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用 】

項目	具体的な施策の内容
① 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化	<p>○「公的統計の整備に関する基本的な計画」において定められた環境に関する統計の段階的な整備のための具体的な措置、方策等（環境情報戦略別表「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分の3（5））を着実に計画的に実施する。</p> <p>○環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析し、環境と共生できる新しい経済社会の将来像の提示や環境政策を戦略的に進めるための研究を進める。</p> <p>○家庭における生活行動毎の環境負荷等、特に情報の収集の強化を図るべき分野について検討し、その結果に基づき、必要な取組を進める。</p>
② 国土の自然環境に関する情報収集の強化	<p>○昭和48年（1973年）から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進める。</p> <p>○「生態系総合監視システム」の一環としてモニタリングサイト1000事業を拡充する。</p> <p>○生物多様性の総合評価を通じて、関係府省との連携のもと、生物多様性の変化の状況や各種施策の効果等を的確に把握するための手法の検討を進める。</p> <p>○我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する継続的な情報収集等を関係府省と連携して実施する。</p> <p>○藻場、干潟、サンゴ礁など浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査を継続的に実施し自然環境データの充実に努めるとともに、主に我が国の200海里域内における海洋生物の生息状況等海洋生物多様性に関するさまざまな情報の収集整備を図る。</p> <p>○海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係府省の連携のもとに進める。</p> <p>○モートセンシング技術の利活用等による広域的生態系モニタリングを実施し、各省等のデータの共有、相互利用の促進等の連携強化や速報性の向上を図り、我が国の自然環境の総合的な監視態勢の構築を進める。</p> <p>○環境省が毎年開催する全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議、自然系調査研究機関連絡会議（NORNAC）等において、必要な指導や要請、研修等を実施していく。</p>
③ 情報アーカイブの構築	<p>○国立国会図書館支部環境省図書館中期計画（平成20年3月国立国会図書館支部環境省図書館長決定）等を踏まえ、国立国会図書館支部環境省図書館の電子化等を進める。</p> <p>○国立水俣病総合研究センター水俣病情報センターの公文書館的位置づけを明確にし、適切な情報収集と公開を推進する。</p> <p>○国立国会図書館支部環境省図書館中期計画等を踏まえ、情報アーカイブを構築するための検討を開始する。</p>
④ 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等	<p>○関連する専門家及び関係府省の意見を聴きながら、環境情報戦略5（1）④に記載された事項を含み、関係府省等で共通に使える標準的なフォーマットを、既存のデータベース等で使用されているものを参考にしつつ作成する。同フォーマットの普及については、環境情報戦略連絡会等により実施する。</p>



項 目	具体的な施策の内容
⑤ 環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力	○平成21年度（2009年度）においては、地方公共団体との会議の設置等を検討する。会議の開催に当たり、関係府省にも通知し、参加を求めることとする。
⑥ 環境情報の質の向上に向けた取組	○環境省において、OECDワーキンググループでの議論等を踏まえながら、重要な環境情報や内容の変化が速い環境情報については収集の頻度を高める等の検討を行う。また、必要に応じ情報収集プロセスの迅速化を目指し、そのために必要となる収集方法の改善について検討する。検討の成果については、関係府省及び地方公共団体との会議等の場を通じて、連携協力を確保しつつ、環境情報の収集プロセスや頻度の適正化等を促進する。
⑦ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築	<p>○海外の環境の状況や取組に関する情報収集の強化、推進を図る。そのため、海外で公開されている情報に加え、国際機関、外国の環境行政機関、環境関係の団体等との人的つながりにより入手するオリジナルの情報を含め、海外の環境に関する情報の整備、蓄積及びその活用を図っていく。</p> <p>○「10年実施計画」における我が国の役割の実施について定めた地球観測の推進戦略（平成16年12月総合科学技術会議決定）を踏まえつつ、第3期科学技術基本計画の環境分野に係る分野別推進戦略で位置づけられた方策によって得られた地球観測情報の国際的な共有に向けた情報の収集、整理、提供を推進する。</p> <p>○環境省において、国際的な環境に関する情報の交流の現状把握と課題等について調査した結果等を踏まえ、クリーンアジア・イニシアティブ等のアジアを中心とする国際協力の枠組みの全体像を把握する。その全体像や各枠組みにおいて収集、整理されている情報について関係府省と共有を図る。その上で、これらの情報をワンストップで効率的に利用できるような国際的な情報ネットワークの構築などについて関係府省と連携を図りつつ、検討し、実施する。</p>
⑧ ITの活用	○ITを活用した環境情報の収集、整理、提供についての調査結果を踏まえ、情報の検索を容易にする技術等のITの活用強化について検討を行う。その検討結果を、環境情報戦略連絡会において情報提供を行うこと等を通じ、環境省はじめ関係府省等における情報システムの更新等の機会に、導入可能なものについて、実施を促進する。

## 【 利用者のニーズに応じた情報の提供 】

項目	具体的な施策の内容
① 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化	○環境情報戦略（1）①及び②に基づく取組により収集された環境と経済社会活動及び自然環境に関する情報提供について、定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等に基づき強化する。
② 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等	○定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等を踏まえ、環境省のホームページ上に、例えば低炭素社会の構築等の政策課題別に関連情報を統一的に提供するポータルサイトの構築についての検討を実施する。なお、平成21年度（2009年度）においては、「国の環境政策」（仮称）に関するポータルサイトを構築し、関係府省における環境政策全般に関するトップページと環境省ホームページのポータルサイトへのリンク等を行う予定。 ○定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等を踏まえ、環境省のホームページ上に、各政策課題等について、利用主体別のサイトを計画的に構築していくための検討を行う。 ○定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等を踏まえ、環境省のホームページ上に、各政策課題等について、環境省はじめ関係府省、地方公共団体、公的研究機関（大学等を除く）のホームページ内の関連ページ同士のリンクを緊密にすることを通じ、ワンストップで情報（源）がわかるような仕組みの構築を進める。
③ 海外に対する情報発信の強化	○環境省のホームページ等における海外向けの情報サイトを通じ、我が国の公害克服経験や企業、NPO等による環境保全活動やOECD等国际機関による我が国の環境政策の評価等に関する情報の英語等での発信を強化していく。
④ ITの活用による情報提供の展開	○ITを活用した環境情報の収集、整理、提供についての調査結果を踏まえ、情報源の異なる情報を集めて提供する技術等のITの活用強化について検討を行う。その検討結果を、環境情報戦略連絡会において情報提供を行うこと等を通じ、環境省はじめ関係府省等における情報システムによる情報提供機能の強化等の機会に、導入可能なものについての導入を促進する。 ○平成21年度（2009年度）以降に実施するITを活用した環境情報の収集、整理、提供についての調査においては、GISの利用の向上や新たな検索技術との連携等に関し必要な調査を実施し、その成果の活用を図る。また、個々の情報が有する意味の関連性をたどって検索できる手法等については、現在、文部科学省において開発が進められているデータ統合・解析を行うシステム等を参考としつつ検討を実施する。 ○なお、これらの調査検討の成果については、環境情報戦略連絡会において、提供する等により関係府省での活用を促す。
⑤ 環境情報の信頼性、正確性の確保等	○偽装等の問題に見られたように、不適切な情報の表示等により環境情報の信頼性が揺らいでいることを踏まえ、環境配慮製品について一定量の抜き取り調査（製品テスト）を行い、実態把握、不正事案の公表、適確な情報提供等を進める。
⑥ 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討	○専門家及び関係府省の意見を聴きつつ、例えば、環境情報戦略3（2）②に掲げた環境情報の用途毎に、想定される情報利用者のニーズに応じた提供情報の内容や作成方法等を類型化したリストを作成する。その成果について、環境情報戦略連絡会において情報提供する等により、政府全体への普及を図る。
⑦ 「見える化」等のための効果的な取組方法の検討実施	○農林水産省、経済産業省及び環境省で実施している「見える化」、エコ・アクション・ポイント、環境ラベル等に関する効果的な情報提供についての取組方法を検討し、実施する。
⑧ 関係団体との連携協力	○環境省において、関係団体との会議の設置等を検討し、会議の開催に当たり、関係府省にも参加を呼びかける。

### ③今後の政策に向けた提言

- 環境に関する情報の整備及び提供についての取組は、環境情報に関する国民の満足度を取組推進に向けた指標としています。平成18年度（2006年度）は、24.9%の人が満足しており、平成19年度（2007年度）は、17.7%、平成20年度（2008年度）は、24.4%と一定の成果が見られますが、環境基本計画上の目標（90%超）には、はるかに及ばない状況であり、環境情報戦略に基づく施策を推進していくべきです。
- 環境に関する情報の整備及び提供については、環境情報戦略に位置づけられた「当面優先して取り組む施策」を中心に、環境情報戦略連絡会も活用しながら、扱う環境情報の範囲を明確にしつつ、下記のような観点に留意して推進すべきです。
  - ・ 環境情報が持つ政策上の目的を明らかにして整備や提供を行う。
  - ・ 利用者が環境問題の現象ごとに情報を把握できるようにする。
  - ・ 利用者のニーズ（目的や方法）に合った情報を提供するため、情報の収集から提供までを一貫した考え方で行う。
- また、提供する環境情報が提供者の意図と違う目的で使われることを防ぐ方法について検討を続けるべきです。

## 【第1回点検後フォローアップ事項】

### 重点調査事項③：戦略的環境アセスメントの取組状況

上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、

- ・ S E Aガイドライン等を踏まえた実施事例の積み重ね、実施のための技術的な検討、それらの取組の状況等を踏まえたS E Aガイドラインの不断の見直し
- ・ より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討について、調査を実施しました。

### ①第1回点検における指摘内容

- 戦略的環境アセスメントについては、事業の位置・規模等の検討段階において、事業の特性やS E Aガイドライン等を踏まえて実施事例が積み重ねられることが期待されます。このための技術的な検討を進めるとともに、それら取組の状況等を踏まえてS E Aガイドラインの不断の見直しを行うことが必要です。
- さらに、環境省において、より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めることとされており、準備作業を進める必要があります。

### ②主な取組状況等

《S E Aガイドライン等を踏まえた実施事例の積み重ね、実施のための技術的な検討、それらの取組の状況等を踏まえたS E Aガイドラインの不断の見直し》

- 戦略的環境アセスメントについては、平成18年度（2006年度）、戦略的環境アセスメント総合研究会において、我が国での戦略的環境アセスメントの導入について議論がなされ、平成19年（2007年）3月に戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（以下「S E Aガイドライン」という。）が策定されました。S E Aガイドラインは、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる上位計画のうち、位置・規模の検討段階の計画を対象としています。
- S E Aガイドライン等を踏まえた取組を進めるため、環境省では、S E Aガイドラインの情報提供を行うとともに、地域における戦略的環境アセスメントに係る体制を構築・強化するため、S E Aガイドラインのパンフレット及び地方公共団体の環境影響評価担当部局が戦略的環境アセスメントの取組に関する実務を行うための参考となる資料を作成しています。これらの資料を全国各地の地方公共団体の担当者や実務者に対して広く周知するとともに、S E Aガイドライン等を踏まえた取組に関する説明を行っています。

○ 関係府省においては、S E Aガイドライン等に基づき、事業の位置・規模の検討段階における取組についての検討や実施事例の積み重ねを進めています。今後も、引き続き実施事例の積み重ねを進めるとともに、地域における戦略的環境アセスメントに係る体制の構築・強化を進め、それら取組の状況等を踏まえてS E Aガイドラインを不断に見直しすることとしています。

◇ 環境省では、S E Aを含むものとして行われた那覇空港構想段階の検討について、アセス・サポーター（環境影響調査員）を活用して地域の環境情報の収集等を行うとともに、平成21年（2009年）2月に環境省意見を述べるなど、実施事例の積み重ねに取り組んでいます。

また、環境省所管の最終処分場については、S E Aガイドラインを受け、学識経験者からなる検討委員会における検討を踏まえ、「最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（案）」を平成21年（2009年）3月に取りまとめています。

◇ 国土交通省では、公共事業の計画段階よりも早い構想段階において、計画策定プロセスの透明性・公正性を確保するため、平成20年（2008年）4月にいわゆる戦略的環境アセスメントを含む「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」（以下単に「ガイドライン」という。）を策定し、より良い計画作りに取り組んでいます。ガイドラインでは、事業の計画段階よりも早い構想段階において、事業に対する住民等の理解と協力を得るとともに、検討のプロセスの透明性・公正性を確保するため、住民を含めた多様な主体の参画を推進するとともに、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行い、計画を合理的に策定するための基本的な考え方を示しています。

那覇空港の滑走路増設に関する構想段階の検討にあたっては、複数の滑走路配置案についてガイドラインに基づき、P I手法（注Ⅲ－4－6）を取り入れつつ社会面、経済面、環境面等様々な観点から比較評価し総合的に検討を行い、平成21年（2009年）3月に検討結果を公表しました。

◇ 農林水産省では、土地改良事業においては、従来より、調査・計画の段階から環境配慮に関する検討を行っています。また、当面第一種事業（注Ⅲ－4－7）に該当するような事業は予定されていません。このような状況を踏まえ、土地改良事業における戦略的環境アセスメントに関しては、従来の土地改良事業における計画策定のプロセスと環境省のS E Aガイドラインとの比較などにより、土地改良事業の特性等も踏まえた上で、その内容が整理・検討されているところです。

◇ 防衛省では、防衛省における戦略的環境アセスメントガイドラインの導入の可能性に向け引き続き検討を行っています。今後、取組についての検討を進めるに当たり、防衛施設整備におけるS E A手続の在り方等について、防衛施設が持つ特性等を踏まえた対応が必要です。なお、当面S E A適用の対象となる事案は予定されていません。

## 《より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討》

- 個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることとなる、より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討については、環境省において、主要諸外国のS E A制度の最新状況について調査するとともに、S E A制度の対象範囲、体制、対象計画の意思決定、公衆関与の仕組み、地域の環境情報整備状況などについて、概要の整理分析を行っています。また、一部のS E A実施事例については、具体的な評価項目、評価手法、計画への適用方法等を整理分析しています。

今後、諸外国のS E Aに関する情報を補完するとともに、諸外国における政策及び計画の体系・形成プロセス、関連法令の制定状況、産業構造などの相違点に留意して、我が国において導入可能な手続の基本的なあり方を検討していくこととしています。

### ③今後の政策に向けた提言

＜S E Aガイドライン等を踏まえた実施事例の積み重ね＞

- S E Aガイドライン等を踏まえ、引き続き、関係府省においてS E A実施事例の積み重ねを進めるとともに、地方公共団体等の関係者への周知を進めるべきです。実施事例の積み重ね等を踏まえ、S E Aガイドラインの不断の見直しを行うべきです。また、S E Aガイドラインの枠組みにとらわれず、事業の特性に応じて早期の段階で環境配慮を図っていくことも重要です。

＜より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討＞

- より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討については、諸外国のS E Aに関する情報を収集し、我が国における基本的なあり方を検討していくべきです。

## 5. 国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進

地球規模や地域レベルの環境問題に対応する国際的な枠組みは、環境問題が広がり、深まりを見せていることから、今後ますます重要となっていくものと考えられます。

地域的な経済連携の枠組みとして、経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）等の署名・締結が活発に行われていますが、これらに、環境に関連する規定が盛り込まれるなど、環境分野への配慮は進んでいます。

また、国際環境協力を担う主体として、様々な特徴を有する民間の役割が増大しており、それを支える施策を国が講じていく必要があります。国、政府系機関、地方公共団体、事業者、NGO/NPO、学術研究機関など多様な主体が連携・協働し、それぞれの力を相乗的に発揮するための仕組みや場の構築が課題となっています。

第三次環境基本計画においては、「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及すること」を目指して施策を講じていくことを中期的な目標としています。

- 環境関係の条約、議定書等の策定及び我が国の締結は一段落しています。
- 代表的な国際環境機関で勤務する邦人職員数は、近年、50人程度で推移しています。
- 国際的取組を行っているNGO/NPOの数についても、平成18年度（2006年度）以降、増加は認められません。

（参考）「国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進」分野に関する指標（抄）

取組推進に向けた指標等の名称	指標等の値(年度)							環境基本計画上の目標等
		H16	H17	H18	H19	H20		
我が国の環境関係条約・議定書の締結数とその履行状況	採択された条約等の数	条約数	17	17	17	17	17	—
		議定書数	5	5	5	5	5	—
		附属書数	0	0	0	0	0	—
		上記のうち、締結した条約等の数	22	22	22	22	22	—
代表的な国際環境機関で勤務する日本人職員の数	(人)	46	51	44	45	48	—	
人材育成支援のための研修受け入れ人数(累積)	(人)	2,751	2,162	2,294	2,511		—	
国際的取組を行っているNGO/NPOの数	(団体)	371	—	475	—	473	—	

## 【新規設定事項】

### 重点調査事項①：東アジアにおける地球環境及び地域環境の改善に係るネットワーク構築の進捗状況

アジアにおける地域環境の保全・改善に向けた取組の強化及び技術移転を進める観点から、東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合、東南アジア諸国連合（ASEAN）＋3環境大臣会合、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）、アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）、低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）、アジア3R推進フォーラム、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）、アジアEST地域フォーラム、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）、東アジアPOPsモニタリングワークショップ、東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ、地球規模での生物多様性観測ネットワーク体制構築の推進等マルチのネットワーク構築の進捗状況について、調査を実施しました。

#### ①環境基本計画における施策の基本的方向

- 東アジアの国や地域単位の共通の目標や計画の策定、共同で実施するプログラムの作成・実施などのために、政策対話及び個別分野でのネットワークを通じて、当該国・地域の環境の状況、環境管理能力、環境保全上の課題やニーズを把握するよう努めます。

#### ②主な取組状況等

- 環境省は、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指すため、平成20年（2008年）6月、「クリーンアジア・イニシアティブ」をとりまとめています。これは、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指し、①低炭素型・低公害型社会の実現、②循環型社会の実現、③気候変動に適応し、自然と共生する社会の実現、④市場のグリーン化による環境配慮型経済活動の推進及び⑤連携の基盤の整備を図ることを目的とし、各国の伝統、文化等に配慮しつつ、我が国の経験や、優れた技術・組織・制度をアジアに移転することにより、アジアの公害防止と温暖化対策を同時に実現するための各種施策をパッケージとしてとりまとめたものです。

本点検において対象としているネットワーク等は、概ね下表のとおり整理することができますが、環境省は、これらのネットワーク等に係る具体的施策又はその施策の推進体制をクリーンアジア・イニシアティブの一部としてとりまとめることで、科学と政策、対話と政策の連携を深め、その相互関係や具体的な位置付けを体系的に明らかにする取組を始めています。



なお、クリーンアジア・イニシアティブに掲げられた施策は、平成21年度（2009年度）、環境省において重点事項として位置づけられ、推進されています。具体的には、新たに「クリーンアジア・イニシアティブ推進費」が確保されており、クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局を設置し、各施策の進行管理、広報ホームページの作成等を行うほか、各国専門家のワーキング・グループを分野別に設置し、共同調査研究・共同研修を行うことにより、アジア各国とビジョン・ノウハウの共有を図る「アジア環境研究・研修ネットワーク」の構築、EAS環境大臣会合のフォローアップを図るハイレベルセミナー等の開催等も進められています。この事業により、本点検で対象としていないものも含め、個々の具体的施策を体系的に進め、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会を構築していくこととしています。

本点検においては、個々のネットワーク等における取組の状況や、その成果、取組の推進の過程で明らかとなった課題等を整理することとします。

ネットワーク等	対象環境分野	関連施策実施の有無
東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合	分野横断	無
東南アジア諸国連合（ASEAN）+3環境大臣会合	分野横断	無
アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）	分野横断	有
アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）	分野横断	有
低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）	地球温暖化	無（※）
アジア3R推進フォーラム	循環	有
東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）	大気（酸性雨）	有
アジアEST地域フォーラム	大気（EST）	無
北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）	水	有
アジア水環境パートナーシップ（WEPA）	水	有（※※）
東アジアPOPsモニタリングワークショップ	化学物質	有
東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ	生物多様性	有（※※）
地球規模での生物多様性観測ネットワーク体制構築の推進	生物多様性	有（※※）

（※） 今後、政策決定プロセスに貢献する研究協力施策が進むことが考えられる。

（※※） 環境省の事業として国際的な施策が展開されているものであり、その一環として国際的なフォーラム等の会合も開催されている。

○ 個々の取組の状況やその成果、取組推進の過程で明らかとなった課題等は、以下のとおりです。

## (1) 東アジア首脳会議（E A S）環境大臣会合について

E A S環境大臣会合は、東アジアの国々が様々な環境問題への対処と協力を強化することを目的として、A S E A N加盟国10か国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー及びカンボジア）並びに日本、中国、韓国、インド、豪州及びニュージーランドの計16か国の環境担当閣僚が参加する会合です。平成19年（2007年）11月、第3回E A Sにおいて採択された「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」を受け、平成20年（2008年）10月に、ベトナムにおいて第1回E A S環境大臣会合が開催されました。

### 【 具体的な成果、明らかとなった課題等 】

- ・ 平成20年（2008年）10月の第1回E A S環境大臣会合では、我が国はベトナムとともに共同議長を務めました。会合においては、シンガポール宣言をフォローアップするための今後の協力の方針を示す閣僚声明が採択され、協力の最初の優先分野として「環境的に持続可能な都市（Environmentally Sustainable Cities）」が選ばれたほか、共同声明に、クリーンアジア・イニシアティブ、アジア3R推進フォーラム、環境的に持続可能な交通等、日本のイニシアティブの推進が位置付けられました。
- ・ 第1回環境大臣会合の成果は、平成21年（2009年）10月の第4回E A Sにおいて報告されました。

## (2) 東南アジア諸国連合（A S E A N）+ 3環境大臣会合について

A S E A N + 3環境大臣会合は、環境分野における地域協力を推進することを目的として、A S E A N加盟10か国と北東アジアの主要3か国（日本、中国及び韓国）の計13か国の環境担当閣僚が参加する会合で、平成14年（2002年）より毎年開催されています。

この会議では、気候変動対策、廃棄物・リサイクル対策、環境教育等の様々な分野について政策対話を行うほか、日中韓3か国それぞれの対A S E A N協力についての情報共有や、それに基づく日中韓3か国とA S E A N間の新たな協力の具体的可能性について意見交換が行われています。

### 【 具体的な成果、明らかとなった課題等 】

- ・ 平成20年（2008年）10月の第7回会合においては、E A N E Tや平成22年（2010年）に日本で開催されるC B D - C O P 10について紹介し、協力を呼びかけました。
- ・ 平成21年（2009年）10月の第8回会合においては、全体として、A S E A N域内の相互協力の進展に加え、それぞれの関心分野は異なるものの、日本のみならず中国及び韓国もA S E A Nへの協力を進めていることが情報共有されています。また、日中韓3か国とA S E A Nの間での協力分野を見いだす雰囲気醸成されています。

### (3) アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(A P N)について

A P Nは、アジア太平洋地域における地球環境変化の研究を推進するとともに、その研究への途上国からの参加を促進し、科学者・研究者と政策決定者との連携を強化することを主な目的とした、オーストラリア、バングラディッシュ、カンボジア、中国、インド等21か国が加盟する政府間組織であり、事務局は兵庫県神戸市に置かれています。

平成8年(1996年)の第1回政府間会合をもって設立され、主に「気候」、「生態系、生物多様性及び土地利用」、「大気圏、陸域圏、海域圏の変化」、「資源(食糧、水、エネルギー及び物質)の利用と持続可能な開発への道筋」、「横断的分野及び科学と政策の連携」等の研究領域について、公募・選定した研究に対する支援が行われています。また、平成21年度(2009年度)からは、途上国における気候変動への適応に関する研究能力開発の課題を中心として研究支援プログラムの拡充が図られています。

なお、我が国からは、毎年度、本ネットワークに資金が拠出されています。

#### 【 具体的な成果、明らかとなった課題等 】

- ・ 研究を通じて、途上国の科学者の科学研究への理解を深めており、毎年10件程度のプロジェクトが新たな支援対象として採択されています。
- ・ 本ネットワークの研究支援プログラムにより支援を受けた研究の成果やその活用可能性については、地球観測サミット、U N F C C C 締約国会議等の国際会合の場において政策決定者に対して発信されており、これらの研究成果の中には、平成19年(2007年)に公表されたI P C C 第4次評価報告書のとりまとめに貢献したものもあります。

### (4) アジア太平洋環境開発フォーラム(A P F E D)について

A P F E Dは、環境分野において、アジア太平洋地域が直面している重要な課題について討議し、より衡平で持続的な発展のモデルを提示することを目的とした、アジア太平洋地域の各国及び国際機関から推薦を受けた有識者から構成されている会合です。平成13年(2001年)のアジア太平洋環境会議(エコアジア)において設置の合意に至りました。

平成16年(2004年)までのファーストステージにおいて採択された「最終提言」は、環境及び自然資源管理に関する意思決定、実施、モニタリングの過程に環境要素を組み込んでいく上で不可欠な「持続可能な開発に向けた統合的アプローチのための提言」、市民社会、民間企業及び公共部門という3つの主体を、あらゆる人間活動を環境上健全なものとしてゆくための活動へと取り込む方策に言及した「ステークホルダー間の連携強化のための提言」、及び淡水資源、エネルギーと清浄な大気等5つのセクターにおいて持続可能性に関する様々な原則を適用していくための「主要分野間の提言」により構成されています。

また、当該提言を実行に移すための「アクションプラットフォーム」も発表されています。アクションプラットフォームには、①マルチステークホルダー間の政策対話

(環境に関するテーマを設定し、政府、企業、NGO等とその分野の専門家による環境政策対話を実施する取組)、②知識イニシアティブ(持続可能な開発に関する優れた政策や事業を表彰するとともに、優良事例のデータベースを構築する取組)及び③革新的ショーケース(持続可能な開発に関する先導的プロジェクトについて、活動を促進する資金の提供、内容の分析・助言等を行うほか、成功事例の普及等を支援する取組)が盛り込まれており、これらは、平成17年(2005年)より開始されたセカンドステージにおいて、実際に推進されています。

第三次環境基本計画が策定された平成18年(2006年)4月以降については、平成18年度(2006年度)はアデレード、平成19年度(2007年度)は成都、平成20年度(2008年度)はダバオにおいて、それぞれ全体会合が開催され、上記取組の進捗状況の報告、レビュー、成果取りまとめに向けた議論等が行われています。

なお、これらの取組は、一部、国際連合環境計画アジア太平洋地域事務所(UNEP/ROAP)との連携を図りつつ、我が国の資金により、環境省が進めているものです。

【具体的な成果、明らかとなった課題等】

・セカンドステージでは、政策対話、参加研究機関同士のネットワーク会合であるNetRes等の枠組みにより、多くの関係者の意見を取り込みながら、この地域にふさわしい持続可能な開発のモデルの検討が行われてきました。

また、ファーストステージにおける提言を具体化するため、持続可能な開発に寄与する革新的な取組を紹介しその成果や教訓を共有する「APFEDショーケースプログラム」等の事業が展開され、広くアジア太平洋地域各国のコミュニティレベルの取組への支援が行われました。こうした実地の知見を共有することで、持続可能な開発モデルの議論がさらに深められてきています。

(5) 低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)について

LCS-RNetは、平成20年(2008年)5月のG8環境大臣会合(神戸)において、「神戸イニシアティブ」のひとつとして日本がその発足を提案し、平成21年(2009年)4月のG8環境大臣会合(イタリア・シラクサ)で発足が了承された会合です。

現在、日本を含む6か国から10の研究機関が参加し、これらの研究機関が低炭素社会に関する研究についての情報共有と研究協力を進めるとともに、その成果に基づく政策提言を通じて、G8を含む気候変動に関する国際政策決定プロセスに貢献することが期待されています。

本年(平成21年(2009年))10月に、イタリアで第1回年次会合が開催されたところです。

【具体的な成果、明らかとなった課題等】

・第1回年次会合では、出席者による各国の低炭素社会関連研究に関する発表等を踏まえ、低炭素社会研究の情報交換や推進について議論が行われ、下記のような主

要メッセージを含む総括がまとめられました。

- ・ 低炭素社会に向けた道筋の明確化と道筋を評価する経済評価手法の確立が必要
- ・ 低炭素社会への転換には、既存技術の普及と新技術革新の両方が必要
- ・ 低炭素社会に向けた行動様式の変化を応援する政策が極めて大切
- ・ 途上国が早めにLCS-RNetに参加することが望まれる
- ・ 社会科学と自然科学の両分野を統合して、低炭素社会への転換に向けた問題解決に当たる必要がある
- ・ 今回の成果は、UNFCCC-COP15のサイドイベント及び平成22年度（2010年度）のG8環境大臣会合に報告される予定です。

#### (6) アジア3R推進フォーラムについて

アジア3R推進フォーラムは、各国政府間の対話を軸に、国際機関、援助機関、研究機関、民間セクター等の幅広い関係者が参加し、パイロット事業の形成・実施、研究協力など3R推進のための地域協力のプラットフォームとなることを目指すものです。

平成20年（2008年）10月にベトナム・ハノイで開催されたEAS環境大臣会合において、我が国から本フォーラムの発足を提案し、参加各国の賛同を得ました。

平成21年（2009年）11月には、「アジア3R推進フォーラム設立会合」が、環境省と国連機関との共催により東京で開催され、アジア15カ国等からの参加者により、「アジア3R推進フォーラム設立に向けた東京3R宣言」が採択されました。今後、各国における3R国家戦略の実施に向けた取組状況のフォローアップ、各国の廃棄物処理や3Rに係る優良事例の共有及び拡大等を通じて、アジア各国の3R国家戦略の実施を促進することとしています。また、次回会合はマレーシアで開催されることとなりました。

なお、アジア3R推進フォーラムを開催するとともに、国家戦略に基づく取組を促進するためのモデル的事業計画の策定等を行うため、環境省は国際連合の機関に資金を拠出しました。

【 具体的な成果、明らかとなった課題等 】

- ・ アジア各国からアジア3R推進フォーラムの設立への合意が得られ、今後、アジア3R推進フォーラムを軸に各国、国際機関との連携により3Rが推進されていくことが期待されます。

#### (7) 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)について

EANETは、東アジアにおける酸性雨問題の状況に関する共通理解を形成すること、酸性雨による環境への悪影響を防ぐため、国や地域レベルでの政策決定に有益な情報を提供すること及び参加国間での酸性雨問題に関する協力を推進することを目的とした、東アジア地域の13か国（ロシアを含む。）が参加する政府間のネットワークです。

平成13年（2001年）より本格稼働しており、酸性雨のモニタリング、モニタリングにより得られる各種データの評価、保管及び提供並びに精度保証・精度管理、モニタリングに係る技術支援・研修の実施、酸性雨に関連した調査研究活動の推進等の取組が進められています。

また、平成17年（2005年）の政府間会合において、「E A N E Tへの財政的な貢献のための健全な基礎を提供する適切な文書及びその法的ステータス」について議論を開始するとの決定が採択され、現在、E A N E Tの設立基盤を強化し、将来の発展に資する文書の策定を目指し、参加国間で議論が進められています。

なお、E A N E Tにおけるモニタリングでは、酸性雨のように酸化性大気汚染物質が雨や雪に溶け込んで沈着する場合（湿性沈着）に係る測定項目（降水のpH値、硫酸／硝酸イオン濃度等）のほか、そのままガスや粒子の形で地表に沈着する場合（乾性沈着）に係る測定項目（大気中の二酸化硫黄、窒素酸化物、オゾン、粒子状物質の濃度等）、並びに土壌・植生及び陸水への影響に係る測定項目が設けられており、将来的には、「酸性雨」の「モニタリング」という枠組みを超え、「越境大気汚染」の管理を対象としたフェーズへと発展していくことが望まれます。

E A N E Tの活動により、東アジア諸国における大気環境能力の向上、広域大気汚染に係るデータの集積及び原因等の科学的解明への貢献等が期待されるところであり、我が国からは、毎年度、本ネットワークに資金が拠出されています。

#### 【 具体的な成果、明らかとなった課題等 】

- ・ E A N E Tを通じた技術移転等により、参加13か国において、酸性雨等に関する広域大気汚染に係るデータが、共通手法により継続的・計画的に収集等されるようになりました。例えば、平成19年（2007年）には、参加13か国における5年間のモニタリング活動の成果等をとりまとめた評価報告書が策定され、公表されています。これらの活動により、E A N E Tは、東アジア地域における酸性雨の状況に関する共通的理解の醸成、政策決定者への科学的知見の提供等に貢献しています。

#### (8) アジアE S T地域フォーラムについて

アジアE S T地域フォーラムは、E S Tの実現を目指して、環境省と国際連合地域開発センター（U N C R D）が共同で開催しているアジア諸国政府のハイレベルな政策対話を行う会合です。

平成17年（2005年）に、第1回会合が愛知県名古屋市で開催され、第三次環境基本計画が策定された平成18年（2006年）4月以降も、3回の会合（第2回～第4回）が、それぞれ、ジョグジャカルタ、シンガポール及びソウルで開催されています。平成21年（2009年）2月に開催された第4回会合では、アジア地域22か国（A S E A N 10か国、南アジア8か国、中国、日本、韓国及びモンゴル）の代表が参加し、各国政府によるE S Tの実現に向けた取組状況の発表等による先進事例等の共有、世界銀行等を交えたコベネフィット・アプローチ（注Ⅲ－5－1）等による途上国に対する支援についての議論等が行われています。

我が国の政府としては、環境省と国土交通省が連携しながら、我が国のE S Tの取

組を紹介しており、今後は、アジア地域におけるE S Tの実現に向け、具体的事業に取り組まれていくことが期待されます。

【 具体的な成果、明らかとなった課題等 】

- ・ 第1回会合でアジア地域が目指すE S Tの基本的考え方及び取組の継続的实施等を定めた「愛知宣言」が採択され、さらに、第4回会合でアジアにおける低炭素社会・グリーン成長へのE S Tの推進に向けた「ソウル宣言」が採択されました。
- ・ 本フォーラムの枠組みを通じて、各国のE S T実現に向けた取組として、多様な発展段階にあるアジア各国を、特性や進捗状況を踏まえて段階に分け、国別のE S T戦略プランの策定、進捗状況のフォローアップが定期的実施されています。具体的には、平成17年（2005年）に策定作業が始められたラオス、ベトナム及びカンボジアにおけるE S T戦略プランは概成し、平成20年（2008年）からは、フィリピン及びインドネシアにおいて、E S T戦略プランの策定が開始されています。

(9) 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）について

閉鎖性の高い国際水域の環境保全のため、国際連合環境計画（UNEP）が推進する「地域海計画」が全世界の地域で進められており、我が国の周辺海域においては、日本海及び黄海周辺を対象とする「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」が平成6年（1994年）、韓国、中国、ロシア及び日本の4か国により採択されました。

NOWPAPの活動は、いくつかのプロジェクトから構成されており、各プロジェクトの実施に責任を持ち、活動を推進するため、各国に「地域活動センター（RAC：Regional Activity Center）」が設置されています。

我が国では、「特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター」（CEARAC）が富山市に立地する（財）環日本海環境協力センター（NPEC）内に設置され、リモートセンシングによる海洋モニタリング技術の開発、情報処理技術に関する研修の実施等を行っています。また、中国に設置された「データ情報ネットワーク地域活動センター」（DINRAC）においては、海洋・沿岸環境保全にかかる取組についての情報の管理や更新が、ロシアに設置された「汚染モニタリング地域活動センター」（POMRAC）においては、大気や河川経由の汚染源に関する情報整備が、韓国に設置された「海洋環境緊急時準備・対応地域活動センター」（MERAC）においては、NOWPAP地域の海上で油及び有害危険物質（HNS）が流出した際の緊急時対応について「NOWPAP地域油及びHNS流出緊急時計画」が策定され、油流出等の緊急的な海洋汚染への対応に係るNOWPAP地域の協力手法の開発や合同訓練が行われています。

また、近年、NOWPAP海域において、海洋ゴミの問題が深刻化していることから、平成17年（2005年）、海洋ゴミに関する活動（MALITA）が、平成20年（2008年）にはMALITAの主要な成果として策定された海洋ゴミに関する地域行動計画（RAPMALI）の運用が開始され、現在、同行動計画をもとに、参加国間が連携して海洋ゴミのモニタリング、クリーンアップキャンペーン、ワークショップ等を行っており、海洋ゴミ問題に取り組むための地域協カメカニズム構築を促進してい

ます。

これらのNOWPAPの活動により、北西太平洋海域における、海洋環境に係るデータの集積及び原因等の科学的解明への貢献、国際協力体制の構築等が期待される所であり、我が国からは、毎年度、NOWPAPの活動支援を目的とした拠出がされています。

【 具体的な成果、明らかとなった課題等 】

NOWPAPを通じた協力体制の整備により、参加国において、北西太平洋海域に関する海洋汚染等に係るデータ収集や協力体制の構築が行われています。具体的には、平成14年（2002年）から、人工衛星を利用したリモートセンシング技術による海洋環境モニタリング手法の開発及びウェブページからの解析データ提供を目的とした環日本海海洋環境ウォッチシステムを構築し、北西太平洋海域における水温、植物プランクトン濃度等を観測し、赤潮や青潮など海洋環境に影響を与える現象の原因究明に係る研究に利用されています。また、NOWPAP富栄養化状況評価手順書を作成（平成21年（2009年））し、各国が共通の手法で海域の富栄養化状況を診断するための手法を整備しました。今後、開発した手法を活用して加盟各国の海域環境の評価が行われる予定です。平成19年（2007年）12月に韓国沖で大規模な油流出事故が発生した際は、「NOWPAP地域油流出緊急時計画」が発動され、我が国からは国際緊急援助隊が派遣され、事故処理を支援しました。また、同緊急時計画についてHNS流出を新たに対象とする改正が行われ（平成20年（2008年））、HNS関連のデータベース作成、訓練手法の検討等が進められている他、NOWPAP地域における各種海洋環境に関するデータベース構築（随時）が進められています。海洋ゴミについては、我が国の資金拠出によりクリーンアップキャンペーンが、平成18年（2006年）に山形県（酒田市）、平成19年（2007年）に中国（山東省日照市）、平成20年（2008年）にロシア（ウラジオストク）にて開催され、海洋ゴミの回収・収集が行われるとともに、各国関係者による情報交換が行われました。

これらの活動により、NOWPAPは、北西太平洋海域における海洋環境の状況に関する情報の整備、政策決定者への科学的知見の提供等に貢献しています。

#### (10) アジア水環境パートナーシップ（WEPA）について

WEPAは、アジアモンsoon地域の水質汚濁問題の解決を図ることを目的とし、水環境情報の基盤整備、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の拡充、参加国の政策課題の分析・政策提言の策定等を通じた、水環境施策に携わる主体の能力・体制の強化を図る事業です。

平成15年（2003年）の第3回世界水フォーラム閣僚級国際会議の成果として各国の自発的な水問題解決への行動を取りまとめた「水行動集」に、環境省が登録した施策の1つです。平成16年度（2004年度）から平成20年度（2008年度）までの第1期では、WEPA構成国（カンボジア、中国、インドネシア、日本等11か国）の水環境行政の情報を収集した水環境情報データベースの構築など情報基盤の整備を図るとともに、様々なステークホルダーの参加による国際フォーラムを開催し、水環境保全活動等の



発表及び意見交換を通じた能力開発や情報の共有化を図っています。平成21年度（2009年度）から第2期として、構成国別の政策課題分析を行うとともに、気候変動等の国際的課題に重点を絞った政策対話や国際フォーラムを開催し、構成国個別の水環境ガバナンス向上に資する支援を実施しています。また、政策立案担当者の能力向上支援及びODAの研究支援として、日本国内の大学等と連携した能力向上スキームの検討を行っています。併せて、WEPA構成国の拡充及び関連する国際機関との連携強化を推進することが予定されています。

【 具体的な成果、明らかとなった課題等 】

- ・ 情報の共有を図るため、政策、市民活動、水環境保全技術及び情報源という4種類のデータベースを構築するとともに、構成国の水環境情報をホームページ上で公開しています。また、構成国の水環境管理に関するアウトライン等を整理した成果報告書が取りまとめられています。

#### (11) 東アジアPOPsモニタリングワークショップ

平成14年（2002年）、我が国は、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約を締結（平成16年（2004年）発効。以下「ストックホルム条約」という。）していますが、同条約は、締約国に対し、国内及び国際的な環境モニタリングを実施すること並びにモニタリングデータを活用した条約の対策面での有効性を評価することを義務づけています。このため、環境省では、東アジア地域における国際協力によるモニタリング体制の構築と、継続的なデータの収集を目的として、平成14年度（2002年度）より「東アジアPOPsモニタリング事業」を開始しています。

この事業の一環として開催されている「東アジアPOPsモニタリングワークショップ」は、参加各国における環境中のPOPsによる汚染実態についての情報交換を行うとともに、当該条約に基づく国際的な環境モニタリングについて、東アジア地域における協力体制を構築することを目的とした会合で、インドネシア、韓国等アジア地域の10か国以上の政府のほか、UNEP、国際連合大学（UNU）等が参加しています。平成14年（2002年）以降、これまでに6回開催され、第3次環境基本計画が策定された平成18年（2006年）4月以降でも、3回開催されてきました。

ワークショップにおいては、重点調査地点の選定を含む東アジアPOPsモニタリング調査の計画を策定しており、当該計画に基づき、平成16年度（2004年度）以降、参加国についてPOPsモニタリングが行われてきました。これまでに、インドネシア、韓国、ベトナム等9か国において、モニタリングが実施されています。

この他、このワークショップでは、ストックホルム条約の有効性評価のための参加各国の取組についての意見交換等も行われており、化学物質の適正管理に向けた国際的な枠組みとして重要な役割を果たしています。

我が国は、このワークショップの議長国を務めており、「東アジアPOPsモニタリング事業」の一環として、参加国のモニタリングに係る分析等については我が国の資金により行われています。

【 具体的な成果、明らかとなった課題等 】

- ・ 平成19年度（2007年度）をもって、日本を含むワークショップの全参加国に関するモニタリングデータが収集されました。
- ・ また、平成18年度（2006年度）までに得られた8か国のデータ（日本のデータを含む。）をとりまとめた「アジア太平洋地域モニタリング報告書」が作成されています。

(12) 東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブについて

東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブは、C B Dの目標達成に貢献することを目的とし、東・東南アジア各国及び関係機関の参加のもと、C B Dの履行、各国の生物多様性保全施策に直ちに利用可能な生物多様性情報の整備等を行う環境省の事業であり、平成20年度（2008年度）から進められています。

平成21年（2009年）1月には、東・東南アジア各国での分類学の状況、関連情報の共有、国際協力の現状についての各方面からの報告を受け、C B Dの目標達成に向け、何が求められており、何をしなければならないかを議論する国際シンポジウム及び専門家会合が東京で開催されました。平成21年度（2009年度）は、この議論を受け、各国での保全施策に必要な生物多様性情報及び分類学のニーズをとりまとめ、今後のイニシアティブ推進のための戦略が作成されます。また、生物の分類学能力の向上を図るため、地域レベルでの分類学能力構築のためのパイロット研修プログラムを作成することとされています。

【 具体的な成果、明らかとなった課題等 】

- ・ これまでの会議等を通じて、イニシアティブの対象となる関係国（A S E A N諸国、日本、中国及び韓国）における保全施策に必要な生物多様性情報及び分類学に関するニーズをとりまとめることができました。

(13) 地球規模での生物多様性観測ネットワーク体制構築の推進について

「地球規模での生物多様性観測ネットワーク体制構築の推進」は、地球規模の生物多様性・生態系変化が問題となっている現下において、地球規模、国レベルでの生物多様性保全に貢献することを目的として、国際的で一元的な生物多様性モニタリングのネットワーク（各国の各種機関が行っている生物多様性のモニタリング活動を結びつける体制）を確立し、データの収集・分析を推進し、その変化を的確に把握・評価することを目指す環境省の事業であり、東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブとともに、地球規模生物多様性モニタリング推進事業の一部として位置付けられ、平成21年度（2009年度）から進められています。

具体的には、地球観測に関する政府間会合（G E O）の下に組織される生物多様性観測ネットワーク（G E O－B O N）等との協力の下、アジア・太平洋地域における生物多様性観測ネットワークを構築することを目指しており、平成21年度（2009年度）は、7月にアジア・太平洋地域の各国や国際機関の専門家が参加する国際ワークショ

ップを開催し、既存の生物多様性観測に関するプログラム及び研究者のネットワークの構築、データの統合化に向けた方向性等について検討が行われました。今後、その議論を反映させて、アジア太平洋地域における生物多様性観測のネットワークを構築するための行動計画の作成が進められていきます。

【 具体的な成果、明らかとなった課題等 】

- ・ これまでの会議等を通じて、アジア・太平洋地域における生物多様性観測ネットワークの活動内容について関係者間の合意が得られています。

### ③今後の政策に向けた提言

- 上記の個々のネットワーク等の「明らかとなった成果、課題等」を見ると、これらのネットワーク等を構築したことにより得られた具体的な成果、課題等は必ずしも十分に把握されていないものもあると考えられます。今後、様々なネットワーク等を通じて、情報を収集・整理し、我が国として如何なる取組を打ち出して行くかについて、整理していくべきです。
- 上記のような個々のネットワーク等は、アジア各国の経済発展、地域、環境の状況や環境保全に係わる対応能力が極めて多様であり、このことは、問題解決の包括的な枠組み構築は容易ではないことから、個々の問題への取組をできるところから開始し、発展させていくという考え方に基づくものと思われます。現在、日中韓三か国環境大臣会合（TEMM）、ASEAN+3環境大臣会合、EAS環境大臣会合等地域協力の枠組みが発達しつつあることから、これらを活用しつつ、個々のネットワーク等の相互の連携を促進し、長期的視野に立って、環境政策・対策の協調・協力を広域的に進めることが必要です。

## 【第1回点検後フォローアップ事項】

### 重点調査事項②：国際的な経済連携・地域統合と環境の融合

国際的な経済連携・地域統合と環境の融合に向け、協定に貿易自由化に伴う環境面での悪影響を防止する規定を設けたり、相手国の環境配慮を促したりする取組については、その実効性の担保やより高度な環境政策を促すには限界があることを踏まえ、**相手国の環境保全に係る制度的なバックアップを図るための専門家レベルや政府における様々な立場における政策対話の推進及び相手国の継続的な環境政策の定着に向けた積極的協力（技術移転等）**について、調査を実施しました。

#### ①第1回点検における指摘内容

- 相手国の環境保全に係る制度的なバックアップを図るためにも、専門家レベルや政府における様々な立場において政策対話を進めるとともに、技術移転も含め、相手国の継続的な環境政策の定着に向けて、積極的に協力をすることが求められます。

#### ②主な取組状況等

- 東アジア諸国を中心に締結が進められてきた経済連携協定としては、
  - ・ 日・シンガポール経済連携協定（平成14年（2002年）11月発効）
  - ・ 日・メキシコ経済連携協定（平成17年（2005年）4月発効）
  - ・ 日・マレーシア経済連携協定（平成18年（2006年）7月発効）
  - ・ 日・チリ経済連携協定（平成19年（2007年）9月発効）
  - ・ 日・タイ経済連携協定（平成19年（2007年）11月発効）
  - ・ 日・インドネシア経済連携協定（平成20年（2008年）7月発効）
  - ・ 日・ブルネイ経済連携協定（平成20年（2008年）7月発効）
  - ・ 日・ASEAN包括的経済連携協定（平成20年（2008年）12月発効）
  - ・ 日・フィリピン経済連携協定（平成20年（2008年）12月発効）
  - ・ 日・スイス経済連携協定（平成21年（2009年）9月発効）
  - ・ 日・ベトナム経済連携協定（平成21年（2009年）10月発効）

がありますが、これらの協定の中には、適切に環境への配慮が行われるよう、以下のような規定を設け、環境に配慮した経済連携・地域統合の推進が図られています。

- (1) 総則章：一般的例外において、関税と貿易に関する一般協定（GATT）第20条を引用することにより、「人、動物又は植物の生命若しくは健康の保護のための必要な措置」等がとられることとしています。（全ての経済連携協定において規定）
- (2) 投資章：環境規制を通じて投資を促進することを奨励してはならない旨の条文が盛

り込まれています。(マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア及びスイスとの経済連携協定において規定)

- (3) 協力章：協力を図る分野として「環境」を明記し、環境分野における協力を進めることとしています。(マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア、ベトナム及びA S E A Nとの経済連携協定において規定)

- 東アジアを中心とした発展途上地域において、専門家派遣等により各国の自立的な環境政策構築を支援するとともに、様々なレベルでの環境に関する政策対話の枠組みにおいて環境協力を推進することにより、相手国との多層的な連携を確保し、相手国における経済と環境が両立した持続的な社会の実現が図られています。なお、第1回の点検以降に行われた各レベル(閣僚級、局長級及び事務レベル)の政策対話及び専門家派遣等の例としては、以下のものがあります。

#### 【閣僚級】

- ・ 平成20年(2008年)10月に開催されたE A S環境大臣会合において、「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」のフォローアップに向けた今後の協力の方針について議論が行われ、我が国からはクリーンアジア・イニシアティブ及びその具体的施策について紹介されました。
- ・ 平成20年(2008年)12月に開催された第10回日中韓三か国環境大臣会合(T E M M10)において、三か国の最新の環境政策についての情報交換が行われたほか、北東アジア地域の環境問題への対応と今後の協力の方向性についての議論等が行われました。
- ・ 平成21年(2009年)6月に開催された第11回日中韓三か国環境大臣会合(T E M M11)においては、気候変動、環境教育等、今後5年間に取り組むべき三か国の環境協力の優先分野を定めた共同コミュニケが合意されました。本会合の成果は、本年開催予定の第2回日中韓サミットに報告される予定です。

#### 【局長級】

- ・ T E M Mの下での枠組みであるT E M M準備局長級会合及び日中韓三か国黄砂局長級会合が平成21年(2009年)4月に開催され、大臣間で合意された事項の準備等が行われています。
- ・ 平成19年(2007年)8月の合意に基づき、同年9月以降日中環境汚染対策に関する局長級政策対話が継続的に実施されています。平成21年(2009年)3月には第6回局長級政策対話が開催される等、水環境分野等の日中協力についての政策対話が行われました。
- ・ 平成19年(2007年)12月の合意に基づき、平成21年(2009年)3月に日本インドネシア局長級政策対話を行い、コペネフィット協力等について意見交換が行われています。

#### 【事務レベル】

- ・ 平成19年(2007年)11月の日A S E A N首脳会議において我が国が提案した日A S E A N環境対話が、平成20年(2008年)に開始され、課室長級の会合がこれまでに2回開催されました。当該対話において、日A S E A N統合基金(J A I F)を

活用した環境関係のプロジェクト構築について、A S E A N 各国代表と議論が行われ、平成21年（2009年）にはA S E A N 各国より提案のあったプロジェクト2件がJ A I F による環境分野の案件として初めて採択されました。このことは、日A S E A N 間の環境協力の進展に大きく寄与しています。

- ・ E A S 環境大臣会合等において紹介・評価されたアジア地域において持続可能な社会の実現を目指す各種具体的施策が、事務レベルで推進されています。
- ・ T E M M の下で具体的に協力を推進する枠組みとして8つのプロジェクトが推進されています。このうちの1つとして、日中韓環境産業円卓会議がこれまで8回開催されており、本年（平成21年（2009年））10月には、第9回会合が中国での開催されました。

#### 【専門家派遣等】

- ・ 独立行政法人国際協力機構（J I C A）による専門家の派遣等により、各国の自立的な環境政策の構築に向けた支援が行われています。また、J I C A による集団研修や、各国からの個別研修受入等が進められています。
- ・ また、T E M M 11に際して行われた日中環境大臣会談での合意に基づき、6月23日から約2週間を日中環境汚染対策協力ゴールデンウィークとして各種ワークショップ等が開催されました。今後とも水・大気分野の汚染物質の総量削減や、コベネフィット・アプローチ等の協力を一層深めることが合意されました。

- 以上に加え、技術移転という観点で、ここでは特に、コベネフィット・アプローチに着目します。

先進国では、経済成長の過程で環境汚染を経験し、克服し、その後、現在、地球温暖化問題への対応が喫緊の課題となっていますが、途上国では、現在、急速な経済成長等に伴う環境汚染と、地球温暖化問題との双方への対応が、同時に喫緊の課題となっており、この課題の解決に向けて、途上国のニーズを満たしつつ、途上国が参加できる気候変動対策を進めることが必要となっています。

このため、我が国は、これまで、気候変動が主要な議題となる主な国際会合等の場で、コベネフィット・アプローチの重要性を繰り返し主張してきています。具体的には、平成19年（2007年）5月に打ち出された「クール・アース50」において、コベネフィット・アプローチが取り上げられ、その後開催された東南アジア諸国連合やA S E A N やE A S の首脳級会合、平成20年（2008年）には、G 8 環境大臣会合、G 8 北海道洞爺湖サミット、E A S 環境大臣会合等においても、宣言文書等にコベネフィット・アプローチが盛り込まれる過程で、我が国は主体的な役割を果たしてきています。

また、平成19年（2007年）12月にパリで開催されたU N F C C C 第13回締約国会議（C O P 13）において設立され、以後、次期枠組に向けた集中的な議論が進められている特別作業部会（A W G - L C A）等においては、我が国は、技術移転におけるコベネフィット技術の重要性や、コベネフィット・アプローチに資するC D M / J I（注III-5-2）についての優遇的な取り扱いをすべきことを主張しており、実際に、環境省において、平成20年度（2008年度）に「コベネフィットC D M モデル事業」が新設されたほか、平成11年度（1999年度）より実施していたC D M / J I 事業フィージ

ビリティ調査においても、平成20年度（2008年度）より、コベネフィットを実現するCDM/JI事業を中心として調査案件の募集が行われています。

この他、コベネフィット・アプローチに資する東アジア各国におけるプロジェクト支援としては、平成19年（2007年）12月に中国環境大臣との間で合意された「日本国環境省及び中華人民共和国国家環境保護総局によるコベネフィット研究とモデル事業の協力実施に関する意向書」とインドネシア環境大臣との間で合意された「日本国環境省とインドネシア共和国環境省による、コベネフィット・アプローチを通じた環境保全協力に関する共同声明」に基づき、コベネフィット研究及びモデル事業に向けた調査が進められています。

### ③今後の政策に向けた提言

- 国際的な経済連携・地域統合は、連携・統合の強さ、連携・統合に係る国の数や地域の広さ等により様々な形態があります。その一方で、地球レベル、地域レベル、さらには局地的なものまで様々な環境問題がある中で、いずれの環境問題に重点を置くかによっても、連携・統合の内容は変わってくるべきものと考えられます。このため、経済連携・地域統合の形態と対象とする環境問題の特性との組合せを念頭に置き、よりきめ細かい、具体的な環境アセスメントも考慮した国際的な経済連携・地域統合のあり方を検討していくべきです。
- 国際的な経済連携・地域統合と環境の融合においては、国レベルでの連携のみならず、都市レベルの連携、さらには、無国籍・多国籍の国際的な組織レベルの連携の確保も進めていくべきです。
- コベネフィット・アプローチは、環境汚染問題が喫緊の課題である途上国において有効な対策であるとともに、途上国が温暖化対策について積極的な行動を進める上で有効な取組であるため、一層推進するべきです。
- 企業の参加を促進していく観点からも、交通や廃棄物対策に係る事業等、温室効果ガス排出削減に加えて環境汚染対策にも資する事業に関するCDMの方法論の開発を支援するとともに、その効果の評価手法を充実させ、コベネフィット案件やCDM/JI事業の案件を増やす政策を講じていくべきです。
- このほか、技術移転については、それに伴う特許等知的財産権の保護を如何に図るのかという点にも注目すべきです。この点も含め、今後、技術移転を如何に進めて行くかについて、検討を進めていくべきです。

## 【第1回点検後フォローアップ事項】

### 重点調査事項③：NGO/NPOが東アジア地域等の環境管理能力の向上に果たしている役割の強化・向上

「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させる担い手となる、多様な主体による取組を促進する観点から、NGO/NPO等の役割に関し、

- ・ 現地での具体的活動（環境教育等）が期待されるNGO/NPOに対する助成制度・環境保全活動の事例・当該国の環境情報等の提供
  - ・ NGO/NPOと日本の政府機関との交流促進及び同じ分野のNGO/NPO間のネットワーク構築の働きかけ
  - ・ NGO/NPOに期待される役割等の整理及びNGO/NPOが国際的環境協力に参加しやすくなる方策（行政との連携、財政支援、技術支援等）の戦略的検討
- について、調査を実施しました。

## ①第1回点検における指摘内容

- コミュニティレベルでの環境教育など、現地での具体的な活動が期待されるNGO/NPOについては、助成制度・環境保全活動の事例・当該国の環境情報などの有益な情報の提供などを行う必要があります。
- 国際会議での論点やこれまでの経緯などに関する情報提供や意見交換など日本の政府機関との交流の促進、同じ分野のNGO/NPO間のネットワーク構築の働きかけなどを行う必要があります。
- NGO/NPOに期待される役割や何が国レベルでできなくてNGO/NPOであればできるのかという概念を整理した上で、行政とNGO/NPOとの連携や財政支援、技術支援も含め、NGO/NPOが国際的環境協力に参加しやすくなる方策を戦略的に検討することが必要です。

## ②主な取組状況等

- 第1回点検における本重点調査事項に係る指摘を受け、環境省では、日本のNGO/NPOに期待される役割の明確化、NGO/NPOが抱える課題の共有、NGO/NPOへの情報提供やネットワーク構築、NGO/NPOへの支援方策の検討を目的として、平成20年度（2008年度）より、以下のとおり、アジアで活動するNGOの連携連絡会合を2つ開催しています。
- ◇ アジアで持続可能な開発のための教育（ESD）にとりくむ日本のNGOの連携連絡会合（平成21年（2009年）3月、東京）



平成17年（2005年）より「国際連合持続可能な開発のための教育10年」が始まり、アジア地域でのE S D分野における国際協力が進みつつあるものの、国際連合、各国政府、N G O等が行っている国際協力活動の内容や課題が十分に共有されていない現状があります。これを踏まえ、この会合は、アジア地域での日本のN G OによるE S D分野の国際協力の現状や課題について情報を共有し、今後のN G Oによる国際協力のあり方について議論する場として、開催されました。具体的には、

- ・ アジアにおけるE S Dの国際協力において日本のN G Oに期待されている役割
- ・ E F A（注Ⅲ－5－3）、U N L D（注Ⅲ－5－4）等において既に実施されている活動においてE S Dを如何に効果的に導入していくか
- ・ 国際協力においてN G Oが活動を進める上での資金源等基本的事項に関する情報

の3点について、情報共有・意見交換が行われました。

この会合には、日本のN G O 13団体、海外（インド）のN G O 1団体及びU N U高等研究所等が参加しています。

◇ アジアで持続可能な地域づくりにとりくむ日本のN G Oの連携連絡会合（平成21年（2009年）3月、東京）

アジア地域において、現在、140あまりの日本のN G Oが活動しているものの、地域づくりを進めていく中で、持続可能な地域づくりや環境配慮の観点をどう取り込んでいくかについての具体的な取組方法についての情報が必ずしも十分ではなく、多くの団体が手探りの状態で活動を進めているという現状があります。これを踏まえ、アジア地域での日本のN G Oによる持続可能な地域づくりの現状や課題について情報を共有し、今後のN G Oによる環境に配慮した持続可能な地域づくりのあり方を議論する場として、本会合が開催されました。具体的には、

- ・ 持続可能な地域づくりににおける国際協力の現状と課題
- ・ 主に環境を中心とした持続可能性の視点を地域づくりに盛り込む際に必要な点や具体的事例
- ・ 持続可能な地域づくりにおいて日本のN G Oが果たしうる役割

の3点について、情報共有・意見交換が行われました。

この会合には、日本のN G O 15団体、海外（インドネシア）のN G O 1団体、U N U高等研究所等が参加しています。

これらの会合により、アジア地域でのE S D等の具体的活動を進めているN G O / N P O間において、これまで日本国内では十分に共有されてこなかった優良事例、課題、当該国の環境情報等を提供する機会をつくとともに、行政とN G O / N P Oとの交流と問題意識の共有が促進されました。

以上のように、これら会合は、今後我が国のN G O / N P Oによる国際貢献を強化していくための第一歩としての役割を果たしました。

なお、これらの会合において、日本のN G O / N P Oの役割として「現地の状況や

ニーズを把握した日本政府への提案」や「日本の文化と共通性を活かした国際協力の実施」という意見が出されました。さらに、課題として、以下のようなものが挙げられました。

- ・ 継続的、長期的な資金の欠如
- ・ 日本のNGO/NPOの人的、組織的能力不足
- ・ 国際連合や政府機関との連携

○ また、外務省においては、平成11年度（1999年度）より、我が国のNGOが能力を向上し、さらに活躍できるよう、以下の目的に応じた種々のプログラムにより構成される「NGO活動環境整備支援事業」を実施しており、環境分野に従事するNGOにも活用されています。

・「NGO相談員」… 外務省が国際協力分野で実績と経験を有する全国の主要なNGOに「NGO相談員」業務を委託し、NGO関係者や市民からのNGO活動、NGOの設立・運営等に関する照会や相談に対応。

・「NGO研究会」… 途上国支援の重点分野等をテーマにNGOが事業実施能力や専門性の向上を目的として運営するセミナー、シンポジウム等を外務省が主催。平成20年度（2008年度）には環境分野のテーマ（水に関わる援助のあり方）を取り上げた研究会を実施。

・「NGO長期スタディ・プログラム」… 日本のNGOの中堅職員を最長6か月間、海外のNGO、国際機関等に派遣し、所属団体が抱える課題に応じたテーマを設定した研修を実施。平成20年度（2008年度）には、参加8名中1名がエコツーリズムをテーマとした研修を実施。

・「NGO専門調査員」… 国際協力に関する専門性や知見を有する人材を、特定分野・業務の強化を望むNGOに一定期間派遣し、業務に携わることを通じて当該NGOが抱える課題解決に向けた提言を行うプログラム。例年、本制度を活用する9～10団体のうち、1～2団体は開発教育や環境分野に従事するNGOである。

この他、外務省は、NGOとの意見交換を行うことのできる協議会を年7回設けており、それ以外にアドホックな意見交換を行う場も多数設けています。これらの取組は、必ずしも環境分野に係る活動を行うNGOのみを対象としたものではありませんが、これらの取組を通して、環境分野に係る活動も含め、活動事例等の情報交換、NGOのネットワークの構築等が図られています。

○ JICAにおいては、日本のNGO、大学、地方公共団体等がこれまでに培ってきた経験や技術を活かして企画した途上国への協力活動を支援する事業として「草の根技術協力事業」を行っています。この事業では、技術協力事業を対象とした支援を行うこととなっていますが、この中で、日本のNGO等が行う環境分野に関わる事業に対しても支援が行われており、平成18年度（2006年度）から平成20年度（2008年度）までの3年間に採択された案件の約12%を環境分野が占めています。

○ この他、NGO/NPOによる環境保全活動への資金の助成等の支援枠組みとしては、地球環境基金による支援、日本NGO連携無償資金協力等があります。

地球環境基金については、独立行政法人環境再生保全機構が、基金の運営・管理を行っており、資金の助成のほか、活動を支えるための情報提供、調査研究、人材育成研修等も併せて行われています。開発途上地域におけるNGO活動の支援に当たっては、ASEAN地域等アジア太平洋地域での活動を中心とする審査方針をとっており、平成21年度（2009年度）については、国内の団体による開発途上地域での環境保全活動については、27件、約1.1億円の支援が、海外の団体による開発途上地域での環境保全活動については、5件、約0.1億円の支援が行われています。

日本NGO連携無償資金協力は、外務省が行っている資金協力制度であり、途上国・地域で活動する日本のNGOが実施する草の根レベルの経済・社会開発事業等に対して、無償で資金協力を行うものです。この制度は、必ずしも環境分野の事業等のみを対象としている訳ではありませんが、環境分野に係る事業として、平成18年度（2006年度）には4件、平成19年度（2007年度）には2件、平成20年度（2008年度）には2件が採択されています。ただし、東アジア地域等の環境管理能力の向上という観点から、生活環境に関わる水・衛生分野等まで対象を広げて捉えると、全採択事業のうち、平成18年度（2006年度）は20%程度、平成19年度（2007年度）は10%程度、平成20年度（2008年度）は25%程度を、環境分野に係る事業が占めるものとして整理できます。

なお、平成21年度（2009年度）には、自己資金負担の発生しない上限額を引き上げるとともに、右上限額を超えた場合に発生する自己負担比率を引き下げる等、利便性向上に向けた制度の拡充を図っています。

このほか、JICAや他の独立行政法人等でも、NGO/NPO活動を支援する制度があり、環境に関する海外活動への支援がなされています。また、民間企業においても、NGO/NPOの海外環境関連活動の支援が行われています。

○ 以上に加え、平成20年（2008年）7月、我が国でG8北海道洞爺湖サミットが開催されましたが、これに先立ち、持続可能な社会の実現を目指し、環境、平和、事件、世界の貧困問題の解決と開発等の地球規模の問題に取り組んでいるNGOにより、「2008年G8サミットNGOフォーラム」が結成されました。このフォーラムの活動には、世界の市民社会との連携を通じて、これらの地球規模の問題についての論点を明らかにし、日本政府およびG8各国政府に対し、提言と働きかけを行う「政策提言活動」、政府が地球規模の問題について取り組むように市民を巻き込んだ政府への働きかけを行う「キャンペーン活動」及び市民によるもう一つのサミットとして市民やNGOが参加できるワークショップやシンポジウムを行う「市民サミット2008の開催」の3種類があり、問題の種類により、環境ユニット、貧困・開発ユニット及び人権・平和ユニットの3つのユニットによる活動がおこなわれました。このうち環境ユニットは、環境問題に携わるNGOにより構成され、「気候変動」、「生物多様性」及び「3Rイニシアティブ」の3つの課題に重点を置き、環境問題についての市民の啓発活動、我が国政府との意見交換や提案、NGOと政府や企業との対話

の場の設定等の活動を行いました。環境省は、地球環境パートナーシッププラザ（注Ⅲ－５－５）の事業の一環として、例えば、以下のような具体的な支援を行いました。

- ・ G8環境大臣会合時のNGOの参加支援（運営サポート等）
- ・ 市民サミット2008開催への協力（運営サポート等）
- ・ 地域ミーティングの開催協力（広報活動、現地での受け入れ団体の紹介等）
- ・ 関係各省との連絡協力
- ・ 一般向け勉強会・NGOミーティングの開催 等

上述の市民の主体的な取組を契機として、平成21年度（2009年度）には、開発協力を行っているNGO/NPOと環境協力を行っているNGO/NPOとの間の連携を促進する自発的な活動が開始されています。また、外務省及び地球環境基金がこれを支援しています。

○ なお、環境省においては、

- ・ NGO/NPOの個別の動きは把握されていても、我が国のNGO/NPOによる東アジア地域等における環境保全活動の実態については、十分に把握できていない。
- ・ 開発系のNGO/NPOに関しては、これまで自発的なネットワークづくりとこれに対する政府の支援があり、相互の連携と情報共有が進んできていることから、NGO/NPOの環境保全活動の把握に当たっても、まず、NGO/NPO間の自発的なネットワークや情報が伝達される仕組みがあることが重要。
- ・ しかし、東アジア地域等で環境に特化したNGO/NPOの連携の試みは始まったばかりであり、このようなネットワーク化・情報共有の仕組みは発達していない。
- ・ 我が国のNGO/NPOは、他国と比して財務体質が脆弱であったり、NGO/NPOに対する資金協力等の支援が、海外でのプロジェクトの実施を通じたNGO/NPOの育成に繋がる。

等の認識のもと、NGO/NPO支援のための具体的方策を探っています。

### ③今後の政策に向けた提言

○ NGO/NPOによる活動の多くは、何らかの形で環境問題に関わるものであることを踏まえ、在外公館、外務省、環境省、JICA等、NGO/NPOの支援を行っている機関が連携を強化し幅広くNGO/NPOの環境保全活動の実態を把握する取組を進めるべきです。

また、NGO/NPOの活動の実態を踏まえ、NGO/NPOに期待される役割やNGO/NPOが抱える課題を整理し、方向性を明確にして、引き続き、NGO/NPOを支援し、育成していくべきです。

その観点から、在外公館によるNGO/NPOの支援も重要です。外務省において在外公館に配置しているODAの担当官や官民連携パートナーシップを活用し、現地で活躍する日本のNGO/NPOとの連携を強化していくべきです。

○ NGO/NPO側としても、情報の共有、課題の明確化、協力体制の強化などを行うため、関係各省における各種制度も活用しつつ、自らネットワーク化を推進して連携の強化に取り組むことが望まれます。このため、関係各省においては、このようなネットワーク化の動きについても引き続き積極的に支援していくべきです。

○ 開発途上地域の持続可能な開発の実現にあたって、企業や産業界などの民間部門の果たす役割も注目されているところであり、企業の社会的責任（CSR）の視点からNGO/NPOと企業等とのパートナーシップ構築も始まってきていることから、連携構築の支援も、NGO/NPO、企業、行政間の連携なども対象にして、連携強化を図るべきです。

## IV その他

### 1. 各府省における環境配慮の方針に係る取組状況

環境配慮の方針については、平成17年度（2005年度）以降はすべての府省等において策定されています。

環境配慮の方針が対象としている範囲については、「通常の経済活動の主体としての活動分野」はすべての府省等が対象としており、13府省等では「環境に関わる政策分野」も環境配慮の方針の対象としています。今後、すべての府省等が当該分野も対象としていくことが望まれます。

一方、環境配慮の方針の進捗状況についての点検の仕組み、点検結果の公表及び点検結果を施策等に反映させる仕組みについては、方針上これらが明文化されている府省等の数が前回調査時より増加しており、取組が進んでいることが分かります。

さらに、効果的・効率的に環境配慮の方針の推進を図るために、PDCAサイクルに基づく仕組みを一層強化していくことが望まれます。

調査対象とした関係府省等	16府省等 (内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)
「環境配慮の方針」の策定状況	調査を行った全16府省等で策定 ※策定府省等の推移 平成14年度:5省等                      平成16年度:15府省等 平成15年度:11府省等                平成17年度以降:16府省等
「環境配慮の方針」が対象としている範囲	・調査を行った全16府省等が、「通常の経済活動の主体としての活動分野」を対象としている。 ・13(13)府省等が、「環境に関わる政策分野」も対象としている。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検の仕組み	・調査を行った全16府省等が、点検の仕組みを明文化している。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検結果の公表	・12(11)府省等が点検結果の公表を明文化している。 ・4(5)省等が明文の規定はないが、事実上公表している。
点検結果を施策等に反映させる仕組み	・14(13)府省等で点検結果を施策等の見直し、改善等に反映させる仕組みを明文化している。 ・2(2)省等は点検結果を反映させる明文の規定はないが、事実上反映させている。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての平成21年度点検の実施 ※主に平成20年度における進捗状況を点検するために実施されるもの	・調査を行った全16府省等が、年度内の自主的な点検を実施予定。(一部の府省等では既に実施済み。)

(注)表中の括弧内の数字は、前回の調査における該当府省等の数

## 2. 国民及び地方公共団体に対するアンケート調査結果の概要

環境省は、毎年、全国の20歳以上の成人約2,000人を対象にした調査「環境にやさしいライフスタイル実態調査」及び全ての地方公共団体を対象とした調査「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」のアンケート調査を行っています。標本誤差等も踏まえ、中央環境審議会においてこれらの調査結果を分析したところ、以下に示すような傾向が明らかになっています。

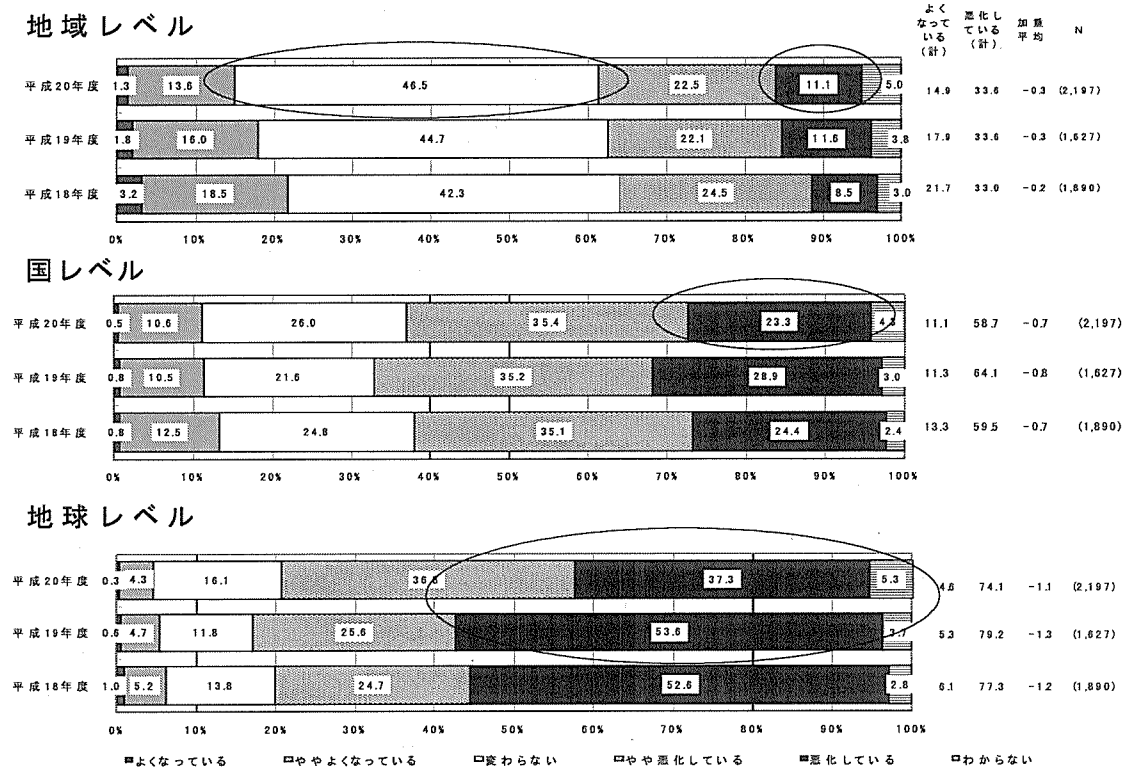
環境問題の解決には、国民及び地方公共団体の果たすべき役割は大きく、今後はこれらの傾向を踏まえた環境施策を講じる必要があります。

### <環境にやさしいライフスタイル実態調査結果の概要>

- 現在の環境の状況については、地球レベルでの悪化を実感している国民の割合が高く、国レベル、地域レベルと身近になるにつれ割合は低下しています。地球環境について、平成20年度（2008年度）は、「悪化している」の割合が15%以上低下しているものの、「悪化している」及び「やや悪化している」の合計は前年度から大きな変化はありません。

また、地域レベルの環境について、「変わらない」との回答が半数近くを占めています(図1)。

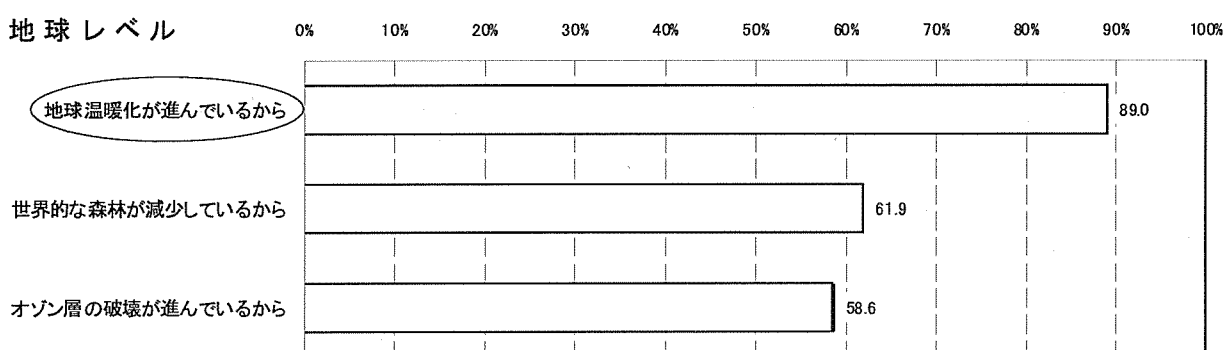
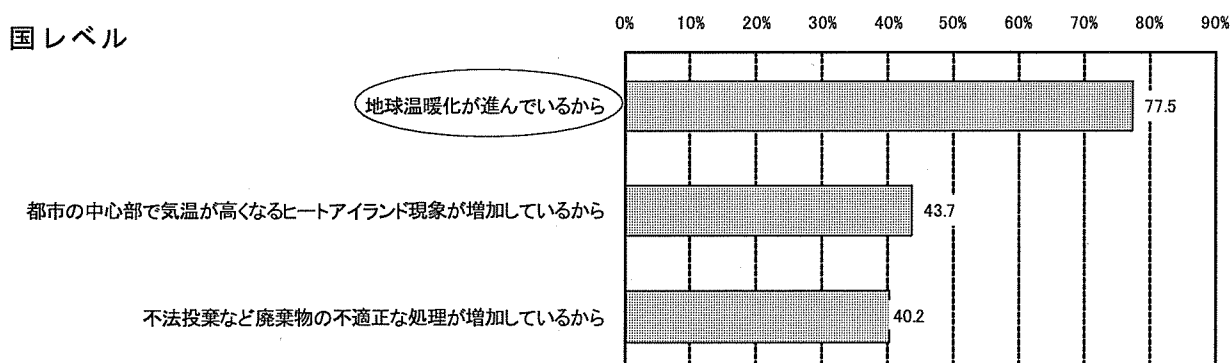
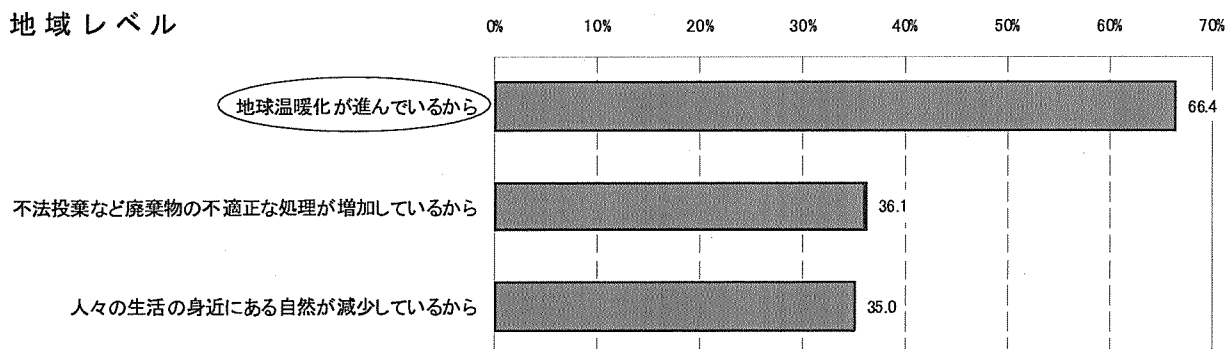
(図1) 環境の状況についての実感 出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(環境省)



注)この項の加重平均は、「よくなっている」に2点、「ややよくなっている」に1点、「変わらない」に0点、「やや悪化している」に-1点、「悪化している」に-2点を与えて算出した。

- 地球レベル、国レベル及び地域レベルのそれぞれについて、環境の状況が「悪化している」又は「やや悪化している」という回答をした者の回答理由については、各レベルにおいて「地球温暖化が進んでいるから」が最も多くなっています（図2）。

（図2）環境悪化を実感する理由（上位3位） 出典）環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成20年度調査、環境省）

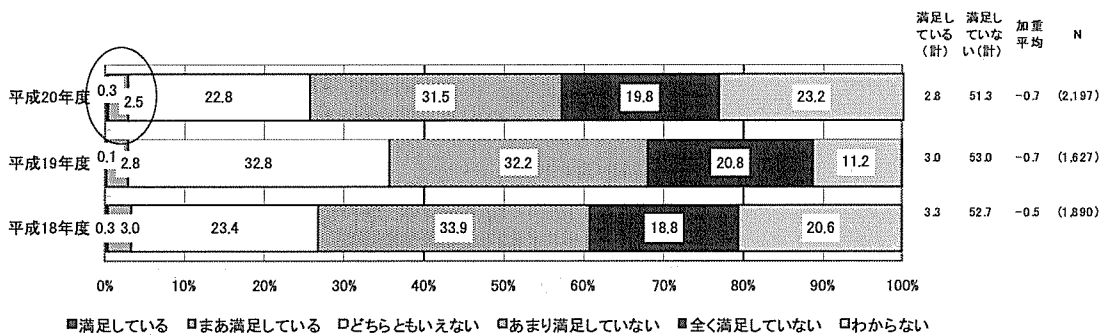




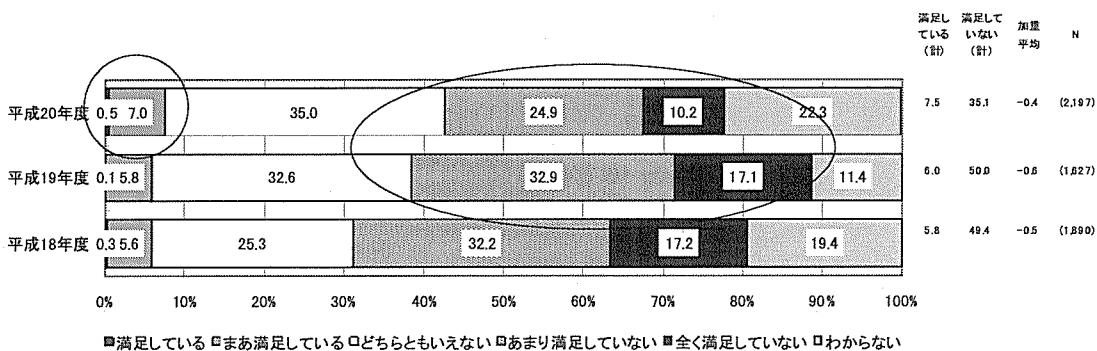
○ 平成20年度（2008年度）調査結果において、国が行っている環境行政の満足度（「満足している」及び「まあ満足している」と答えた人の合計）は約3%にとどまり、平成19年度（2007年度）調査結果と同様、国民の環境行政に対する満足度は低くなっています（図3）。

一方で、地方公共団体が行っている環境行政の満足度については約8%でしたが、満足していない者の割合（「あまり満足していない」及び「全く満足していない」と答えた人の合計）は、平成19年度（2007年度）は半数を占めていたのに対し、平成20年度（2008年度）は35%程度まで減少しております（図4）。

（図3）国が行っている環境行政への評価 出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(環境省)



（図4）地方公共団体が行っている環境行政への評価 出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(環境省)

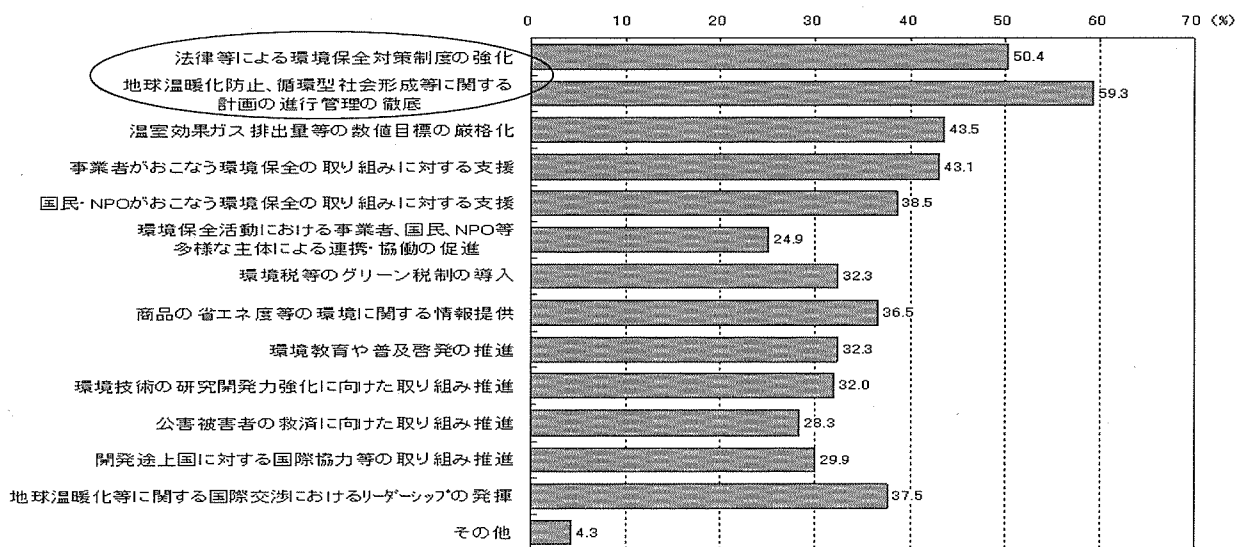


注)この項の加重平均は、「満足している」に2点、「まあ満足している」に1点、「どちらともいえない」に0点、「あまり満足していない」に-1点、「全く満足していない」に-2点を与えて算出した。

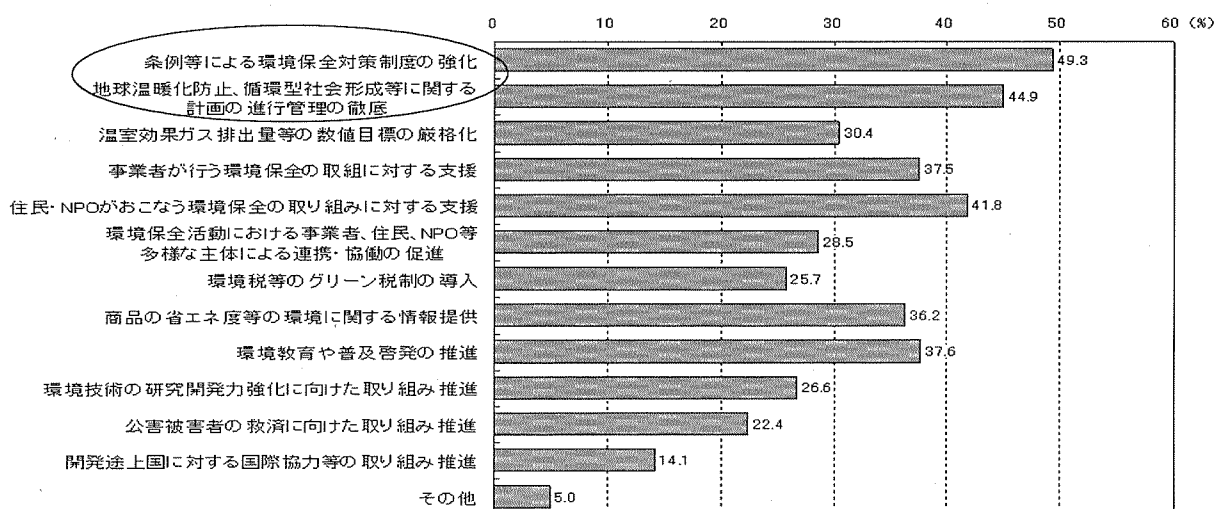
○ 国及び地方公共団体が行っている環境行政に対する満足度の低さを踏まえ、今後、環境行政が求めることについて調査したところ、国及び地方公共団体の双方について、概ね半数の人が、「法律（条例）等による環境保全対策制度の強化」及び「地球温暖化防止、循環型社会形成等に関する計画の進行管理の徹底」といった、総合的な環境行政の推進を求めていることが分かりました。また、国については、ほぼ全ての項目について、概ね3割以上の人が、「今後求めること」に挙げており、環境保全上いまだ多くの課題を抱えていること、さらに、国民の環境への関心が高まっていることが窺えます（図5及び図6）。

国及び地方公共団体においては、引き続き、このような国民の環境に関する問題意識を真剣に受け止め、環境行政を強化すべきです。その際、国民の関心に対応した情報の提供、国民のニーズの的確な把握、様々な主体に対し、環境保全活動を行うよう呼びかけ、支援すること等により、国民とのコミュニケーションと連携を強化すべきです。

（図5）国に対して今後求めること 出典）環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成20年度調査、環境省）

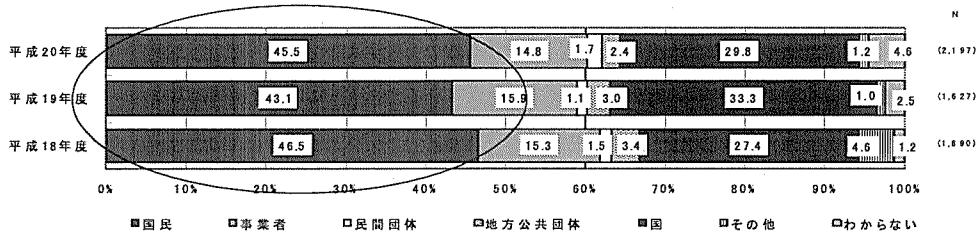


（図6）地方公共団体に対して今後求めること 出典）環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成20年度調査、環境省）



- 環境保全に重要な役割を担う主体は国民であると考えている国民の割合は、約半数となっており、国（約30%）及び事業者（約15%）を大きく上回っています。国民の環境保全に対する意識の高さが窺えます。なお、この傾向は、過去3年で大きな変化はありません(図7)。

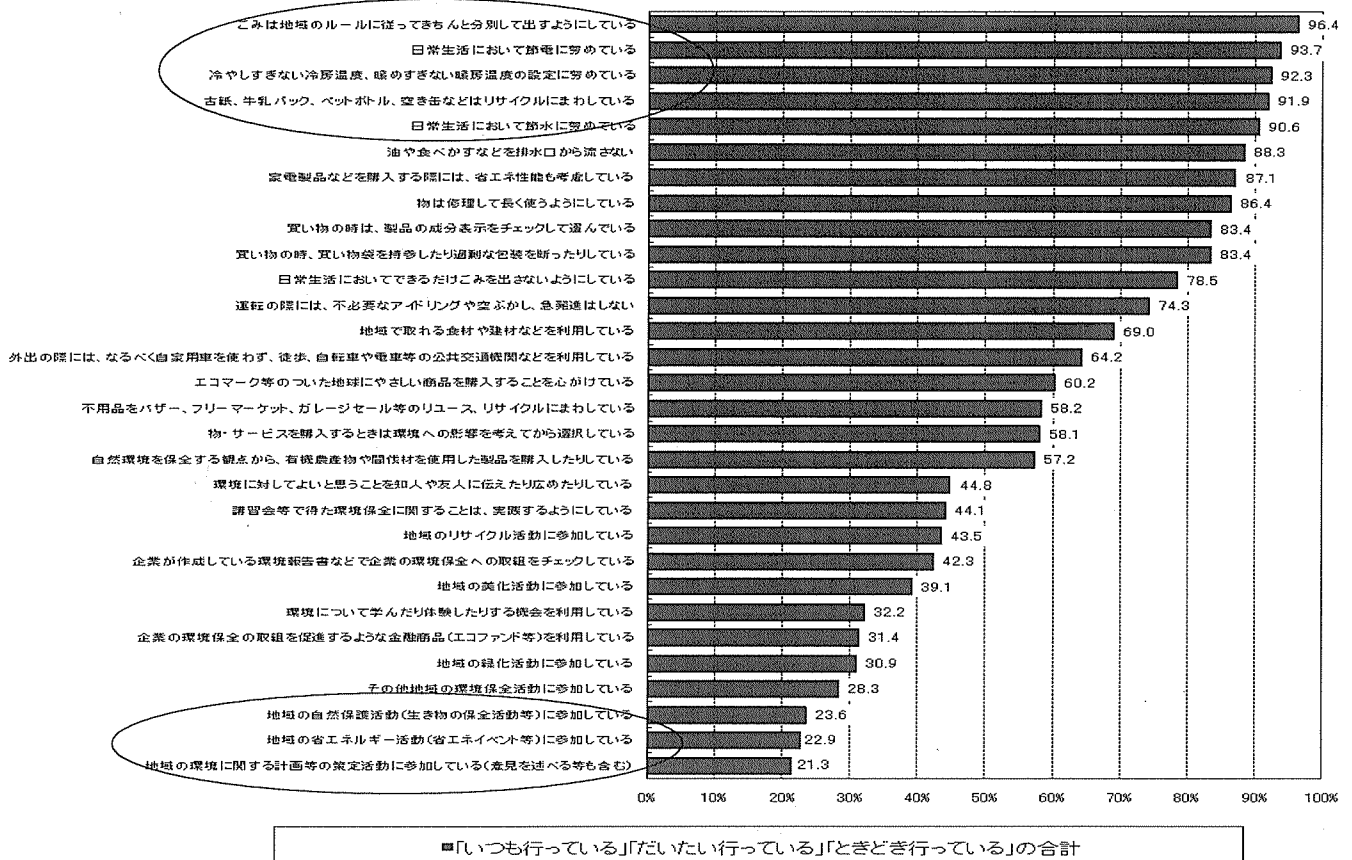
(図7) 環境保全に最も重要な役割を担う主体 出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(環境省)



- 環境保全行動の実態について見ると、「ゴミの分別」、「節電・節水」、「リサイクル」等個人で対応できる行動や家庭内の工夫により対応が可能な行動の実行率が高いことが分かります。一方で、「地域の環境に関する計画等の策定活動」、「地域の省エネルギー活動」、「地域の自然保護活動」等地域における環境保全のための取組の実行率は概ね低くなっています(図8)。

実行率が低い取組については、これらを向上させるための施策を推進していく必要があります。

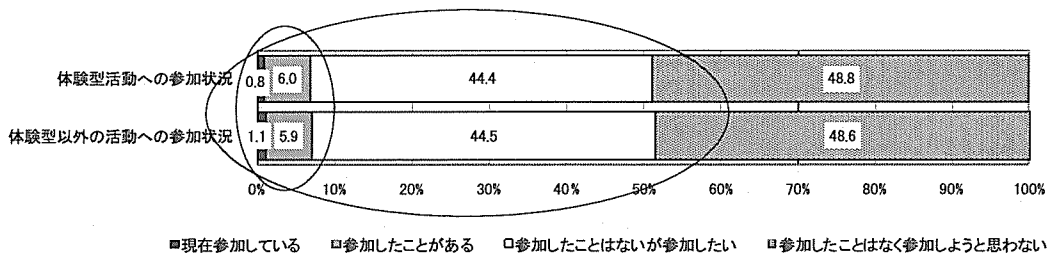
(図8) 環境保全行動の実施状況 出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成20年度調査、環境省)



- 国民の環境教育・環境学習活動への参加率（「現在参加している」及び「参加したことがある」の合計）は、体験型、体験型以外を問わず10%に満たない状況ですが、「参加したい」という意向を持つ人の割合を合わせると、50%を超えます（図9）。

環境教育・環境学習活動への国民のニーズを、参加に結びつけるための情報や機会の提供、環境教育・環境学習に係る人材育成等の施策が、引き続き必要と考えられます。

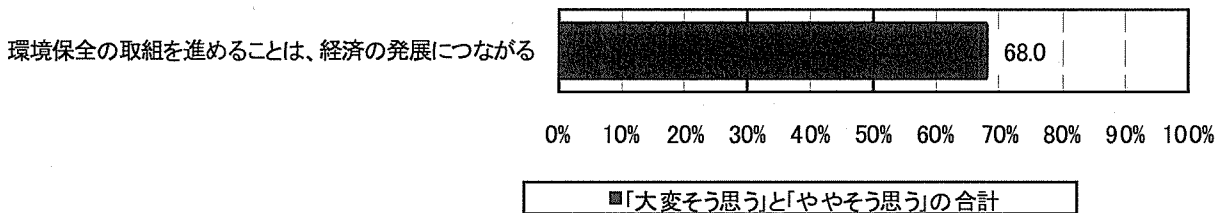
（図9）環境教育・環境学習への参加状況 出典）環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成20年度調査、環境省）



- 国民の70%近くが環境保全に取り組むことが経済発展につながるという認識を持っています（図10）。

今後とも、このような国民の意識を踏まえ、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」を生み出していく必要があります。

（図10）環境問題への取組に対する考え方 出典）環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成20年度調査、環境省）



<環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査結果の概要>

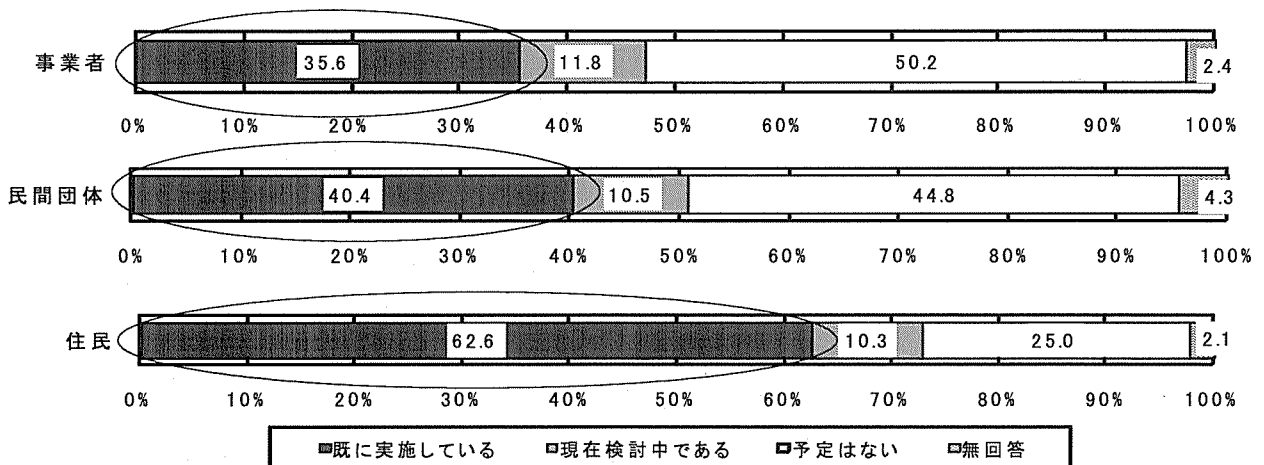
○ 環境保全活動について、事業者及び民間団体との連携・協働に取り組んでいる地方公共団体は全体の40%程度、住民との連携・協働に取り組んでいる地方公共団体は全体の60%程度となっています(図11)。

また、民間団体に対する支援・育成に取り組んでいる地方公共団体は全体の30%程度となっています(図12)。

パートナーシップ社会の構築に向けて、事業者や民間団体との連携・協働の仕組みづくりや民間団体へ支援の強化が、引き続き求められます。

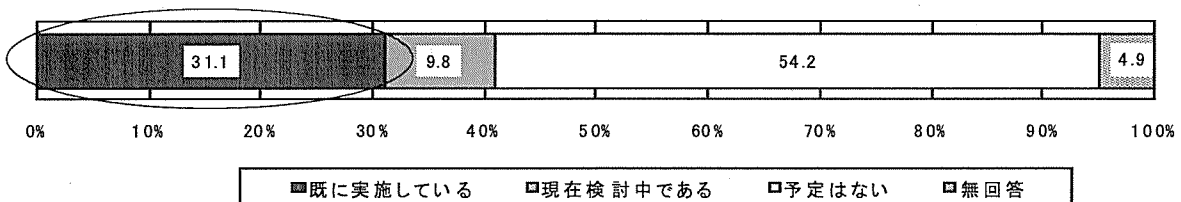
(図11) 事業者・民間団体・住民との連携・協働の実施状況

出典)環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成20年度調査、環境省)



(図12) 民間団体に対する支援・育成の実施状況

出典)環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成20年度調査、環境省)



- 住民の環境保全への取組促進のために地方公共団体が行っている施策について、特に進んでいる取組は、「ごみのポイ捨てを禁止」、「リサイクル活動」、「コンポストの購入」、「野外焼却の禁止」、「合併処理浄化槽の個人設置」等環境負荷の低減に係る取組です。また、最も多く採用されている手法は「普及・啓発」となっています（図13）。

引き続き、地方公共団体ごとに様々な取組の内容や手法を検討し、地域の実情に応じた適切な環境保全への取組を進めていくことが望まれます。

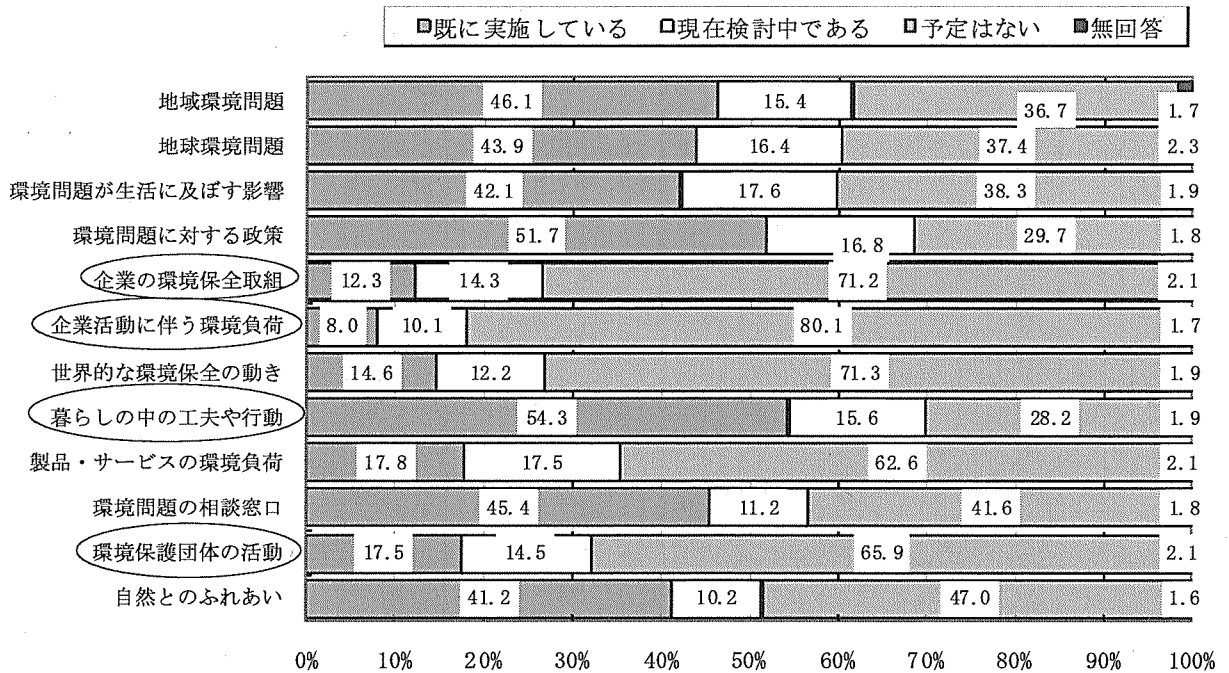
（図13）住民に対する取組促進施策の実施率（％）

項目	規制的手法	支援・誘導	普及・啓発
(1) ごみのポイ捨てを禁止	41.9	1.9	48.4
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	2.9	0.6	34.5
(3) 余暇における自然とのふれあい	0.5	2.5	34.0
(4) リデュース活動	4.7	8.3	75.7
(5) リユース活動	3.3	8.8	76.1
(6) リサイクル活動	5.9	29.0	57.4
(7) リサイクル商品の購入	0.8	2.6	51.4
(8) エコマーク商品の購入	0.4	0.8	56.1
(9) 省エネ型家電の購入	0.2	1.0	53.2
(10) 環境配慮型商品の購入	0.8	1.3	51.9
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	1.5	8.3	73.7
(12) 節水の促進	0.3	1.6	69.7
(13) 洗剤使用の適正化	0.3	0.6	42.6
(14) コンポストの購入	7.1	61.0	11.4
(15) 野外焼却の禁止	21.8	2.7	70.1
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	11.8	56.8	11.8
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	5.0	24.4	40.0
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	1.9	19.4	27.0
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	0.1	1.3	21.2
(20) 公共交通機関の利用	0.5	7.1	48.3
(21) アイドリングの禁止	4.2	1.0	61.7
(22) 低公害車の導入	0.8	3.9	39.2
(23) 環境NPOへの活動参加	0.3	4.9	28.0
(24) 環境教育・環境学習の実施	0.9	14.0	55.4
手法別平均実施率	4.9	11.0	47.5

出典)環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成20年度調査、環境省)

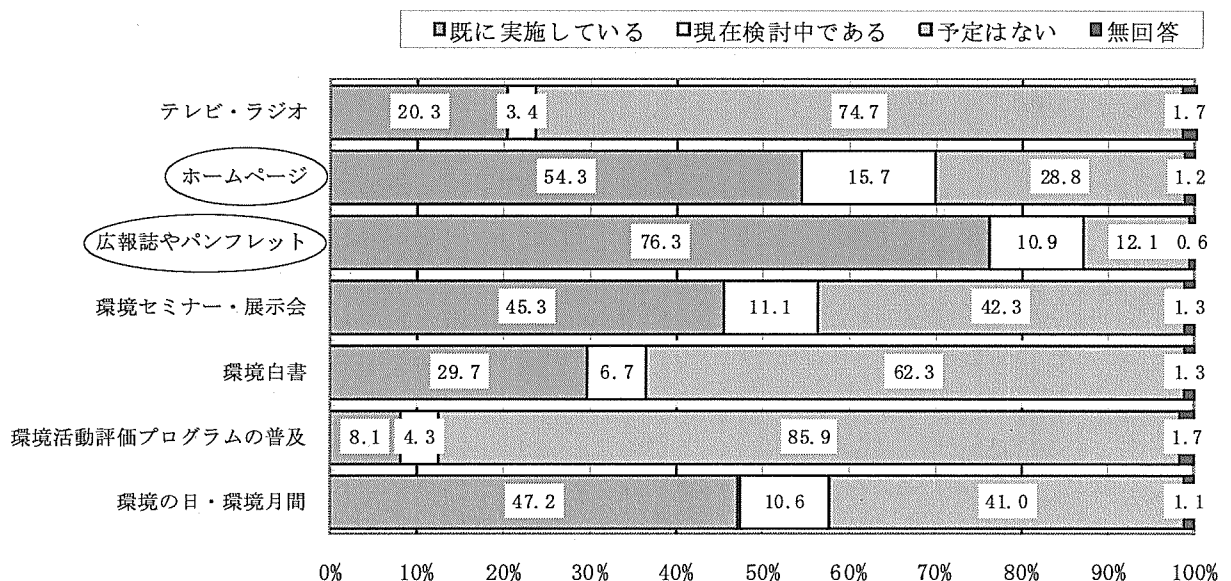
- 地方公共団体が住民等に提供している環境情報は、「暮らしの中の工夫や行動」が多く、企業関連情報や環境保護団体の活動状況に関する情報の提供の実施率は低くなっています(図14)。

(図14) 住民等に提供している環境情報 出典)環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成20年度調査、環境省)



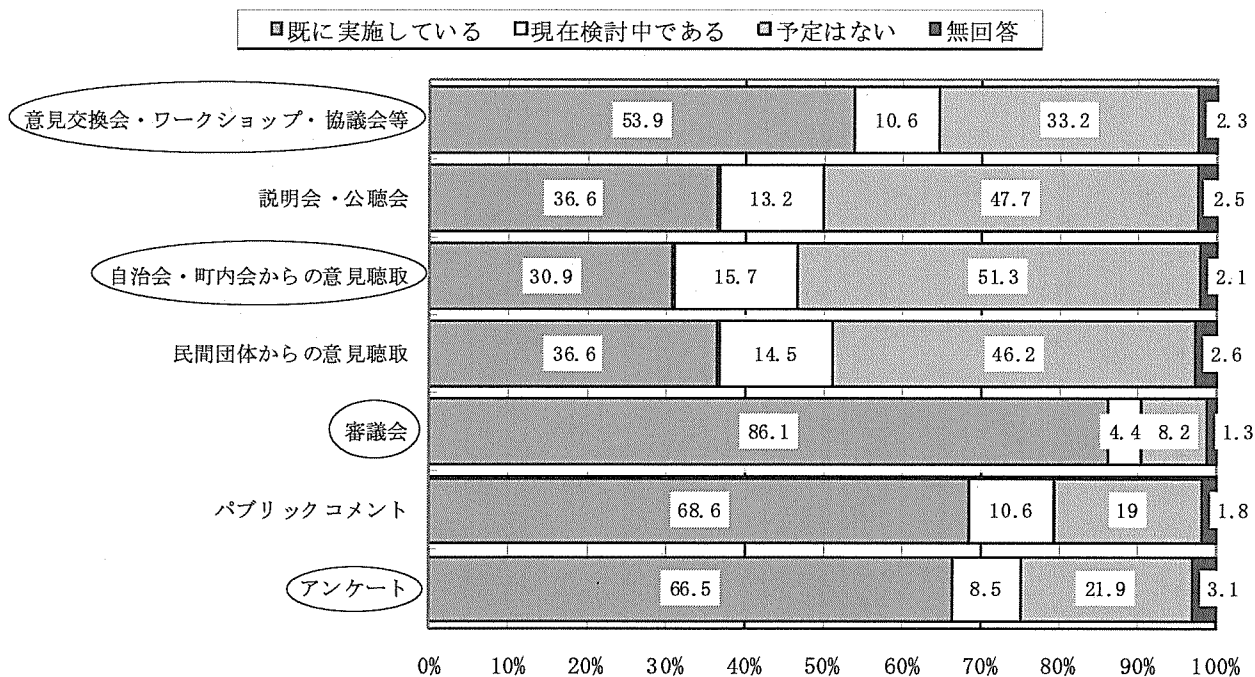
- 住民等への情報提供の方法は「広報誌やパンフレット」が最も多く、次いで「ホームページ」による情報提供が進んでいます(図15)。
- 様々な主体に対する情報提供を念頭に置いた、提供する情報の内容や情報提供の方法の多様化が望まれます。

(図15) 情報提供の方法 出典)環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成20年度調査、環境省)



- 環境保全施策推進過程における住民意見の取り入れについて、最も多く採用されている方法は「審議会」ですが、「自治会・町内会からの意見聴取」、「アンケート」、「意見交換会・ワークショップ・協議会等」等、様々な方法が採用されています(図16)。
- 今後とも、環境保全施策の推進に当たり、様々な方法で住民意見が取り入れられることが望まれます。

(図16) 住民意見の取り入れ方法 出典)環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成20年度調査、環境省)





参 考 (各調査対象の属性等)

**環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」**

インターネットを用い、全国の20歳以上の成人男女を対象に平成21年(2009年)2月27日～3月5日を調査期間として実施し、2,197人の回答を得た。

<回答者属性( )内%>

(1)性別

男性	女性
1149 (52.3)	1048 (47.7)

(2)年齢別

20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
446 (20.3)	460 (20.9)	471 (21.4)	445 (20.3)	311 (14.2)	64 (2.9)

(3)職業別

農林漁業	商工販売 サービス	自由業	会社役員・ 会社経営	会社員	公務員	団体職員	学生
28 (1.3)	131 (6.0)	60 (2.7)	42 (1.9)	793 (36.1)	122 (5.6)	33 (1.5)	66 (3.0)

パート ・アルバイト	専業主婦	無職	その他
249 (11.3)	391 (17.8)	215 (9.8)	67 (3.0)

(4)地域別

北海道・東北	関東	北陸	中部	近畿	中国・四国	九州
384 (17.5)	623 (28.4)	91 (4.1)	272 (12.4)	283 (12.9)	264 (12.0)	280 (12.7)

(5)都市規模別

政令指定都市	人口10万人 以上の市	人口10万人 未満の市	町村
570 (25.9)	875 (39.8)	491 (22.3)	261 (11.9)

**環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」**

全ての地方公共団体(1,851団体:47都道府県、17政令指定都市、1,787市区町村)を対象として、平成21年(2009年)2月20日～3月29日を調査期間として調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式により調査を実施した。期間内に1,450団体から回答が寄せられた(有効回収率78.3%)。

総数	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
発送数	1,851団体	47団体	17団体	1,787団体
有効回収数	1,450団体	47団体	17団体	1,386団体
有効回収率	78.3%	100.0%	100.0%	77.6%
回収構成比率	100.0%	3.2%	1.2%	95.6%

### 3. 予防的な取組方法の考え方に基づく施策のフォローアップの結果について

環境基本計画において予防的な取組方法の考え方<sup>\*1</sup>に基づいて対策を進めることとして  
いる各施策について、環境省においてその取組状況を調査しました。

その結果は以下のとおりであり、温室効果ガス排出削減の中期目標の発表や環境大臣に  
よる長期目標達成に向けたビジョンの発表、化審法改正を受けた化学物質の安全性評価や  
管理等を始めとした環境行政の各分野において、予防的な取組方法の考え方に基づく施策  
等が進められております。

今後も、引き続きこれらの施策を推進すべきです。

以下、環境基本計画第二部第2章の環境保全施策の体系に沿って、環境基本計画におけ  
る予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述<sup>\*2</sup>、予防的取組を実施しないことによる  
被害の大きさ、各施策の概要及び施策の進捗状況等を報告します。

※1 予防的な取組方法の考え方の定義は様々であり、使用される用語も異なるが、国際連合環境開発会議(地球サミット)における  
リオ宣言の第15原則が最も広く合意された記述であるという点は概ね共通している。

＜リオ宣言第15原則＞

環境を保護するためには、予防的な取組方法が各国の能力に応じてそれぞれの国で広く適用されなければならない。重大ある  
いは取り返しのつかない破壊が発生するおそれがある場合には、科学的確実性が十分でないという理由で環境劣化を予防するた  
めに費用対効果の高い手法を適用することを延期すべきではない。

※2 各項目における＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞中の括弧による記述は、文意を補  
足するため環境基本計画本文に書き加えたものです。

#### (1) 環境問題の各分野に係る施策

##### ア 地球環境の保全

###### ＜地球温暖化問題に対する取組＞

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

地球温暖化は極めて深刻かつ不可逆的な影響をもたらすおそれがあることから、  
予防原則に基づいて対策を進めることが必要です。このような観点から、国内及  
び国際的な長期的対策に関する検討を進めます。

＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

これまでに公表されてきた様々な研究成果のうち、例えば、平成19年(2007年)  
に取りまとめられたIPCC第4次評価報告書では、気候システムの温暖化には  
疑う余地がなく、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは  
人為起源の温室効果ガス濃度の観測された増加によってもたらされた可能性が非  
常に高いとしています。この報告は、温室効果ガスの排出が現在以上の速度で増  
加し続けた場合、21世紀にはさらなる温暖化がもたらされ、世界の気候システム  
に多くの変化が引き起こされるであろうということや、極端な気象現象の頻度と  
強度の変化及び海面水位上昇は、自然及び人間システムに、主として悪影響を及  
ぼすこと等を予想しています。

< 施策の概要 >

(ア) 平成21年(2009年)8月、環境大臣は、「地球環境の危機を回避するためには世界全体の平均気温の上昇が2℃を超えないようにすべきであり、そのためには温室効果ガス排出量を2050年までに全世界で少なくとも半減、先進国全体では80%またはそれ以上削減する」とされたG8ラクイラ・サミットの成果等を受け、我が国が2050年までに温室効果ガスを80%削減することは可能であり、達成すべきであるとの考えを示し、国民への問題提起を行うため、「温室効果ガス 2050年80%削減のためのビジョン」を発表しました。

(イ) 気候変動の問題は、その影響が世界全体にわたり、長期間の国際的な取組を必要とするものです。

I P C Cにおける議論を踏まえ、先進国は、率先して排出削減に努める必要があります。鳩山内閣総理大臣は、平成21年(2009年)9月の国際連合気候変動首脳会合において、長期の削減目標を定めることに積極的にコミットしていくとともに、中期目標についても、温暖化を止めるために科学が要請する水準に基づくものとして、1990年比で言えば2020年までに25%削減を目指すことを表明しています。しかし、我が国のみが高い削減目標を掲げても、気候変動を止めることはできないことから、世界のすべての主要国による、公平かつ実効性のある国際枠組みの構築が不可欠であり、すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意が、我が国の国際社会への約束の「前提」となります。

また、この会合において、併せて鳩山内閣総理大臣から示された「鳩山イニシアティブ」に沿って、温室効果ガスの排出削減に意欲的に取り組む途上国や、気候変動に特に脆弱な途上国や島嶼国の適応対策のための資金的、技術的な支援について国際社会に問うていきます。公平かつ実効性のある新たな一つの約束作成に向け、今後このイニシアティブを具体化する中で、U N F C C C - C O P 15の成功のために尽力していきます。

一方、国内の排出削減対策については、低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月閣議決定)において、世界の温室効果ガス排出量半減に向け、我が国の温室効果ガス排出量を2050年までに現状比で60~80%削減するとの長期目標をはじめ、低炭素社会実現に向けた取組を行うこととしています。

(ウ) 地球環境保全のための予防的な政策に資する研究を競争的研究資金により支援しています。

(エ) 農林水産施策においては、平成19年(2007年)6月に策定した農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づき、京都議定書の6%削減約束の達成に貢献するための森林吸収源対策、バイオマスの利活用の推進や施設園芸・農業機械等の省エネルギー対策等の地球温暖化防止策を推進しています。

(オ) 気候変動に伴う河川環境における外力の変化については予測値に大きな幅が存在するため、各流域や沿岸域において調査・観測してきた雨量、水位、流量、潮位、波高、水質、流出土砂量、河道形状、生物、被災状況等のデータを活かして

外力の変化をモニタリングします。その結果はデータベース化し、適応策の検討に反映するとともに公表します。

＜施策の進捗状況等＞

(ア) 平成21年（2009年）8月に環境大臣が自らの見解として発表した「温室効果ガス 2050年80%削減のためのビジョン」の中では、削減を実現するための対策や政策的手法が示されました。今後、我が国が世界に先駆けて低炭素社会を構築し、環境技術で国際的優位性を確保するとともに、先進国として地球全体の問題に責任を果たすため、我が国の将来目標や対策・施策のあり方について、国民全体での議論を進めます。

(イ) 「低炭素社会づくり行動計画」に基づき、①革新的技術の開発、既存先進技術の普及（太陽光発電世界一奪還や次世代自動車の大幅な普及等）、②国全体を低炭素化へ動かす仕組みの導入・実施（平成20年（2008年）10月からの国内排出量取引制度の試行的実施、税制の抜本改革の検討にあわせた環境税の取扱いを含めた税制全般の横断的見直し、税制のグリーン化の推進）、③地方、国民による取組の支援等を推進しています。なお、平成21年（2009年）9月の国際連合気候変動首脳会合において、鳩山内閣総理大臣から、長期の削減目標を定めることに積極的にコミットしていくべきとの考えとともに、中期目標として1990年比で言えば2020年までに25%削減を目指すことを表明しており、国内排出量取引制度や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、地球温暖化対策税の検討をはじめとして、あらゆる政策を総動員して実現を目指していく旨、表明されたところです。平成21年（2009年）12月のUNFCCC-COP15における、米中印を含むすべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築を目指すため、国際連合の下の特別作業部会における議論や、G8サミットを含む多数国間会合、各種二国間会合を通じて、2050年までに世界全体の排出量を少なくとも半減させるとの長期目標の共有、先進国の公平な国別総量目標の設定、途上国へのセクター別の技術移転の促進による実質的な排出削減等の我が国の主張について各国の理解を深め、その成果を国際連合の下での議論へ適切に反映させてきたところです。

(ウ) 環境省による地球環境研究総合推進費戦略的研究プロジェクトS-3「脱温暖化社会に向けた中長期的政策オプションの多面的かつ総合的な評価・予測・立案手法の確立に関する総合研究プロジェクト」（研究期間：平成16年度（2004年度）～平成20年度（2008年度））では、バックキャスト手法を用いて、我が国が、2050年までにCO<sub>2</sub>の排出量を1990年比で70%削減し、豊かで質の高い低炭素社会を構築することは可能であることが示され、70%削減を現実のものとするための具体的な12の方策が提案されました（平成19年（2007年）2月及び平成20年（2008年）5月に公表）。その研究成果の一部は、中長期目標設定等の検討に貢献しました。また、今年度から開始されたS-6「アジア低炭素社会に向けた中長期政策オプションの立案・予測・評価手法の開発とその普及に関する総合的研究」（研究期間：平成21年度（2009年度）～平成25年度（2013年度））では、バックキャスト

ング手法を用いて、アジア低炭素社会への政策ロードマップの策定・提案とその普及を行う研究が開始されています。

(イ) 農林水産分野においては、平成20年（2008年）7月に改定した農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づく地球温暖化防止策が推進されています。具体的には、

- ① 森林吸収源対策
- ② 省エネルギー対策
- ③ 温室効果ガス排出削減に国民の意識を誘導する省CO<sub>2</sub>効果の表示
- ④ 排出量取引やカーボンオフセットにおけるクレジットの創出に向けた取組
- ⑤ 農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用に向けた取組

などを強力に進めているところです。

また、バイオマスの利活用の推進については、①農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）の運用、②バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減等の措置、③食料と競合しない日本型バイオ燃料生産拡大対策、④バイオマスタウン構築の加速化（平成21年（2009年）7月末現在217地区が公表）、⑤バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）の運用などの取組が進められています。

(ウ) 河川環境に関して、これまで気候変動の影響を判断できるデータや知見が少なく、地球温暖化による河川環境の変化を把握、予測することは困難な状況です。河川環境の変化と気候変動の関係を分析し適切な河川管理に努めていくため、引き続き知見やデータの蓄積を図るモニタリングを強化します。

## 《オゾン層保護対策》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

オゾン層破壊は、長期的な環境問題であり、地球規模の深刻な影響が懸念されていることから、科学的知見の充実を図りながら、予防的見地に立って着実に対策を進めます。

＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

紫外線（UV-B）は、核酸などの重要な生体物質に損傷をもたらし、皮膚がんや白内障の増加、免疫抑制など人の健康に影響を与えるほか、陸域、水圏生態系に悪影響を及ぼします。特に極緯度地域では、成層圏オゾン層の破壊により有害な紫外線（UV-B）の地上への照射量が増大し、これらの悪影響の増加が懸念されます。

＜施策の概要＞

フロンなどの大気放出は、人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれのあるオゾン層破壊を生じさせる可能性があるため、これら物質の放出を規制する予防措置をとることにより、オゾン層を保護することが必要です。このため、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」及びこれを実施するための特定物質の

規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）に基づき、オゾン層の状況、オゾン層破壊物質等の大気中濃度等について監視するとともに、生産及び輸出入の規制を行います。さらに、既に市中に出回っている冷蔵・冷凍・空調機器等からオゾン層破壊物質であるフロン類の回収・破壊を特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収・破壊法」という。）等関連法に基づき進めています。

#### < 施策の進捗状況等 >

オゾン層の状況、オゾン層破壊物質等の大気中濃度等の監視結果に関する年次報告書を取りまとめ、公表しています。また、フロンなどの生産及び輸出入を規制しています。さらに、フロン類の回収・破壊を一層促進するため、平成19年（2007年）10月から改正フロン回収・破壊法を施行し、整備時におけるフロン類の回収義務の追加や行程管理制度（書面によるフロン類の捕捉制度）を導入しています。

### 《 酸性雨等に係る対策 》

#### < 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

酸性雨は、大気環境への負荷が生態系などに影響を及ぼすおそれのある問題であり、その長期的影響には未解明な点も多いことから、科学的知見の充実を図りながら、予防的見地に立って対策を進める必要があります。

#### < 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

酸性雨による影響は、長期継続的なモニタリング結果によらなければ把握しにくく、また、湖沼や土壌の緩衝能力が低い場合には一定量以上の酸性物質の負荷の集積により急激に影響が発現する可能性があること等から、森林、土壌、湖沼などの生態系への影響等が国内で把握されることなく進行することが懸念されます。

#### < 施策の概要 >

酸性雨による被害の未然防止等を目的として、越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリング（湿性沈着、乾性沈着、土壌・植生、陸水）を継続的に実施します。東アジア地域における酸性雨問題に関する地域協力体制の確立を目的とし、我が国のイニシアティブにより稼働したE A N E Tの活動を推進します。

#### < 施策の進捗状況等 >

越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリングを確実に実施しており、平成21年（2009年）3月に平成15年度（2003年度）から平成19年度（2007年度）までのモニタリング結果を取りまとめています。国際的には、東アジア地域におけるE A N E Tの活動を支援するとともに、その活動の発展（「酸性雨」から「地域大気汚染」へのスコープ拡大等）を目指しています。

## イ 大気環境の保全（地球規模の大気環境を除く。）

### 《都市における良好な大気環境の確保に関する取組》

#### ＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

（都市における良好な大気環境の確保に関する）取組の実施に当たっては、我が国のこれまでの都市環境に係る経験や知見を十分踏まえ、良好な大気環境の実現を確実なものとしていくために、予防的な取組方法に留意しつつ進めます。

#### ＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

有害大気汚染物質は、低濃度であっても長期的な摂取により、発がん性等の健康リスクをもたらすおそれのある物質ですが、健康リスク評価に係るデータについては、科学的信頼性に制約があります。

#### ＜施策の概要＞

有害大気汚染物質については、予防的な取組として、アクリロニトリル等一部の物質について健康リスク評価を実施し、環境目標値の設定等が行われています。

#### ＜施策の進捗状況等＞

有害大気汚染物質に係るリストを作成し、行政においてこれらの物質の有害性、大気環境濃度等に関する基礎的情報整理に努めるとともに、事業者等が自主的に排出抑制に努めるための指針値をアクリロニトリル等の7物質について設定しました。

## ウ 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策

### 《物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組》

#### ＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策＞

平成24年（2013年）までに東アジア地域における循環型社会ビジョンの策定を図っていくなど、将来的には、予防的な取組方法といった国際的な原則を踏まえつつ、循環資源をめぐる国際的なルール・枠組みづくりへの貢献を目指します。

#### ＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分によって、人の健康及び環境に対する損害が発生する可能性があります。

例えば中国のリサイクル活動が盛んな地域では、電気電子機器廃棄物（E-waste）の環境上不適正な処理により、米の重金属含有量や子供の血中鉛濃度が他地域に比べ高いことが指摘されています。しかし、この損害の程度については不確実性があります。

#### ＜施策の概要＞

廃棄物に有害物質が含まれる場合にもたらされる人の健康や環境への影響につ

いての不確実性も踏まえつつ、経済発展に伴って廃棄物量の増加や質の多様化が見られるアジアにおける循環型社会の形成に向けて、各国の能力開発支援、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）による有害廃棄物の適正管理の取組等を行うとともに、G8における「3R（リデュース、リユース、リサイクル）イニシアティブ」等を通じ国際的な連携を進めます。

#### < 施策の進捗状況等 >

アジア各国のバーゼル条約担当官を集めたワークショップの開催や、E-wasteの環境上適正な管理のためのプロジェクトの実施等廃棄物等の適正な輸出入及び管理に向けた取組を実施しました。なお、資源循環をめぐる国際的なルール・枠組みづくりについては、アジアの資源循環の状況に関する知見の充実、アジア多層的なステークホルダーとの対話や認識の共有を図りつつ、将来的に取り組んでいく課題と考えられます。

### エ 化学物質の環境リスクの評価・管理等に係る施策

#### 《 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組及び化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策 》

##### < 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

- ・ 国内外のリスク評価の結果等、入手可能な情報を最大限活用し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある物質について、製造、使用、排出の制限や自主管理、公的主体による社会資本整備等、多様な手法を駆使したベストミックスによる対策を推進します。その際、化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクの低減や予防的取組方法の観点に立つとともに、代替物質の環境リスクも考慮し、様々なばく露・影響の可能性に配慮した総合的な対策を講じます。
- ・ 予防的な取組方法の考え方を踏まえながら、最新の科学的知見に基づき化学物質の環境リスクを適切に評価して管理することを基本として、前章（第三次環境基本計画第2部第1章）第5節に示した諸施策（上の・に記した施策）を中心に、次のような施策を推進します。

- （1）化学物質の環境中の残留実態の把握等
- （2）化学物質のリスク評価
- （3）化学物質のリスク管理
- （4）化学物質に関するリスクコミュニケーション
- （5）国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応
- （6）国内における毒ガス弾等における対策

（各項本文は省略）

##### < 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

化学物質の中には、その製造、輸入、使用等の段階で適切な管理が行われない場



合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

#### <施策の概要>

(ア) 化学物質の中には、毒性の閾値の設定や環境リスクの定量的評価が困難なものがありますが、環境汚染を通じた人の健康被害及び動植物の生息・生育への支障を未然に防止するため、審査・規制制度による化学物質管理を行っています。新規化学物質を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し届出を行い、三大臣により当該新規化学物質が規制の対象に該当するか否かの判定がなされるまで、予防的措置としてその物質の製造又は輸入は禁止されます。

また、化学物質の性状（分解性・蓄積性・長期毒性）に応じた規制の実施に当たっては、長期毒性等を有することから製造・輸入等に関する規制措置の対象となる特定化学物質への指定に加え、予防的取組方法の観点から、特定化学物質に該当する有害性を有する疑いがある化学物質を監視化学物質（性状に応じ、第一種から第三種監視化学物質を位置付け）として指定し、取扱事業者に対し製造・輸入量等の届出を義務づけるとともに、必要に応じ、国が指導・助言を行う、あるいは一定のリスクが認められる場合には長期毒性の有無を調査するよう指示することができます。本施策は製造・輸入された化学物質が環境を経由した後、人の健康及び生態系に対して長期的な影響を及ぼすことの防止を目的としており、実施しない場合は人の健康や生態系に対し化学物質による深刻な影響が懸念されます。

(イ) 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化管法」という。）に基づくP R T Rデータの円滑な集計・公表等を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供しています。さらに、P R T Rデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーション等に幅広い活用を行っています。個々の物質の環境リスクの解明や基準設定のための科学的知見が不十分であっても、こうした取組を通じ、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止しています。

(ウ) 環境リスクをできる限り低減させるため、化学物質環境実態調査、環境リスク初期評価、化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価、官民が連携して既存化学物質のリスク評価を行うJapanチャレンジプログラム、小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査等を実施します。また、環境リスクに関する国民への正確な情報の提供、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（S A I C M）の動向への積極的な関与、国内における毒ガス弾等に係る被害の未然防止に関する取組等を行います。

(エ) 環境と調和した健全な経済産業活動と安全・安心な国民生活を実現するため、化学物質の総合的な評価を行いつつ、リスクの評価・管理及び工業ナノ粒子の特性評価のための技術体系を構築します。

(オ) 化学物質による人の健康への影響の評価方法を開発し、人の健康に対するリスクの最小化を目指して、化学物質の総合的評価の一層の高度化・迅速化、ナノマテリアルによる健康影響の評価方法等に関する研究を推進します。

(カ) 農薬の環境リスクについては、飛散による周辺住民への影響、陸域生態系への影響等科学的に完全には解明されていない点もありますが、人の健康又は生態系への影響を未然に防止する観点から、これらのリスクの評価・管理手法について調査を行います。

#### <施策の進捗状況等>

(ア) 化審法制定から平成21年（2009年）8月までに7,938の新規化学物質届出について審査がなされており、監視化学物質又は特定化学物質に指定された物質については化審法に基づく規制が行われてきました。特に、監視化学物質には、平成15年（2003年）の化審法改正で導入された動植物への影響に着目した審査・規制制度に基づき指定した第三種監視化学物質157物質を含む延べ1,145物質、特定化学物質には39物質をそれぞれ指定しています（平成21年（2009年）8月時点）。一方、約2万種類の既存化学物質については国が安全性について評価を行うこととなっていますが、平成21年（2009年）8月までに評価がなされた物質は1,624であり、すべての化学物質について安全性情報を収集し、それに基づき評価するには至っていません。

既存化学物質の安全性情報については、産業界と国が連携して情報収集を行う「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム」を実施し、情報収集に努めてきたところです。また、平成21年（2009年）5月の化審法改正により、既存化学物質も含めたすべての化学物質について一定数量以上製造・輸入した事業者に対し製造・輸入数量の届出を義務づけ、それに基づき国が安全性評価を行うこととしています。これにより、既存化学物質に対する取組が強化され、リスクが十分に低いと判断できない化学物質については優先評価化学物質に指定すること等により、予防的取組の考え方に留意した化学物質管理措置が講じられることとなります。

また、改正化審法に基づき、化学物質について段階的な情報収集とリスク評価を進めることで、迅速かつ効率的リスク管理を進めることが可能となります。

(イ) 平成21年（2009年）2月にP R T Rデータの第7回集計・公表を行うとともに、その結果等を経済産業省及び環境省ホームページ上に掲載しました。なお、P R T Rデータの集計・公表を始めた平成13年度（2001年度）と比較して、届出排出量は減少傾向にあります。また、化管法見直し合同会合の中間取りまとめ（平成19年（2007年）8月）を踏まえ、個別事業所ごとのP R T Rデータがより容易に入手可能となるよう、開示請求方式を改めて、国による公表方式としました。

さらに、平成20年（2008年）11月の第一種指定化学物質の見直し等を柱とする特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）の改正を踏まえ、排出量等を算出するにあたっての考え

方や手法をとりまとめた「P R T R 排出量等算出マニュアル」の改訂を行いました。

- (ウ) 人の健康や動植物の生育・生息に有害な影響を及ぼすおそれがあるにも関わらず一般環境中での残留実態が明らかでない化学物質や経年的な残留量の把握が必要な化学物質等について、一般環境中での残留実態を調査し、種々の化学物質施策の策定に活用しました。また、環境リスク等初期評価について、平成20年度（2008年度）は、33物質について評価結果を取りまとめました。

化学物質の内分泌かく乱作用については、そのメカニズムやばく露との関連などに関して科学的知見が十分でないことから、平成17年（2005年）に公表した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について—E x T E N D 2005—」に基づき、専門家によるフィールド調査や、メカニズム解明に関する基盤的研究を実施する他、O E C Dによるテストガイドラインの国際標準化に貢献しています。また、各地域で実施されている自然観察の支援を行うとともに、国際シンポジウムを開催しました。

J a p a n チャレンジプログラムについては、事業者による既存化学物質の安全性情報収集を促進しており、優先情報収集対象物質125物質のうち、95物質についてスポンサー登録が完了しています（平成21年（2009年）8月現在）。小児の脆弱性に着目した化学物質のリスクを管理するための子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の平成22年度（2010年度）実施に向け、平成20年度（2008年度）からフィージビリティスタディを行っています。

また、化学物質と環境に関する情報整備・情報公開を進めるため、「P R T R データを読み解くための市民ガイドブック」等を作成配布するとともに、化学物質の情報データベースや化学物質と環境に関する学習関連資料データベースを整備し、広く公開しています。

国際的な動向としては、平成21年（2009年）5月に開催された第2回国際化学物質管理会議では、我が国が副議長となり、S A I C M の実施や実施状況のレビューに関する議論に貢献しました。また、途上国及び移行経済国における S A I C M の実施の開始を支援するクイックスタートプログラム（Q S P）の一環として、タイ及びブータンの化学物質管理政策等立案能力向上に関する調査を実施しました。

工業用ナノ材料がヒトや動植物に及ぼす影響に関しては十分な情報が得られておらず、環境経由のばく露が起これば、有害性の評価が確定される前に被害が顕在化するおそれもあります。このため、環境省では、「ナノ材料環境影響基礎調査検討会」を設置し、平成21年（2009年）3月に同検討会において、今後事業者等がナノ材料に関する環境保全上の適切な管理方策を選択するための情報を「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」としてとりまとめました。

国内における毒ガス弾等対策については、ホームページやパンフレットを通じて、毒ガス弾等による被災の未然防止のための周知を行っているほか、土地改変指針に基づき、必要に応じて、事案環境調査未了区域における土地改変時の環境調査を実施しています。

- (エ) 社会全体における化学物質の最適管理の実現のための適切な代替物質の選択を可

能とするリスクトレードオフ解析手法、化学物質のリスク評価をよりの確かつ効率よく評価するための構造活性相関・簡易有害性評価手法、工業ナノ粒子を適切に管理するためのリスク評価の手法等の開発を行っています。

(ウ) 化学物質の総合的評価については、構造活性相関やカテゴリーアプローチ等の知見を活用した評価手法の高度化・迅速化を研究しています。ナノマテリアルについては、粒子の形状・大きさと毒性発現との関連を示す結果が得られています。このため、さらにこれらに特異的な毒性メカニズムの解明、体内動態の把握等に関する研究を進めています。

(エ) 街路樹や公園等の市街地において使用される農薬の飛散リスクを低減するための手法の検討、さらに、農薬による陸域生態リスクを評価するための基礎的知見の収集や鳥類等を対象としたケーススタディの手法に関する検討などを行っています。

## オ 自然環境の保全

### 《生物多様性の保全のための取組》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

現時点では、生物、生態系のすべては解明されておらず、将来において新たな理解が生ずる可能性があることを認識し、CBD第5回締約国会議(COP5)で決議された「エコシステムアプローチの原則」も踏まえ、予防的、順応的な態度で自然資源の管理・利用を進めます。

＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

この数百年で過去の平均的な絶滅スピードのおよそ1,000倍という速さで生物種の絶滅が進んでおり、我々の生活にとって不可欠な生物多様性の様々な恩恵の享受が難しくなる可能性があります。

＜施策の概要＞

(ア) 生物、生態系については未解明の部分が多いですが、生物多様性の危機がもたらす影響は深刻なものです。このため、生物多様性及び生態系の異変をいち早く検出し、順応的な自然環境保全施策に資することを目的として、我が国の代表的な生態系(高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、小島嶼)に計1000箇所程度の調査サイトを設置し、各生態系の指標となる種や生物群の増減、種組成の変化等を長期的かつ定量的にモニタリングしています。

(イ) 遺伝子組換え生物等は在来生物との交雑や競合などにより我が国の生物多様性に影響を与える可能性があるため、予防的な取組として、我が国の一般環境中で遺伝子組換え生物等を使用等する際には、事前に遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)第4条に基づき生物多様性への影響評価と使用規程の承認を行うことに

よりその使用等を規制しています。また、承認時に予想できなかった事象に対しては、カルタヘナ法第7条に基づき、使用規程の変更や廃止を行うこととされています。

(ウ) 平成17年(2005年)6月より施行された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)に基づいて、生態系等に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼養、輸入、譲渡し、野外で放つこと等の取扱いを規制しています。また、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある外来生物を「未判定外来生物」として指定し、おそれがないと判定されるまで輸入を制限しています。

(イ) 農林水産業は、自然の循環機能を利用し、動植物を育みながら営まれる活動であり、また、多くの生物にとって貴重な生息・生育環境の提供や、特有の生態系の形成・維持など、生物多様性に貢献するものです。しかし、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等による藻場・干潟の減少など一部の農林水産業の活動が生物多様性に負の影響を与えてきました。このため、平成19年(2007年)7月に策定した農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性の保全、持続可能な利用を重視した農林水産施策を推進しています。

< 施策の進捗状況等 >

(ア) 平成19年度(2007年度)までの第1期調査結果に基づき、結果の解析及び取り纏めを実施しました。また、平成20年度(2008年度)に選定した高山帯及び湖沼・湿原の調査サイトにおいて、現在、試行調査を実施しています。

(イ) 遺伝子組換え生物等の一般環境中での使用に先立ち、カルタヘナ法第4条に基づく生物多様性への影響評価と使用規程の承認が行われており、平成21年(2009年)7月末現在で150件の承認を行っています。

(ウ) 外来生物法第2条及び第21条に基づき、平成21年(2009年)7月末現在で96種類の特定期間外来生物及び約3500種の未判定外来生物の指定を行っています。

(イ) 農林水産省生物多様性戦略に基づき、環境保全型農業の推進等、生物多様性の保全を重視した農林水産施策の推進に加え、昨年度からは、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に図る指標の開発を進めています。また、生物多様性の保全を重視した生産活動を国民に分かりやすくアピールする「生きものマーク」について具体化に向けた検討を進めています。

## (2) 各種施策の基盤となる施策

### 《長期的な視野を持った科学技術の基盤の整備・調査研究の充実》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

- ・科学的不確実性の残る段階での予防的対策に資する科学技術等を推進します。
- ・調査研究については、人文、社会、自然科学の幅広い分野にわたり、国際的な視野に立ち、産学官の連携のもと、総合的・統合的な研究、予防的・予見的な対策に資する研究等を含め、重点化を図りながら総合的に推進します。

＜施策の概要＞

(ア) 予防的対策に資する科学技術について広く産学官などの英知を活用した研究開発の提案を募り、優秀な提案に対して研究開発を競争的研究資金（環境研究・技術開発推進費）により支援しています。

(イ) 予防的な対策に資する研究を推進するために、地球環境保全のための予防的な政策に資する調査研究を競争的研究資金（地球環境研究総合推進費）により支援しています。

(ウ) 食料、水環境・水資源、自然生態系、防災・沿岸大都市、健康、国民生活・都市生活等の各分野における気候変動の影響及び将来予測に関する情報を収集、整理し、我が国における適応の基本的考え方や各主体間の役割を示す適応指針を策定します。また、関係府省・自治体と連携して、モデル地域において適応指針に基づく気候変動影響の評価、予測、適応策の検討を実施する実証事業を行います。

(エ) 東アジア地域における衛星データの受信及び地上観測実施により、土地被覆分布や植生など陸域生態系及び凍土融解に関する解析を実施します。さらに環境資源・農業生産などへの影響評価モデルと衛星・地上観測システムの統合化により、観測データを用いた温暖化影響評価を行う温暖化影響早期観測ネットワークを構築します。

(オ) 地球環境保全及び持続可能な開発のための政策立案や調査研究に資するため、地球環境の現況を表す全球統一仕様の基盤的地理情報である地球地図の整備を国家地図作成機関等と連携して推進するとともに、関係機関と連携し利活用を促進します。

＜施策の進捗状況等＞

(ア) 競争的研究資金（環境研究・技術開発推進費）について、平成21年度（2009年度）は、「化学物質の生態系に対する影響を定量的に評価する手法の開発」等を戦略指定領域として、マイクロゾムを用いた生態系リスク影響評価システム手法の開発等を採択し、研究開発に取り組んでいます。

(イ) 環境省による地球環境研究総合推進費戦略的研究プロジェクトS-4「温暖化の危険な水準及び温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に

関する研究」(研究期間：平成17年度(2005年度)～平成21年度(2009年度))では、我が国においても、今後、国民生活に関係する広範な分野で一層大きな温暖化の影響が予想されること、世界的に温室効果ガス排出が大幅に削減された場合、我が国に対する被害も相当程度減少すると見込まれるが、温室効果ガス濃度を450ppmに安定化した場合でも一定の被害が生じることは避けられないことを明らかにしました(平成20年(2008年)5月29日及び平成21年(2009年)5月29日に公表)。

また、戦略的研究プロジェクトS-5「地球温暖化に係る政策支援と普及啓発のための気候変動シナリオに関する総合的研究」(研究期間：平成19年度(2007年度)～平成23年度(2011年度))では、不確かさを考慮した温暖化影響評価とその伝達に関する研究等を行っているところです。

- (ウ) 各分野における温暖化の影響評価に関する知見を整理するとともに、我が国における適応の基本的な考え方等を示した適応指針の骨子を検討しています。
- (エ) 東アジア地域において衛星・地上統合観測システム7地点を構築しました。また、衛星データベースの作成により、国際的な地域環境計画立案に貢献しています。
- (オ) 平成20年(2008年)に地球地図第1版の公開、利活用の促進をしています。

### (3) 国際的取組に係る施策

#### 《国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進》

##### ＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

当該地域(東アジア地域)では、今後更なる経済成長が予想されることから、我が国が過去の環境汚染へ取り組む中で得た教訓が共有されるよう努めつつ、経済実態に即して、汚染者負担原則、予防的な取組方法の考え方等を十分に考慮した適切な対応がなされるよう、各国に働きかけていきます。その際には、東アジアの国々の環境や経済社会の状況に応じて、政府のみならず事業者、市民、国際機関等多様な主体とのパートナーシップの下で取り組んでいきます。

##### ＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

更なる経済成長が予想される東アジア地域では、公害の発生による健康被害が問題となっています。また、地球温暖化や黄砂、酸性雨、光化学オキシダントのように国を越えた環境汚染による人の健康や生態系への影響も問題となっています。

##### ＜施策の概要＞

クリーンアジア・イニシアティブは、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指しています。このイニシアティブでは、急激な経済発展に伴い深刻な環境劣化が懸念されている東アジア諸国に先進諸国の経験・技術・組織・制度を予防的に導入することで、産業公害などの「前車の轍」を踏ま

ずに経済発展を遂げることが可能であり、このいわゆる「リープ・フロッグ」を実現するよう、各種の政策対話、技術協力、共同調査・研究等を推進します。

例えば、酸性雨・黄砂等の越境大気汚染モニタリング、気候変動影響予測、生物多様性等のモニタリング体制の強化等の予防的取組に必要な協力を進めるとともに、途上国において喫緊の課題である環境汚染対策と地球温暖化対策を同時に達成するコベネフィット・アプローチ等による対策面での協力を進めます。

#### < 施策の進捗状況等 >

平成21年度（2009年度）では、クリーンアジア・イニシアティブとして54の協力事業が推進されています。また、平成20年（2008年）12月のTEMM10や平成21年（2009年）6月のTEMM11等の機会を活用してアジア各国に本イニシアティブの周知を図っており、同年8月の第3回日ASEAN環境対話では、各国のニーズの把握や意見交換を進める等、具体的な協力プロジェクトの発掘も行っています。



## V おわりに

- 第3次環境基本計画を基本として進められている我が国の環境施策を概観すると、「地球温暖化問題に対する取組」分野については、地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）に基づく京都議定書目標達成計画や低炭素社会づくり行動計画が、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」分野については、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づく第二次循環型社会形成推進基本計画が、「生物多様性の保全のための取組」分野については、第三次生物多様性国家戦略が策定され、さらに、生物多様性基本法が成立し、同法に基づく生物多様性国家戦略の作成が開始されるなど、近年、各分野における環境施策の基本的枠組みが充実してきました。

また、環境施策全体を対象として、重点的に着手すべき8つの戦略を掲げた21世紀環境立国戦略（平成19年6月閣議決定）が策定されており、施策の重点化も進められています。

このように、充実が図られてきた基本的な枠組みの下、様々な主体が連携して取組を総合的に進めるためには、今後、国レベルのみならず、地域レベルでの各施策の基本的枠組みの充実や、地球レベルでの施策の戦略的な展開も進めるべきです。

- 各主体の視点では、分野相互間の連携も視野に入れつつ、環境基本計画を基本とした施策の基本的枠組みのもと、当該枠組みの中で設定されている目標を常に念頭に置き、求められている取組を進めるべきであり、特に、国、地方公共団体等の行政主体は、当該目標を達成するために必要かつ十分な具体的施策を、目標達成に向けた工程とともに立案し、着実に推進していくべきです。

また、国、地方公共団体等の行政主体は、各主体の取組の効果を客観的に評価する仕組みを構築し、当該評価を通じて、目標達成に向けた各主体の取組を促進するべきです。

- 第三次環境基本計画の策定以降のこの3年余の各主体の取組を見ると、進展はみられるものの、各分野で未だ多くの課題を抱えている状況にあります。

恵み豊かな環境の中で幸福に暮らせる持続可能な社会の実現に向け、環境保全の取組が着実に進むよう、これまでの点検結果と合わせて、今回の点検結果（特に「今後の政策に向けた提言」）に示した内容を、各界各層に広く周知するとともに、国、地方公共団体等の行政主体については、環境基本計画の目標達成に向け、具体的施策に反映し、引き続き、着実に環境施策を進めていくべきです。

### Ⅲ 1. 都市における良好な大気環境の確保に関する取組関係

(注Ⅲ-1-1) 自主的取組 … 企業等が、法律の規制等とは関係なく、又は法律の規制等以上にVOC排出を抑制するため、所要の設備の設置等を行うこと。

(注Ⅲ-1-2) アスベストの除去等 … 「除去等」とは、除去、囲い込み、封じ込み等のこと。

(注Ⅲ-1-3) トラベル・フィードバック・プログラム(TFP) … 大規模かつ個人的なコミュニケーションの一種であり、複数回の個別的なやりとりを通じて、対象者の交通行動の自発的な変容を期待する施策。

(注Ⅲ-1-4) モビリティ・マネジメント(MM) … 一人一人のモビリティ(移動)が社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通施策。

(注Ⅲ-1-5) 信号機の高度化 … 複数の信号機を連動させたり、個々の信号機の制御方式を最適なものとしたりするなど、実際の交通状況に応じて、信号機の改良を行うこと。

(注Ⅲ-1-6) ヒートアイランド対策大綱 … 平成16年(2004年)3月、内閣官房、警察庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成されるヒートアイランド対策関係府省連絡会議において、ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取組を適切に推進するため、基本方針を示すとともに、実施すべき具体の対策を体系的にとりまとめたもの。

### Ⅲ 2. 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組関係

(注Ⅲ-2-1) ポイントソース(特定汚染源)とノンポイントソース(非特定汚染源)との区別については、統一された定義はなく、例えば、放牧地における家畜の糞尿による水質汚濁をノンポイントソース(非特定汚染源)による水質汚濁として扱うか否かは判然とはしていない。本点検報告書では、工場・事業場排水、生活排水、畜産排水(厩舎等からの排水を想定。)による水質汚濁はポイントソース(特定汚染源)による水質汚濁、降雨に伴う市街地排水、農地排水、森林からの流出、放牧地からの家畜の糞尿等による水質汚濁はノンポイントソース(非特定汚染源)による水質汚濁として扱っている。

(注Ⅲ-2-2) 家畜の糞尿等による水質汚濁 … ここでは、放牧地からの家畜の糞尿等による水質汚濁のほか、本点検報告書ではポイントソース(特定汚染源)として扱っている畜産排水(厩舎等からの排水を想定。)による水質汚濁も含まれている。

(注Ⅲ-2-3) 第三次環境基本計画においては、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」の分野に係る基本的考え方として、「自然の物質循環とその一部を構成する社会経済システムの物質循環とは密接不可分な関係にあり、その両方を視野に入れ、適正な循環が確保されることが重要です。このため、自然環境の保全や環境保全上適切な農林水産業の増進等により、自然界における窒素等の物質の適正な循環を維持、増進する施策を講じます。」と定められている。

(注Ⅲ-2-4) 第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ) … 「水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス21)」に続き、平成13年度(2001年度)以降、水環境の悪化が著しい河川、都市下水路、湖沼、ダム貯留池等において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村と河川管理者、下水道管理者及び関係者が一体となって水環境改善施策を総合的かつ重点的に実施するための計画。平成21年(2009年)6月現在、全国32の河川について計画が策定されている。

### Ⅲ 3. 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり関係

(注Ⅲ-3-1) S R I … Socially Responsible Investmentの略であり、社会的責任投資とも言う。各企業の収益性や成長性だけでなく、倫理的・社会的な側面まで配慮して取組を評価し、投資先選定を行う投資行動。環境投資はS R Iの1つであるが、我が国においては、S R Iは環境投資とほぼ同義で捉えられることも多い。

(注Ⅲ-3-2) 既に運用されている各制度の詳細は、以下参照。

◇ 省エネルギーラベル及び統一省エネルギーラベル

→ [http://www.eccj.or.jp/labeling\\_program/index.html](http://www.eccj.or.jp/labeling_program/index.html)

(財団法人省エネルギーセンターホームページ「省エネ商品情報提供」)

◇ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく情報提供制度

→ <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/index.html>

(環境省ホームページ「排出抑制等指針について」)

◇ 指定表示製品に係る表示制度

→ <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/index.html>

(経済産業省ホームページ「識別表示」)

◇ J-Mossに係る表示制度

→ [http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r\\_policy/policy/j-moss.html](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/j-moss.html)

(経済産業省ホームページ「製品含有物質の情報提供措置について」)

◇ G H S 実施に向けた取組

- <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/ghs/index.html>  
(厚生労働省ホームページ「改正労働安全衛生法 (G H S 関係) 情報」)
- <http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>  
(厚生労働省ホームページ「毒物劇物の安全対策」)

◇ 化審法に基づく表示制度

- <http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>  
(環境省ホームページ「化学物質審査規制法ホームページ」)

◇ エコマーク

- 財団法人日本環境協会が実施する環境表示事業。47の種類の商品について、エコマーク表示に係る認定基準が設定されており、表示を希望する事業者は、当該商品が認定基準に適合することについて同協会が設置するエコマーク審査委員会の審査を経て、表示が認められる。<http://www.ecomark.jp/> (エコマーク事務局ホームページ) 参照。



◇ C A S B E E

- 財団法人建築環境・省エネルギー機構において開発された評価ツール。(1)ライフサイクルを通じた評価、(2)「環境品質・性能」と「環境負荷」の両側面から評価、(3)「建築物の環境性能効率 (B E E)」で評価することとされており、B E E では、最高ランクのSから、A、B +、B - 及びCまでの5段階の格付けが行われる。<http://www.ibec.or.jp/CASBEE/> (C A S B E E ホームページ) 参照。

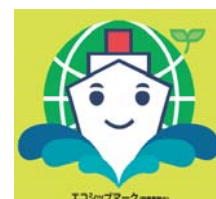
◇ エコレールマーク

- 鉄道貨物輸送による環境負荷低減に取り組む企業及び商品を認定する環境表示の認定制度。商品については、当該商品の500km以上の陸上貨物輸送について、数量、又は数量×距離の比率で30%以上の輸送に鉄道を利用していること等が認定要件となる。<http://www.rfa.or.jp/ecorailmark/> (社団法人鉄道貨物協会ホームページ「エコレールマーク」) 参照。



◇ エコシップマーク

- 海上輸送事業者が参加するエコシップ・モーダルシフト実行委員会が創設した環境表示の認定制度。会社又は事業所・工場単位で、総貨物輸送量 (トンキロ) の20%以上の輸送に海上貨物輸送を利用していること等が認定要件となる。[http://www.ecoship.jp/what\\_ecoship.html](http://www.ecoship.jp/what_ecoship.html) (エコシップマークホームページ) 参照。



(注III-3-3) 検討又は導入段階にある環境表示に関する各取組の詳細は、以下参照。

◇ 木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築


- 平成20年度 (2008年度)、農林水産省において、木製品等に関し、木材利用による環境貢献度 (C O 2 排出量) の定量的評価の方法とその表示方法についての検討が行われ、平成21年 (2009年) 2月「木材利用に係る環境貢献度の定量的評価手法に

ついて（中間取りまとめ）」が策定された。平成21年度（2009年度）は、LCA評価を中心とした調査、及び企業等が環境貢献度の定量的評価に取り組むためのマニュアルの整備が行われている。<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/mieruka/top.html>（林野庁ホームページ「木材利用に係る環境貢献度の『見える化』検討会」）参照。

◇ 農林水産分野における省CO2効果の表示の推進

→ 温室効果ガス排出削減に関する農林水産関係者の努力やその努力により生産された農林水産物に係る成果等の消費者への表示に関し、食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会、林政審議会施策部会地球環境小委員会、水産政策審議会企画部会地球環境小委員会合同会議は、平成21年（2009年）3月、表示の在り方等を整理した「農林水産分野における省CO2効果の表示の指針」をとりまとめた。同指針に基づき、農林水産省は、平成21年度（2009年度）、表示に必要な基礎的データの調査・検討及び省CO2効果の表示に係るモデル事業を実施している。[http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/090401\\_1.html](http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/090401_1.html)（農林水産省ホームページ「『農林水産分野における省CO2効果の表示の指針』の公表について」）参照。

◇ 農林水産分野における生きものマークの活用

→ 農林水産省は、生物多様性を重視した持続可能な農林水産業の維持・発展のため、「農林水産省生物多様性戦略検討会」において検討を行い、平成20年（2008年）7月、当該農林水産業による生産物であることを示す環境表示として、各  生きものマークの例  
地域で表示の取組が進められている「生きものマーク」について、その活用を促進することの重要性を提言した「生物多様性を重視した持続可能な農林水産業の維持・発展に向けて－生きもの認証マーク活用への提言－」をとりまとめている。平成21年度（2009年度）、同省では、この提言を踏まえ、生きものマーク等の事例調査及び手引きの作成等を行う「平成21年度農林水産生きものマークモデル事業」を実施している。[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s\\_senryaku/seibutu\\_tayo/08/pdf/teigen.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_senryaku/seibutu_tayo/08/pdf/teigen.pdf)（生物多様性を重視した持続可能な農林水産業の維持・発展に向けて－生きもの認証マーク活用への提言－）参照。

◇ カーボンフットプリント制度の構築

→ 経済産業省は、商品やサービスのライフサイクル全体における温室効果ガス排出量をCO2量に換算し、表示する「カーボンフットプリント制度」の構築に向けた検討を進めている。具体的には、平成20年度（2008年度）、制度創設の背景・目的、CO2排出量の算定・表示方法等についての検討を行う「カーボンフットプリント制度の実用化・普及推進研究会」を開催し、平成21年（2009年）3月、「カーボンフットプリント制度の在り方（指針）」等を取りまとめを行っている。また、平成21年度（2009年度）には、農林水産省、国土交通省及び環境省と連携しながら、実際にカーボンフットプリントを表示した商品を市場に流通させることを前提として、実効性のある制度の構築に向けた試行事業を実施している。<http://www.meti.go.jp/press/20090529005/20090529005.html>（経済産業省ホームページ記者発表資

料)、<http://www.cfp-japan.jp/> (カーボンフットプリントホームページ) 参照。

◇ フロンの「見える化」に向けた取組

→ 地球温暖化係数の高いフロン類 (HFC等) を使用した機器 (冷凍空調機器、ダストブロワー等) について、充填されているHFC等の二酸化炭素換算量を機器ごとに表示し、当該機器の整備、廃棄等に当たって、適切なHFC等の回収を求めるとともに、消費者に対するHFC等の認知度を高める取組として、平成20年度 (2008年度) より、経済産業省は、パイロット事業を実施している。具体的には、「見える化シール」を作成し、冷凍空調機器を多く使用する事業者 (コンビニエンスストア等) において試験的に添付し、関係者の意識変化や、設置、修理、撤去等の際の行動変化を調査し、当該シールの効果を検証している。[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ozone/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html) (経済産業省ホームページ関連ページ) 参照。

◇ VOCに係る環境配慮製品の普及啓発に係る調査

→ 一般消費者がVOCに関する環境配慮製品を選択・購入できる仕組みづくりに資するため、平成18年度 (2006年度)、環境省は、関連する環境表示制度の現状や活用方法、環境ラベル以外の普及啓発の手段としての情報提供等についての調査及び普及啓発方法の検討を行っている。表示制度としては、エコマーク、PCグリーンラベル、自動車の低排出ガスステッカー等があるが、当該調査及び検討の報告書においては、VOCだけでなく、環境ラベル全体について、ラベルの乱立の可能性、ラベルの制定・見直し体制、継続的な普及活動等の問題があり、環境行政全体の問題として、継続的に対応していく必要がある旨指摘されている。

(注III-3-4) グリーン購入基本方針 … グリーン購入法第6条第1項の規定に基づき、国等が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、国が策定する基本方針。原則として毎年改定が行われており、環境物品等の分野と、それぞれに係る特定調達品目、その判断基準等が定められている。

(注III-3-5) 国際標準化機構 (ISO) は、環境表示に関する国際規格として「環境ラベル及び宣言 (Environmental labels and declarations)」シリーズを発行している。この規格には3つのタイプ (タイプI~タイプIII) があり、我が国においては、これらの規格は、すべてJIS規格として定められている。タイプIは、ISOの規格に合致する第三者機関が認証する環境ラベル、タイプIIIは、ライフサイクル全体を通じた環境負荷を定量的に示す環境ラベルである。詳細は、以下のとおり。なお、現在、我が国において、タイプIに位置付けられる環境ラベルはエコマーク、タイプIIIに位置付けられる環境ラベルはエコリーフが有名である。

I S Oにおける該当規格 (採択年) 及び名称		特徴	内 容
I S O14020 : 1998 環境ラベル及び宣言 一般原則		指導原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I S O14020番台の他の規格 (タイプ I、II 及び III) とともに使用することを要求</li> <li>・ 認証・登録のためには使用できない</li> </ul> 備考: I S O14020 : 1998をJISQ14020として1999年に制定。I S O14020 : 1998は2000年に軽微な改訂
タ イ プ I	I S O14024 : 1999 環境ラベル及び宣言 -タイプ I 環境ラベル表示- 原則及び手続き	第三者認 証による 環境ラベ ル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者実施期間によって運営</li> <li>・ 製品分類と判定基準を実施機関が決める</li> <li>・ 事業者の申請に応じて審査して、マークの使用を認可</li> </ul> 備考: 日本ではJISQ14024として2000年に制定
タ イ プ II	I S O14021 : 1999 環境ラベル及び宣言 -自己宣言による環境主張- (タイプ II 環境ラベル表示)	事業者等 の自己宣 言による 環境主張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社基準への適合性を評価し、製品の環境改善を市場に対して主張する</li> <li>・ 宣伝広告にも適用される</li> <li>・ 第三者による判断は入らない</li> <li>・ 製造業者、輸入業者、流通業者、小売業者その他環境主張から利益を得るすべての人がおこなえる</li> </ul> 備考: 日本ではJISQ14031として2000年に制定
タ イ プ III	I S O14025 : 2006 環境ラベル及び宣言 -タイプ III 環境宣言- 原則及び手順	製品のラ イフサイ クルに係 る環境負 荷の定量 的データ の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定量的データを表示</li> <li>・ 判断は購買者に任される</li> </ul> 備考: JISQ14025として2008年に制定

(注 III-3-6) エコリーフ … 社団法人産業環境管理協会が実施する環境表示制度。製品の製造、使用及び廃棄の全段階の環境負荷が定量的に分かる環境表示制度であり、製品分類ごとに基準が定められている。製品ごとに付与されるエコリーフ登録番号をもとに、インターネットを介して、当該製品の温暖化負荷 (CO<sub>2</sub>換算)、酸性化負荷 (SO<sub>2</sub>換算)、エネルギー消費量等の環境負荷に関する情報が定量的に表示される。<http://www.jemai.or.jp/ecoleaf/index.cfm> (社団法人産業環境管理協会ホームページ「エコリーフ環境ラベル」) 参照。

(注 III-3-7) E S C O 事業 … E S C O とは Energy Service Company の略であり、エネルギーコンサルタント事業とも言う。省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを行う事業であり、具体的には、工場やビルの省エネルギーに関する

る包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。その経費はその顧客の省エネルギーメリットの一部から受け取ることとなる。

(注Ⅲ-3-8) S I F - J a p a n等の調査 … SIF-Japan「日本SRI年報2007」、SIF「2007 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States」及び Eurosif「2008 European SRI Study」

(注Ⅲ-3-9) 約0.9兆円 … 公募SRIファンドの残高(p43表中のエコ/SRIファンド残高である6,183億円(平成20年(2008年)3月)のみならず、企業年金等のSRI運用額も加えた残高。

### Ⅲ 4. 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備関係

(注Ⅲ-4-1) 進捗に遅れの見られる研究開発目標 … 環境分野では、358の研究開発目標のうち2つ(河川生態系調査手法の開発等)に進捗の遅れが見られた。エネルギー分野では、137の研究開発目標のうち11(高速増殖炉、原子燃料サイクル、石炭液化・無灰化、天然ガスハイドレート供給システム、熱エネルギー利用システム等)に進捗の遅れが見られた。

(注Ⅲ-4-2) 競争的資金 … 環境省の競争的資金には、「地球環境研究総合推進費」、「環境研究・技術開発推進費」、「循環型社会形成推進科学研究費補助金」及び「地球温暖化対策技術開発事業」がある。これらの競争的資金制度の概要及び平成19年度(2007年度)から平成21年度(2009年度)までの予算額は、以下の表のとおり。

制度名	制度の概要	予算額(単位:百万円)		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
環境研究・技術開発推進費	広く産学官などの英知を活用した環境分野の研究開発の提案を募り、優秀な提案のあった応募者が所属する試験研究機関等に当該研究開発を委託して実施することにより、研究開発の推進を図る。	881	836	1,160 (「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」を統合)
循環型社会形成推進科学研究費補助金	循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究、技術開発を推進し、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図る。	1,261	1,135	1,803



地球環境研究総合推進費	地球温暖化等の地球環境問題の解決を科学的知見の集積を通じ支援するため、公募と評価による競争的な課題選定により、効率的かつ効果的に地球環境研究を推進する。	2,960	3,197	3,955
地球温暖化対策技術開発事業	早期に実用化が必要かつ可能な省エネルギー技術・再生可能エネルギー導入技術の開発や、先端技術の実証研究について公募、選定した課題について、委託（又は補助）を行い、地球温暖化対策技術の開発を推進する。	3,302	3,710	3,805

（注Ⅲ－４－３）コベネフィット … 温室効果ガスの削減と環境汚染対策を同時に達成するという概念。

（注Ⅲ－４－４）コベネフィットの考え方に基づく各種研究・技術開発の具体例としては、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 沖縄産糖蜜からの燃料用エタノール生産プロセス開発及びE3実証事業
- ・ 電気自動車走行距離大幅改善のための次世代大容量ラミネート型リチウムイオン電池に関する技術開発
- ・ 生ごみ等廃棄物系バイオマスからの高品質エネルギーのカスケード利用技術開発
- ・ クリーン開発メカニズム適用のためのパームオイル廃液（POME）の高効率の新規メタン発酵プロセスの創成
- ・ 二酸化炭素を排出しない排ガス中VOCの循環効率的な除去処理技術の開発

（注Ⅲ－４－５）ヒートアイランド現象の解明や対策評価に関わる研究・技術開発の具体例としては、都市の緑化や保水性舗装化等の都市施策の効果を測定するシミュレーション技術の開発等が挙げられる（大気分野 p24参照）。

（注Ⅳ－６）P1手法 … 空港整備計画の検討段階において、空港整備主体が関係地方公共団体と連携して、主として対象事業を行う空港（予定を含む）の所在または周辺地域の住民などのP1対象者に情報を公開した上で、広く意見を把握し、計画策定過程にP1対象者の参画を促すことをいう。

（注Ⅲ－４－７）第一種事業 … 規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業として、環境影響評価法（平成9年法法律第81号）において必ず環境影響評価を実施することが求められている事業。

### Ⅲ 5. 国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進関係

(注Ⅲ-5-1) コベネフィット・アプローチ … 我が国が、国際協力の観点で想定している、具体的なコベネフィット・アプローチの対象分野、対策活動等を例示すると、以下のとおり。なお、「コベネフィット」については、注Ⅲ-4-3参照。

コベネフィット対象分野	対策活動	環境改善便益	温暖化対策便益
大気汚染	燃焼の改善	大気汚染物質(SO <sub>x</sub> , NO <sub>x</sub> , 煤塵)の減少	CO <sub>2</sub> 排出削減
	燃料転換	大気汚染物質(SO <sub>x</sub> , NO <sub>x</sub> , 煤塵)の減少	CO <sub>2</sub> 排出削減
	交通対策	大気汚染物質(SO <sub>x</sub> , NO <sub>x</sub> , 煤塵)の減少	CO <sub>2</sub> 排出削減
水質汚濁	河川のヘドロ等からのメタン発生防止	水質改善、悪臭防止	CH <sub>4</sub> (メタン)排出削減
廃棄物	適切な生ゴミ埋立	廃棄物の適正処理	CH <sub>4</sub> (メタン)排出削減
	バイオマス廃棄物活用	廃棄物の減量	CH <sub>4</sub> (メタン)排出削減

(注Ⅲ-5-2) CDM/JI … CDMとは、「クリーン開発メカニズム(Clean Development Mechanism)」の略称であり、先進国の資金・技術支援により途上国において温室効果ガスの排出削減等につながる事業を実施し、その事業により生じる削減量の全部又は一部に相当する量を先進国が排出枠として獲得し、その先進国の削減目標の達成に利用することができる制度。また、JIとは、「共同実施(Joint Implementation)」の略称であり、CDMと同様に排出削減等につながる事業を互いに削減目標(排出枠)を有する先進国間で実施するもので、その事業によりホスト国で生じる削減量の全部又は一部に相当する量の排出枠を投資国がホスト国から獲得し、投資国の排出枠に加えることができる制度。

(注Ⅲ-5-3) EFA … Education for Allの略であり、「万人のための教育」とも言う。ユネスコが取りまとめとなって、各国が協力しながら、2015年までに世界中の全ての人々が初等教育を受け、字が読めるようになるような環境を整備しようとする取組。

(注Ⅲ-5-4) UNLD … United Nations Literacy Decadeの略であり、「国際連合識字の10年」とも言う。「万人のための教育」をめざして、平成15年(2003年)から平成2

4年（2012年）までの10年間で、世界中の全ての人々に識字能力を与えることを目指すとした宣言。平成13年（2001年）12月の国際連合総会にて議決された。

（注Ⅲ－5－5）地球環境パートナーシッププラザ … 環境省、国連大学及び環境パートナーシップ会議（地域の環境団体や、政策提言を行う環境NGOを支援し、企業や政府とつなぐことによって、課題を解決に導く新しい力を生み出すことを目的に活動している一般社団法人）が共同で運営する、地球規模の環境問題に取り組む企業、NGO、研究機関等の連携を推進する組織。

## 指定湖沼に係る「湖沼水質保全計画」の概要

湖沼名 (指定年)	関係 府 県	湖沼水質保全計画 計画期間	水域名	COD(75%値)[単位:mg/l]			全窒素(年平均値)[単位:mg/l]			全燐(年平均値)[単位:mg/l]			湖沼水質保全計画 に係る主な施策の概要 注4			
				環 境 基 準 (類型) 注1	湖沼水質保全計画		環 境 基 準 (類型) 注1	湖沼水質保全計画		環 境 基 準 (類型) 注1	湖沼水質保全計画					
					基準年水質 注2 (基準年度)	水質目標値 (目標年度)		現状水質 注3 (平成19年度)	基準年水質 注2 (基準年度)		水質目標値 (目標年度)	現状水質 注3 (平成19年度)		基準年水質 注2 (基準年度)	水質目標値 (目標年度)	現状水質 注3 (平成19年度)
霞ヶ浦 (昭和60年)	茨城県 栃木県 千葉県	平成18～22年度 (第5期)	霞ヶ浦(西浦)	3 (A)	8.9	8.2	9.7	0.4 (Ⅲ)	1.1	0.92	1.3	0.03 (Ⅲ)	0.11	0.10	0.12	下水道(処理人口67千人)(普及率54→59%)、農業集落排水施設(処理人口11千人)、合併処理浄化槽(処理人口18千人)、し尿処理施設(増設なし)、家畜排せつ物処理施設(40施設)、ごみ処理施設(増設なし)、粗大ごみ処理施設(処理能力9t/日)、底泥のしゅんせつ、浄化用水の導入、生態系を活用した水質浄化、流入河川の直接浄化、流域における自然浄化機能を活用した水質浄化
			北浦		8.1	7.6	9.8		1.1	0.86	1.2		0.092	0.090	0.14	
			常陸利根川		7.9	7.4	9.6		1.0	0.84	1.1		0.093	0.074	0.11	
					(平成17年度)	(平成22年度)			(平成17年度)	(平成22年度)			(平成17年度)	(平成22年度)		
印旛沼 (昭和60年)	千葉県	平成18～22年度 (第5期)	印旛沼	3 (A)	9.6 (平成17年度)	8.9 (平成22年度)	12	0.4 (Ⅲ)	2.9 (平成17年度)	2.7 (平成22年度)	2.4	0.03 (Ⅲ)	0.11 (平成17年度)	0.10 (平成22年度)	0.14	下水道(処理人口58千人)(普及率78→82%)、農業集落排水施設(処理人口3千人)、合併処理浄化槽(処理人口8千人)、沼の流動化、しゅんせつ等の検討、植生浄化、沼清掃、河川浄化施設、多自然川づくり、農業排水路内汚濁負荷の削減、河川清掃
手賀沼 (昭和60年)	千葉県	平成18～22年度 (第5期)	手賀沼	5 (B)	9.3 (平成17年度)	8.5 (平成22年度)	9.7	1 (V)	2.8 (平成17年度)	2.6 (平成22年度)	2.5	0.1 (V)	0.17 (平成17年度)	0.15 (平成22年度)	0.16	下水道(処理人口37千人)(普及率82→85%)、合併処理浄化槽(処理人口10千人)、浄化用水の導入、水生植物による水質浄化、アオコの回収、河川浄化施設、植物による水質浄化、水路のしゅんせつ、汚濁拡散防止対策
琵琶湖 (昭和60年)	滋賀県 京都府	平成18～22年度 (第5期)	琵琶湖(北湖)	1 (AA)	3.0	2.9	2.9	0.2 (Ⅱ)	0.32	0.30	0.27	0.01 (Ⅱ)	—	現状水質維持	0.007	下水道(処理人口99千人)(普及率80→86%)、農業集落排水施設(処理人口2千人)、合併処理浄化槽(処理人口4千人)、家畜排せつ物の施肥(率81%→93%)、ごみ処理施設(180t/日)、粗大ごみ処理施設(12t/日)、最終処分場(増設なし)、底泥のしゅんせつ、水草等の除去、一時貯留、内湖を活用した浄化施設の設置、多自然川づくりの推進、内湖におけるしゅんせつ、植生浄化
			琵琶湖(南湖)		4.2	4.2	4.3		0.36	0.33	0.31		0.018	0.018	0.015	
					(平成17年度)	(平成22年度)			(平成17年度)	(平成22年度)			(平成17年度)	(平成22年度)		
児島湖 (昭和60年)	岡山県	平成18～22年度 (第5期)	児島湖	5 (B)	8.3 (平成17年度)	7.5 (平成22年度)	7.9	1 (V)	1.3 (平成17年度)	1.2 (平成22年度)	1.3	0.1 (V)	0.2 (平成17年度)	0.17 (平成22年度)	0.21	下水道(処理人口41千人)(普及率59→65%)、農業集落排水施設(処理人口0.1千人)、合併処理浄化槽(処理人口10千人)、し尿処理施設(処理能力10kl/日)、水生植物の適正な管理、農業用水の再利用、河川および排水路のしゅんせつ、多自然川づくり等の推進、水生植物の適正な管理
諏訪湖 (昭和61年)	長野県	平成19～23年度 (第5期)	諏訪湖	3 (A)	7.4 (平成18年度)	4.8 (平成23年度)	6.2	0.6 (Ⅳ)	0.71 (平成18年度)	0.65 (平成23年度)	0.78	0.05 (Ⅳ)	0.043 (平成18年度)	現状水準の維持・向上 (平成23年度)	0.048	下水道(処理人口4千人)(普及率97→99%)、合併処理浄化槽(処理人口2千人)、焼却施設(1施設)、浮遊ごみ・枯れた水草等の除去、水生植物帯による自然浄化機能を活用した浄化対策、流入汚濁負荷の回収・除去、多自然川づくりの推進
釜房ダム 貯水池 (昭和62年)	宮城県	平成19～23年度 (第5期)	釜房ダム 貯水池	1 (AA)	2.6 (平成18年度)	2.5 (平成23年度)	2.2	—	0.66 (平成18年度)	0.6 (平成23年度)	0.51	0.01 (Ⅱ)	0.018 (平成18年度)	0.016 (平成23年度)	0.014	下水道接続率の向上の推進、合併処理浄化槽(25基)、貯水池内のばっ気循環、貯砂ダムの適切な管理
中海 (平成元年)	鳥取県 島根県	平成16～20年度 (第4期)	中海	3 (A)	5.2 (平成15年度)	4.6 (平成20年度)	5.6	0.4 (Ⅲ)	0.53 (平成15年度)	0.50 (平成20年度)	0.60	0.03 (Ⅲ)	0.052 (平成15年度)	0.048 (平成20年度)	0.072	下水道(鳥取:処理人口3.5千人)(普及率56→60%)(島根:処理人口6.0千人)(普及率42→51%)、農業集落排水施設(鳥取:処理人口0千人)(普及率5→5%)(島根:処理人口0.3千人)(普及率22→22%)、合併処理浄化槽(鳥取:処理人口1.2千人)(普及率5→7%)(島根:処理人口4.2千人)(普及率7→12%)、中海水中貯木場の底泥しゅんせつ、安来港内の底質改善、沿岸域での覆砂、浅場、藻場の造成による自然の自浄機能の回復、浮遊ゴミの除去
宍道湖 (平成元年)	島根県	平成16～20年度 (第4期)	宍道湖	3 (A)	5.1 (平成15年度)	4.5 (平成20年度)	6.2	0.4 (Ⅲ)	0.47 (平成15年度)	0.44 (平成20年度)	0.52	0.03 (Ⅲ)	0.047 (平成15年度)	0.043 (平成20年度)	0.056	下水道(処理人口25.4千人)(普及率55→64%)、農業集落排水施設(処理人口9.5千人)(普及率14→17%)、合併処理浄化槽(処理人口14.1千人)(普及率6→11%)、最終処分場施設(処理能力188km <sup>2</sup> )、浅場、ヨシ原の造成による自然の自浄機能の回復、浮遊ゴミの除去
野尻湖 (平成6年)	長野県	平成16～20年度 (第3期)	野尻湖	1 (AA)	1.7 (平成15年度)	1.5 (平成20年度)	2.0	—	—	—	0.12	0.005 (Ⅰ)	0.004 (平成15年度)	0.005 (平成20年度)	0.007	合併処理浄化槽の整備、水生植物を利用した水質浄化池による水質浄化、流入水路等のごみ清掃
八郎湖 (平成19年)	秋田県	平成19～24年度 (第1期)	調整池・ 東部承水路	3 (A)	10	9.4	8.1	0.6 (Ⅳ)	0.71	0.93	1.2	0.05 (Ⅳ)	0.090	0.067	0.097	下水道(処理人口5千人)(普及率65→75%)、農業集落排水施設(処理人口3千人)、合併処理浄化槽(処理人口1千人)、ごみ焼却施設(処理能力60t/日)、粗大ごみ処理施設(処理能力15t/日)、濁水の流出防止、施肥の効率化、減農薬・減化学肥料栽培の推進、エコファーマーの認定、方上地区自然浄化施設の整備、西部承水路の流動化促進、防潮水門の高度管理による湖水の流動化の促進、湖岸の自然浄化機能の回復、外来魚等未利用魚の捕獲による窒素、燐の回収と魚粉リサイクル
			西部承水路		12	9.5	9.5		0.81	1.4	1.1		0.064	0.077	0.064	
					(平成18年度)	(平成24年度)			(平成18年度)	(平成24年度)			(平成18年度)	(平成24年度)		

注1:数値は、COD、全窒素及び全燐に係る環境基準値(上限値)であり、括弧内の記号(アルファベット又はローマ数字)は、当該湖沼の「利用目的の適応性」の類型を示している。当該類型に応じて、当該湖沼の環境基準値が設定されている。

注2:「基準年水質」とは、水質目標値と比較するための基準年度(計画初年度の前年度)の水質

注3:「現状水質」は、環境基準値が複数ある場合には、その最大値

注4:( )内の数字は計画期間での事業量を示す。